

平成29年12月 1 日（金曜日）

第 2 号

平成29年第4回北海道議会定例会会議録

第2号

平成29年12月1日（金曜日）

議事日程 第2号

12月1日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第33号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (95人)

議長 101番 大谷 亨 君
 副議長 70番 勝部 賢 志 君
 1番 菊地 葉 子 君
 2番 阿知良 寛 美 君
 3番 浅野 貴 博 君
 4番 安住 太 伸 君
 6番 川澄 宗之介 君
 7番 小岩 均 君
 8番 内田 尊 之 君
 9番 大越 農 子 君
 10番 太田 憲 之 君
 11番 加藤 貴 弘 君
 12番 久保秋 雄 太 君
 13番 清水 拓 也 君
 14番 千葉 英 也 君
 15番 塚本 敏 一 君
 16番 道見 泰 憲 君
 17番 船橋 賢 二 君
 18番 丸岩 浩 二 君
 19番 梅尾 要 一 君

20番 菅原 和 忠 君
 21番 中川 浩 利 君
 22番 畠山 みのり 君
 23番 藤川 雅 司 君
 24番 白川 祥 二 君
 25番 新沼 透 君
 26番 赤根 広 介 君
 27番 田中 英 樹 君
 28番 中野渡 志 穂 君
 29番 佐野 弘 美 君
 30番 宮川 潤 君
 31番 荒当 聖 吾 君
 32番 安藤 邦 夫 君
 33番 山崎 泉 君
 34番 佐藤 伸 弥 君
 35番 沖田 清 志 君
 36番 笹田 浩 君
 37番 松山 丈 史 君
 38番 市橋 修 治 君
 39番 稲村 久 男 君
 40番 梶谷 大 志 君
 41番 笠井 龍 司 君
 42番 中野 秀 敏 君
 43番 野原 薫 君
 44番 花崎 勝 君
 45番 三好 雅 君
 46番 村木 中 君
 47番 吉川 隆 雅 君
 48番 吉田 祐 樹 君
 49番 佐々木 俊 雄 君
 50番 田中 芳 憲 君

51番	富原 亮 君	90番	布川 義治 君
52番	八田 盛茂 君	91番	加藤 礼一 君
54番	東 国 幹 君	92番	喜多 龍一 君
55番	内海 英徳 君	93番	竹内 英順 君
56番	大崎 誠子 君	94番	本間 勲 君
57番	小畑 保則 君	95番	伊藤 条一 君
58番	角谷 隆司 君	98番	神戸 典臣 君
59番	小松 茂 君	99番	高橋 文明 君
61番	長尾 信秀 君	100番	和田 敬友 君
62番	中司 哲雄 君	欠 席 議 員 (4人)	
63番	藤沢 澄雄 君	5番	池端 英昭 君
64番	村田 憲俊 君	53番	松浦 宗信 君
65番	北口 雄幸 君	60番	千葉 英守 君
66番	小林 郁子 君	96番	川尻 秀之 君
67番	橋本 豊行 君	欠 員 (2人)	
68番	広田 まゆみ 君	69番	
71番	中山 智康 君	97番	
72番	大河 昭彦 君	<hr/>	
73番	志賀谷 隆 君	出席説明員	
74番	吉井 透 君	知 事	高橋 はるみ 君
75番	真下 紀子 君	副 知 事	山谷 吉宏 君
76番	森 成之 君	同	辻 泰弘 君
77番	金岩 武吉 君	同	窪田 毅 君
78番	池本 柳次 君	総務部長 兼北方領土対策 本 部 長	中野 祐介 君
79番	滝口 信喜 君	総務部職員監	梅田 禎氏 君
80番	須田 靖子 君	総務部危機管理監	橋本 彰人 君
81番	高橋 亨 君	総合政策部長	佐藤 嘉大 君
82番	佐々木 恵美子 君	総合政策部 交 通 企 画 監	黒田 敏之 君
83番	三井 あき子 君	総合政策部 空 港 戦 略 推 進 監	藪 紀洋 君
84番	星野 高志 君	環境生活部長	小玉 俊宏 君
85番	三津 丈夫 君	保健福祉部長	佐藤 敏 君
86番	平出 陽子 君	経 済 部 長	阿部 啓二 君
87番	吉田 正人 君		
88番	岩本 剛人 君		
89番	遠藤 連 君		

経済部観光振興監 木本 晃 君
経済部食産業振興監 田辺 利信 君
農政部長 小野塚 修一 君
水産林務部長 幡宮 輝雄 君
建設部長 渡邊 直樹 君
建設部建築企画監 須田 敏則 君
財政局長 森 隆司 君
財政課長 猪鼻 信雄 君
秘書課長 三橋 剛 君

警察本部長 北村 博文 君
総務部長 池田 康則 君
警務部長 伊藤 隆行 君
生活安全部長 齋藤 教彰 君
交通部長 磯部 哲志 君
総務部参事官
兼総務課長 尾辻 英一 君

教育委員会教育長 柴田 達夫 君
教育部長
兼教育職員監 佐藤 寛 君
学校教育監 村上 明寛 君
総務課長 岩渕 隆 君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石 剛司 君
議事課長 小山 志津生 君
議事課主幹 本間 治 君
議事課主査 中澤 正和 君
議事課主任 林 幸雄 君
同 小倉 拓也 君

午前10時3分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 監査委員から、例月出納検査の結果及び住民監査請求の要旨について報告がありました。

1. 人事委員会委員長から、議案第7号及び第19号ないし第24号について意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

松山 丈史 議員
市橋 修治 議員
稲村 久男 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第33号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第33号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

野原薫君。

○43番野原薫君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表して、当面する道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、北朝鮮のミサイル発射についてであります。

北朝鮮は、国際社会が繰り返してきた非難と自制を求める声に耳を傾けることなく、先月29日に新たなミサイルの発射を強行しました。

北朝鮮によって繰り返されるこうしたミサイル発射は、国家による犯罪行為に等しく、道民の生命や漁業生産を直接脅かしかねない暴挙であり、断じて容認することはできません。

知事は、道民の安全、安心をどのように確保していくのか、見解を伺います。

次に、北海道創生総合戦略の推進についてであります。

人口減少は、本道の経済や道民の暮らし、まちづくりなど、あらゆる面に影響を及ぼす根本的な課題であり、道においては、平成27年10月に策定した北海道創生総合戦略に基づき、市町村や経済界など関係団体等と連携を図りながら、さまざまな施策を進めていますが、本道の人口は、平成9年の570万人をピークに、ことし1月現在では537万人にまで減少しています。

国が地方創生という政策目標を打ち出してから、約3年が経過し、道が策定した5年間の創生総合戦略も中間年を迎え、これまでの取り組みや成果をいま一度振り返り、今後の進め方を改めて考える時期に来ているのではないかと考えます。

先月16日に開催された北海道創生協議会では、若者の地元定着、呼び込みの推進をテーマに、戦略の推進状況や今後の方向性などについて、議論が交わされたと聞いております。

こうした産学官による議論などを踏まえ、道では、これまで進めてきた創生総合戦略の成果や課題をどのように捉え、来年度に向けた取り組みの方向性についてどう考えているのか、伺います。

次に、日欧EPAやTPP等への対応についてであります。

7月に大枠合意をした日欧EPAに続き、先月には、米国を除く11カ国によるTPPの閣僚会議が開催され、交渉の大筋合意が確認されました。

こうした国際貿易交渉の流れを見ると、今後、本道の1次産業や食品製造業をめぐる国際的な競争環境が一層厳しくなるものと考えざるを得ません。

一方、1次産業分野の体質強化は一朝一夕にできるものではなく、競争力強化に向けた対策に今から着実に取り組まなければなりません。

先日、政府が決定した総合的なTPP等関連政策大綱では、「農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再

生産が可能となるよう、（中略）経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。」とともに、「成長産業化に取り組む生産者を応援する。」といった考え方が示されています。

国は、今後、この大綱を踏まえた予算を措置していくこととなりますが、道としても、国の対策予算をフルに活用するなどして、日欧EPAやTPPなど、貿易に関する国際的な枠組みの合意の影響を見据えた、中長期的な競争力強化対策に全力で取り組む必要があると考えます。

道は、今後、どう対処する考えなのか、伺います。

次に、行財政運営についてであります。

近年の台風被害等を考えれば、防災対策などの公共事業を積極的に推進し、災害に強い地域社会づくりを進めていくことが、安全、安心な地域社会の実現を願う多くの道民の負託に応えることにつながると考えます。

また、本道の社会資本の多くが老朽化し、点検、補修の必要性が高まっていることから、地域の状況を踏まえ、十分な予算を確保する必要があります。

一方、道の財政状況をストックの面から見たとき、道債残高が、ここ10年間ほどは5兆円を上回る水準で推移しておりますが、投資的経費の抑制に取り組んできた結果、臨時財政対策債を除く道債残高は、平成18年度ころの5兆円超から、近年では3兆円台後半へと低下しております。

しかしながら、健全化判断比率の一つである将来負担比率は、平成29年度で315.7%と、都道府県の中では46位となっており、阪神・淡路大震災の影響などで47位となっている兵庫県を除くと、実質的に、全国で最も将来負担比率が高い状況となっております。

道は、先日の委員会で、行財政運営方針の後半期における方向性について考え方を示されましたが、安全、安心な地域社会の実現という、道民の最も基本的な負託に応えられるよう、防災、減災に資する公共土木施設等への投資を着実に進めていくとともに、将来世代の負担が過大とならないよう、将来負担比率などのストックに関する指標も注視しながら、道債残高を初めとする負債の状況にも十分留意し、財政の健全化に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

道が見直しを進めている行財政運営の基本方針では、財政運営とともに、行政運営に関しても、昨今の経済社会環境の変化や、道の行政運営の基盤である道庁組織の現状などを踏まえた見直しの検討が求められています。

さきの定例会での我が会派の代表質問で、道の厳しい財政状況を踏まえ、今後、多様化、高度化する道政上の諸課題に的確に対処するため、客観的な証拠、いわゆるエビデンスに基づく効果的な施策展開と客観的な評価の重要性を指摘し、見解を伺ったところ、知事からは、「エビデンスに基づく政策展開が一層重要になる」との認識が示されました。

こうした知事の考えに基づき、今後、道政が的確に運営されていくためには、例えば、現在、見直しを進めている行財政運営の基本方針に、エビデンスに基づく施策展開や政策評価の考え方を位置づけるなどの対応も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、国の補正予算についてであります。

現在、国では、年末に向けて、補正予算案の編成作業が進められていますが、近年、国の公共

事業予算は、当初予算ベースで見ると、平成26年度からほぼ横ばいの状態が続いており、それまでの削減傾向から脱しているとはいえ、人件費や資材費等の増加のほか、老朽化対策など、新たに必要な事業もふえてきており、これまで補正予算によってカバーしているというのが実態であります。

本道においては、台風によって2年連続で被害が発生するなど、地域の安全の確保に向けて、防災・減災対策がより重要性を増しています。

道外の都府県と比べ、より多くの社会資本ストックを抱えていることなどから、老朽化対策に要する経費も今後さらに増大していくことが見込まれますが、道は、今回の国の補正予算編成の動きに対し、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、道産食品の輸出目標についてであります。

道では、道産食品の輸出拡大に向け、シンガポール、バンコクでのアンテナショップの開設や商談会の開催など、さまざまな取り組みを進めており、平成28年に道内港を経由した輸出額だけで702億円に上っております。これに加え、道外港を経由して輸出された道産品も考慮すると、1000億円を上回ることが見込まれます。

今後、道産食品の輸出を一層拡大していくためには、道外港を含めた道産食品の輸出実態を把握した上で、より実態に即した新たな輸出目標を設定し、取り組みを推進することが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、エネルギー政策についてであります。

道が8月に実施したエネルギーに関する道民意識調査では、道民の多くが、二酸化炭素の排出量が少ないエネルギーの利用を支持する一方で、再生可能エネルギーの導入に伴う追加的な経済負担については、消極的な声が約66%と多数を占めたとの結果が明らかにされております。

また、原子力エネルギーについては、依存度を可能な限り低減させるべきといった声や、徐々に減らし、将来的にはなくすべきとする声が多くなっております。

泊原発の停止に伴う電力料金の値上げによって影響があったと回答した方は約85%に上っていることも考えると、道民の多くが、原子力を当面の過渡的エネルギー源と受けとめ、泊原発の再稼働による電気料金の引き下げを期待しているものと考えます。

知事は、このたびの道民意識調査の結果をどのように受けとめ、今後、どのようにエネルギー政策を展開していく考えなのか、伺います。

次に、北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想についてであります。

北海道に本拠地を移して以来、日本ハムファイターズは、さまざまな地域イベントにも積極的に参加するなどして、多くの道民に親しまれており、北海道民に夢と元気を与えてくれる存在となっています。

球団を運営する株式会社北海道日本ハムファイターズは、これまで以上に高いレベルで球団運営などを行うことができるステージとして、球場を核とする新たなボールパーク構想を検討しており、現在、拠点を置いている札幌市や、北広島市が誘致に名乗りを上げ、球団と、候補地の選

定などについて協議を進めているものと承知しております。

候補地の具体的な選定に当たり、道が管理する真駒内公園が新たな候補地となり得るとして、札幌市と球団との間で話し合いが行われていると報じられていますが、こうした北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想について、道は、どのような認識を持ち、今後、どう対応していく考えなのか、伺います。

次に、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。

先月22日に、日本オリンピック委員会と札幌市による会談が行われ、札幌市が、国内候補都市として、国際オリンピック委員会の招致プロセスに参加することが正式に決定をしました。

来年10月の正式立候補に向けて、今後、準備作業が本格化しますが、4500億円を超えるとされている開催経費の削減や、スピードスケート競技会場の候補地とされている明治北海道十勝オーバルの改修、アルペンスキー競技会場の候補地のニセコ地域において、ワールドカップ等、世界レベルの大会の開催実績がないことなど、多くの課題も伝えられており、札幌市と関係市町との調整も含め、道の果たす役割が重要になってくると考えます。

道は、今回の決定をどのように受けとめ、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、道職員の働き方改革についてであります。

道では、働き方改革推進方策を取りまとめるなど、企業の生産性の向上と一体となった働き方改革の推進に取り組んでいるところです。

一方、道内企業の大宗を占める中小企業と、公務員の職場である道庁とでは、職員の採用や処遇などの面で違いが大きいため、一律に論じることはできませんが、現在、国において時間外労働時間の上限として検討されている年間で720時間を超える時間外労働を行っている職員が依然として見られるなど、職員の健康面やワーク・ライフ・バランスの確保の面から、道職員の働き方改革も、早急に取り組まなければならない課題となっています。

こうした状況を踏まえ、道は、平成27年4月に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定し、時間外勤務の削減等に取り組んでいますが、昨年度までの実績を見る限り、長時間労働の是正が進んでいるとは言えない状況にあります。

道職員の働き方改革を推進するためには、働く側の意識改革や職場ごとの改善工夫の積み重ねに加え、働かせる側である道庁における、業務の徹底した見直しや内部調整プロセスの簡素化、業務分担の見直しといった業務改革の取り組みと並行して進めることが不可欠であります。

本道での働き方改革につながるよう、道として、職員の働き方改革にどのように取り組む考えなのか、見解を伺います。

次に、観光振興についてであります。

道では、インバウンド観光の振興を本道の成長戦略の柱として位置づけ、2020年までに訪日外国人来道者数500万人を目標とする北海道インバウンド加速化プロジェクトを策定し、さまざまな振興策に取り組んでいます。

最近は、入国管理制度の改定が進められ、我が国周辺の国々の順調な経済成長とも相まって、本道を訪れる外国人観光客が急増していますが、こうした事態を想定した受け入れ体制の整備にはおくれが見られます。

海外からの観光客の方々に十分満足していただける受け入れ体制となっていない中での需要の急増は、一種のバブル景気であり、北海道のインバウンド観光を一過性のブームに終わらせないことが重要であります。

こうしたことから、道では、現在、厳しい財政状況を踏まえつつ、受け入れ体制の充実といった諸課題を乗り越え、持続的な発展が見込める観光地として成長していくために必要な財源の確保について、観光審議会の部会などを開催し、関係業界や有識者の御意見も伺いながら、検討を進めており、先日の委員会で中間的考え方が示されたところです。

この中では、新たな財源を活用した取り組みのイメージとして、人材不足対策などの中長期的な課題や、観光案内施設の設置といった、民間事業者では対応が困難な課題、医療通訳、外国語での案内表示、バリアフリー化など、緊急を要する課題等への対応を示していますが、新たな財源を広く薄く行き渡らせるという考えでは、先ほど申し上げた外国人観光客等の受け入れ体制を早急に整備することは困難と考えます。

道は、限られた新財源をどのように確保し、どのような取り組みに重点投入することによって、外国人観光客の皆さんに繰り返し訪れたいと思っただけの観光立国・北海道を実現する考えなのか、伺います。

次に、民泊条例についてであります。

民泊に関しては、10月27日公布の政令で、法の施行日が来年の6月15日と決定され、こうした動きを見越して、民間事業者の新規参入の動きが活発化しつつあると報じられるなど、民泊ビジネスの具体化に向けた動きが着実に進展しているものと受けとめています。

道においても、さきの定例会で、道が条例に盛り込む営業制限の基本的な考え方を示すなど、法施行に向けた準備を急いでいると考えますが、届け出の受け付けは、法施行日を待たず、来年3月15日から可能とされており、また、法の規制内容が確実に遵守されるためには、保健所設置市を初めとする道内の市町村と連携しながら、事業者の届け出や指導監督、違法業者の取り締まりなどを適切に実施できる執行体制を早急に構築することが求められます。

道は、道民の良好な生活環境の確保と、国内外からの観光需要への的確な対応に向けて、どのように執行体制を整備していく考えなのか、伺います。

次に、J R北海道の路線見直しについてであります。

10月28日に開催された、J R北海道、町村会、市長会のトップと知事が一堂に会した4者会談で、国に対して支援を求めていくという基本的な考え方については、出席者の間で意見の一致を見たとのことであります。今回の会談が、地域での協議を加速するきっかけになることを期待するものです。

こうした中、これまでJ R北海道との協議に慎重だった札沼線沿線の自治体が、バス転換の可

能性も含めて検討することとなったと報じられるなど、議論が前に進む兆しが出てきました。

こうした判断ができたのは、4者会談での関係者による意見の一致もさることながら、有識者による助言に加え、利用実態、地域の人口構成など、具体的なデータに裏づけられた現実や将来見通しが明らかになってきたことが大きかったと考えます。

道は、こうした動きが他の沿線地域での協議に好影響を与えるよう、引き続き、しっかりと取り組むべきであります。

一方で、JR北海道の路線見直し問題が時間との競争であることも事実であります。

道では、現在、JR北海道の路線網を含めた本道全体の総合的な交通ネットワークのビジョンについて検討を進めており、年度内を目途に取りまとめていくこととしていますが、地域での協議のペースがこれまでと変わらなければ、年度内の取りまとめはもとより、国に対し、この問題に関するオール北海道の考え方を、時期を失することなく訴えることも難しくなってきます。

知事は、JR北海道が路線見直しを表明してからの1年を振り返り、この問題について、現状をどう認識し、今後、どのようにリーダーシップを発揮して取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、北海道航空振興基金の創設についてであります。

このたび、道は、空港運営の民間委託が行われることに鑑み、道が保有する北海道空港株式会社——HKKの株式の売却収入をもとに、運営権者や関係自治体等と連携し、道内空港の機能強化と道内航空ネットワークの充実強化などを図るための事業に充てる目的で、基金を設置するとのことあります。

このたび売却する株式は、昭和38年にHKKが空港ビル事業を開始するに当たり、千歳空港の整備促進を図り、本道の総合開発の推進に寄与することを目的として、道や地元・千歳市、札幌市など地方公共団体が設立資本金の2分の1を出資して取得したものです。

現在進めているコンセッション方式による民間委託の方法をとる以上、やむを得ないことですが、今後も、道が、道内の航空ネットワークの形成などに中心的役割を果たしていくためにも、このたびの株式の売却収入を、HKK設立当時の目的に沿って活用することが求められます。

道は、この基金をどのように活用していく考えなのか、伺います。

次に、バックアップ機能の発揮についてであります。

本道は、食料自給率が全国を大きく上回るなど、我が国の食料基地としての役割を担っており、大規模自然災害の発生時においては、バックアップ拠点としての機能の発揮が求められます。

道が進めている、雪氷冷熱を活用した農産物の長期貯蔵は、自然災害など非常時における食料供給の安定化に加え、物流コストの増大の要因となっている季節間での物流の増減、輸送量の集中や、片荷現象などの解消にも寄与するものです。

また、季節変動の少ない安定的な出荷や、需要に合わせた高価格での出荷、備蓄された農産物を活用した食品加工による高付加価値化などを進めることにより、雇用機会の拡大や地域経済の

活性化にも結びつくものと考えます。

食料供給の安定化に向けた農産物の長期保存など、拠点形成を通じた地域の活性化を図るとともに、災害時に本道がバックアップ拠点としての役割を果たしていくため、道はどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、大規模建築物の耐震化についてであります。

平成25年に改正された耐震改修促進法では、不特定多数の利用者が集まる大規模建築物などの耐震診断と、その結果報告が義務化され、報告を受けた所管行政庁は結果を公表することとされました。

道内でも、この法改正に伴い、耐震診断と改修工事などが進められ、道や札幌市など、道内の所管行政庁では、そうした状況を踏まえ、10月に耐震診断結果の公表を行ったと承知しております。

その結果を見ると、今回、公表対象となった建築物の727件のうち、震度6強や7といった巨大地震を想定した場合、危険ありなどとされたものが176件となっており、内訳を見ると、大型商業施設や宿泊施設といった建築物ばかりでなく、学校施設も26%を占めており、こうした施設を利用する方々の安全、安心の確保が大きな課題であると考えます。

また、病院や市町村の総合庁舎なども含まれていますが、こうした施設こそ、地震災害の発生時には、対策拠点として、万全の機能を果たす必要がある施設であり、早急な整備が求められます。

道は、このたびの診断結果を踏まえ、道内の建築物の耐震性の向上に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、アイヌ政策の推進についてであります。

道では、現在、道内におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的な施策のあり方を検討するため、生活、教育、就業などの状況や、施策に対する認識などについて、アイヌ生活実態調査を実施しており、国でも、この調査と並行して、アイヌ民族の方々との意見交換会や関係市町村からの聞き取りなどを進め、これらの結果を、民族共生象徴空間の開設までに再構築することとしているアイヌ政策に反映させる考えとされております。

2020年の開業日に向けて、民族共生象徴空間の具体化が加速する中、道としても、もう一方の柱である新法制定の実現を含め、アイヌ政策の充実のために、積極的に国に働きかけていくべきと考えます。

またあわせて、これらの動きに関連して、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画や、第3次のアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策についても、改定に向けて準備を進めておく必要があると考えますが、知事の認識を伺います。

次に、犯罪被害者等への支援についてであります。

犯罪被害者等への理解を道民に一層浸透させ、充実した支援につなげていくために、第1回定例会において、我が会派の同僚議員から、条例の制定について知事に伺ったところ、支援方策の

あり方や被害に遭われた方々への支援に重点を置いた条例の検討を進める旨の答弁があったところでございます。

さきの委員会では、この条例の素案が示され、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減を図るなど、社会全体で犯罪被害者等を支えるとしておりますが、精神的にも大変厳しい状況に置かれている被害者等への支援については、道民全体に取り組みの輪を広げていく必要があると考えます。

条例に基づく取り組みを実効性のあるものとするため、道は、どのように取り組みを進める考えなのか、伺います。

次に、国民健康保険についてであります。

急速な高齢化の進展に伴い、医療費のさらなる増加が懸念される中、医療保険制度の安定に向けて、新たな国民健康保険制度が来年4月から始まります。

道では、制度移行に備えて、北海道国民健康保険条例案を提案するとともに、事業費納付金の概算額を算定し、制度移行後も引き続き保険者として保険料の決定や収納などの役割を担う市町村に示しており、市町村では、今後、概算額などをもとに、予算、保険料の決定などを行っていくこととなりますが、住民への説明や財政的な対応など、移行作業には課題も多いと考えております。

間近に迫った制度移行に向けて、各市町村の取り組みはもとより、財政運営の責任主体となる道の取り組みが重要となってまいります。道は、円滑な制度移行に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、障がい者の意思疎通に関する総合的な支援等についてであります。

障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会からの提言を踏まえ、さきの委員会で、各条例の素案が示されましたが、意思疎通の総合的な支援に関する条例の素案では、意思疎通手段の理解の促進など、4項目の基本方針が掲げられております。

意思疎通には、点字や音声、手話、要約筆記など、さまざまな手段がありますが、このような多様な意思疎通手段があることをまずは広く知っていただくことが、道民の理解の促進に向けた最初の一步であると考えます。

また、言語としての手話の認識の普及等に関する条例の素案では、手話が言語であるとの認識を深め、手話が使いやすい社会の実現を目指しておりますが、独自の体系を持つ言語であることの理解は、まだ浸透していない状況にあります。

このような状況の中、多様な意思疎通手段の理解や、言語としての手話の認識を深めていくためには、知事みずから先頭に立って、手話などの多様なコミュニケーション手段を活用し、情報発信をしていくなどの姿勢を示すことが重要であると考えますが、見解を伺います。

次に、畜産経営安定法の見直しについてであります。

畜産経営の安定に関する法律の一部が改正され、来年4月からは、指定生乳生産者団体を經由しなくても、一定の条件を満たす事業者が加工原料乳として仕向けた場合には、加工原料乳生産

者補給金が受けられることになりました。

生産者からは、これまでどおり安心して出荷できるのかという不安の声も聞かれますが、10月末には、新たな制度の詳細を定めた政省令や通知が出され、生産者補給金に係る年間販売計画の基準、集送乳調整金の交付要件などとともに、加工原料乳の数量認定や立入検査など、道の役割も明らかになりました。

新たな制度は、我が国の牛乳・乳製品の安定的な需給構造の確立に向けて、極めて大きな役割を担うものと考えております。

現在、生乳生産は全国的に減少傾向にあり、本道への期待が高まっておりますが、全国の生乳生産の5割以上を占める本道で、生産者が意欲を持って酪農経営に取り組むことができるよう、道は、生乳の安定取引の確保や経営の安定に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お尋ねをします。

次に、アキサケの資源回復と定置漁業の経営安定化についてであります。

アキサケは、ホタテガイ、昆布と並ぶ本道の主要な水産物であります。ことしのアキサケの漁獲状況を見ると、平成に入って最低だった昨年の漁獲量を大きく下回っており、今後の資源回復や漁業経営への影響が懸念されるところであります。

このような中、昨年比で7割減と、特に大きな落ち込みが見られる太平洋のえりも以東海域や根室海域では、将来を見据えて、採卵のための親魚の確保対策として、アキサケの河川遡上を促すため、定置網の一部を自主的に撤去するなど、漁業者みずからの判断で取り組んでいると伝えられております。

現在、道が策定を進めている第4期北海道水産業・漁村振興推進計画に、アキサケなどの漁業生産の早期回復と安定化に向けた重点的な取り組みが盛り込まれるほか、平成31年から始まる定置漁業権の切りかえに向けた方針が9月に策定されたとのことですが、道は、アキサケの資源回復や定置漁業の経営の安定を図るため、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、林業大学校など、森林づくりを担う人材の育成機関についてであります。

道内で利用期を迎えたカラマツなどの森林資源を適切に管理し、持続可能な林業生産活動に必要な総合的な知識、技能を有する人材の育成等を計画的に進めていく必要があることから、我が会派では、これまでの定例会での質問において、森林づくりを担う人材の育成確保や、林業大学校など、森林づくりを担う人材の育成機関について、それぞれ伺ってきたところであります。

道では、これまで、林業大学校などの設立に向けて、企業、地域の声や有識者からの意見を聞きながら、検討を進めてきており、先日の水産林務委員会で、北海道の森林づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方が報告され、人材の育成や、施設の設置、運営方法などのあり方等が示されました。

道は、今後、どのような考え方に沿って人材育成機関の設立を進めていく考えなのか、スケジュールも含めて伺います。

次に、教育問題について伺います。

初めに、教員の資質向上についてであります。

さきの委員会では、教員育成指標案が報告され、指標では、本道が理想とする、求める教員像を示して、そのキーとなる資質、能力を、初任、中堅などの段階ごとのキャリアステージに応じて育成していくこととしておりますが、教員像は、学校の現状や地域の実情などを十分踏まえたものでなければ、意味がないものと考えます。

道教委では、今後、どのような教員像を求めていくことになるのか、伺います。

また、この指標をもとに、計画的、系統的、一体的な教員の育成など、四つの柱について検討を進め、教員の資質、能力の向上に取り組むとしておりますが、中でも、研修の質の向上の取り組みが重要と考えます。

教員が、キャリアステージに応じて、必要な資質、能力を身につけていくためには、研修を体系化し、より効果的かつ効率的に実施できる研修計画を策定し、研修の重点化を図っていく必要がありますが、今後、どのように取り組みを進めていく考えなのか、あわせて伺います。

最後に、学力向上の取り組みについてであります。

今年度の全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書の委員会報告の中で、道教委は、全国平均正答率との差が5教科で縮まるとともに、正答数の少ない児童数の割合が減少するなど、改善の傾向が見られるとしながらも、多くの教科で全国平均に達していないことや、児童生徒の質問紙調査の項目で、授業の内容はよくわかる、平日、学校の授業以外に1日当たり1時間以上勉強すると回答した子どもの割合が低いなどの課題があると認識しております。

子どもたちの学力向上は、一朝一夕になるものではなく、学びの工夫や、ふだんの学習の積み重ねなど、地道な取り組みが求められるところであり、課題とされている、授業以外の学習時間の確保など、学習環境を整えていくことが重要です。

子どもたちが身近な学びの素材に自然と向き合えるよう、学校、家庭、地域などが一体となって、身近なことから取り組んでいく必要があると考えますが、道教委は、現在、策定を進めている教育推進計画の中で、学力向上をどのように位置づけ、取り組んでいく考えなのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）野原議員の御質問にお答えをいたします。

道政上の諸課題に関し、まず、北朝鮮によるミサイル発射についてであります。北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国連安保理決議に明白に違反する暴挙であり、断じて容認することはできません。

道では、全国知事会や北海道東北地方知事会等と連携し、毅然とした外交交渉の推進や、国民保護に万全の措置を講ずることなどについて国に要請するとともに、ミサイルが発射された11月29日に、北朝鮮に対して抗議文を送付いたしましたところであります。

私といたしましては、道民の皆様方の安全、安心を確保していくことが何より重要と考えるところであり、万が一の事態に備え、避難行動への理解を深めるための啓発資料の作成などの取り組みを進めてきたところであり、今後とも、国や市町村などと連携し、本道における危機対応能力の強化を図ってまいります。

次に、創生総合戦略の推進についてであります。道では、人口減少問題への対応に向けて、地域と連携しながら、各般の施策に取り組んできているところであり、人口流出の抑制や、人口が増加に転ずるなど、徐々に成果があらわれてきている市町村もある一方、道外への転出者の多くを10代と20代の若年層が占める中で、本道各地への若者の呼び込みと定着を推進するとともに、出生率を全国平均にまで引き上げるため、子どもを産み育てたいという希望をかなえる取り組みの充実が必要であると考えているところでもあります。

こうしたことから、今後は、結婚から子育てまでの一貫したサポートに加え、働き方改革の推進、道内外の若者たちが地域や地元企業に関心と愛情を持つ仕組みづくりに重点を置くなど、官民の連携により、多様な施策を組み合わせながら、未来を担う若者たちが希望を持って暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、国際貿易交渉への対応についてであります。私といたしましては、いかなる国際環境下にあっても、本道の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくためには、生産性の向上や競争力の強化を図ることが何よりも重要と考えるところであり、先月、関係団体の皆様方とともに、農水大臣などに対し、万全の対策を講ずるよう要請してきたところでもあります。

国においては、農林水産分野における、牛肉、豚肉等の生産者の経営安定のほか、チーズや木材製品等の競争力を高めるための対策などを盛り込んだ、総合的なTPP等関連政策大綱を取りまとめたところであり、今後とも、こうした対策の確実な実施に向けて、必要な予算の確保などを強く求めていくとともに、道といたしましても、農林水産業の生産を支える基盤づくりを初め、成長しつつあるチーズやワインの振興に向けた支援、輸出の促進などの施策を積極的に展開してまいります。

次に、行財政運営についてであります。道財政は、平成30年度以降も、縮小傾向にはあるものの、依然として収支不足が生ずる見通しにあり、将来負担比率についても、都道府県の中で高い水準にあるなど、厳しい状況にあるため、32年度までの後半期3年間において、引き続き行財政改革に取り組む必要があると認識をするものであります。

一方で、道民の安全、安心な暮らしを守る観点から、防災・減災対策や、老朽化した施設の維持管理、更新など、必要な社会資本整備は着実に進めることが重要と認識をいたします。

このため、今後の財政運営に当たっては、将来世代の負担軽減の観点から、道債残高などの状況を踏まえた財務体質の改善に留意しながら、投資的経費についても、限られた財源の中で、効果的な整備や適切な維持管理を行ってまいります。

次に、エビデンスに基づく政策展開などについてであります。経済社会情勢が大きく変化する状況のもとで、限られた行財政資源を最大限に生かしながら、多様なニーズに対応した政策を

展開していくためには、いわゆるエビデンスの活用が有効であると考え、各種調査結果を踏まえての施策の立案や、成果指標に基づく政策評価など、PDCAサイクルの確立に取り組んできているところであります。

私といたしましては、エビデンスに基づく政策展開の推進に向け、職員の意識の醸成や情報の収集・分析能力の向上、さらには、統計を初め、各種データの活用を促進する環境の整備などの取り組みについて検討を行い、現在、見直しを進めております行財政運営方針に基本的な考え方を掲げ、政策の実効性を高めてまいる考えであります。

次に、国の補正予算への対応についてであります。道では、このたびの補正予算に関する国の動きに対し、本道への重点配分を初め、近年頻発する自然災害に対する防災・減災対策や施設の老朽化対策など、さまざまな地域課題に対し、幅広く対応が可能な予算となるよう要望してきているところであり、引き続き、地域の実情に配慮した事業の把握に努めながら、国の動向を踏まえ、時期を失することなく、予算の確保に向けて取り組んでまいる考えであります。

また、予算措置がなされた場合には、可能な限り早期に発注を行うとともに、地元企業の受注機会の確保に努めるなど、本道の景気の下支えや地域の雇用確保といった、補正予算の効果が最大限発揮されるよう、取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、道産食品の輸出についてであります。道産食品の可能性を最大限に発揮して、輸出を拡大していくためには、道内港に加え、道外港からの輸出を含めた道産食品の物流の実態や市場ニーズなどを踏まえて、きめ細やかな施策を展開することが重要と認識いたします。

このため、道では、生産者や貿易商社からのヒアリングなどにより、輸出実態の把握に努め、道外港を経由した道産食品の輸出額を、平成28年においては333億円と推計したところであります。

この推計額と道内港からの輸出額を合わせますと、道産食品輸出額は1000億円を超えているものと考えるところであります。

こうした実態を踏まえ、海外でブランド力が浸透してきた道産食品の安定的、効率的な商流・物流網の構築を図るとともに、道外港を経由した道産食品の輸出額も含めた新たな目標の検討を行うなど、今後、輸出拡大に向けた取り組みを加速してまいります。

次に、エネルギー政策についてであります。今回の道民意識調査は、新たに基金を設置し、新エネルギーの導入促進に取り組む中、今後の施策の参考とするために実施をしたものでありまして、調査結果では、再生可能エネルギー、原子力、火力などのエネルギーをバランスよく組み合わせることや、環境への配慮、コストの抑制などを重視する御意見が多かったものと考えるところであります。

暮らしと経済の基盤であるエネルギーについては、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、多様な構成とすることが重要であり、地域の特性や資源を効果的に活用した取り組みを支援するなどして、エネルギーの地産地消の取り組みを全道各地に広げ、暮らしの豊かさの実現や経済の活性化につなげ

てまいる考えであります。

次に、ボールパーク構想についてであります。日本ハムファイターズは、これまでも、北海道の球団として、毎シーズンの活躍はもとより、地域に密着したさまざまな取り組みを通じ、本道の活性化に寄与されているところであり、私といたしましては、今後とも、この北海道を拠点に活躍していただくことを何よりも望んでいるところであります。

ファイターズが掲げるボールパーク構想につきましては、現在、候補地の提案を行った札幌市や北広島市とファイターズとの間で協議が進められていると認識するところであり、真駒内公園の活用についても話題に上ったとお伺いをしているところでありますが、まずは、札幌市において、都市計画上の位置づけや取り扱いを整理していただくことが必要と考えるものであり、今後、札幌市から御要請があれば、他の候補地と同様に、球団の意向もお伺いをしながら、必要な協力を行ってまいります。

次に、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてであります。先日、JOCが、札幌市を開催都市の候補地として、IOCとの対話ステージに参加することを決定したことは、開催実現に向けた第一歩を踏み出したものと認識いたします。

道といたしましては、これまで、札幌市とプロジェクトチームを設置し、大会経費の削減や既存施設の有効活用等の計画策定、また、大会のレガシーとなる施設整備などについて、検討を行ってきているところであり、今後、札幌市以外の会場候補となる自治体との広域的な調整などにも積極的に役割を果たしてまいる考えであります。

私といたしましては、この大会を通じて、本道の魅力や文化を世界に伝えるとともに、道民の皆様方が、夢を描きながら、スポーツに親しみ、挑戦する好機となるよう、札幌市や関係自治体、競技団体、経済界などとの連携を強め、開催実現に向けて、オール北海道で取り組んでまいる考えであります。

次に、職員の働き方改革についてであります。道においては、職員の健康や組織活力の向上を図る観点から、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を定め、管理職員を初め、職員の意識改革や時間外勤務の縮減、休暇の取得促進など、働き方改革に向けた取り組みを進めてきているところであります。

こうしたことに加え、来年度から、業務の減量化に向けた行財政運営方針に基づく取り組みとして、廃止や簡素化という視点での庁内手続の一斉点検を実施しますほか、長時間労働の見直しや、仕事と、子育て、介護等の生活が両立できる職場環境を整備するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた実効性のある取り組みを着実に進めながら、全ての職員が、健康で、意欲と能力を十分発揮できるよう、職員の働き方改革を加速するなど、道内企業等における取り組みと相まって、働き方改革が進むよう努めてまいる考えであります。

次に、観光振興に関する新たな財源の検討などについてであります。現在、検討を行っている観光審議会の部会では、急増する外国人観光客の受け入れ体制などを整備するため、人材の育成確保や地域の取り組みへの支援、Wi-Fiを含む通信環境、観光案内所などインフラの整備

といった、全道的な課題に対する取り組みをさらに充実強化し、加速化していく必要があり、そのための財源を安定的に確保するには、先行する東京、大阪のような地方税による手法を導入することが望ましいなどの意見も出されているところであります。

道といたしましては、地域の皆様方の意見を伺い、来年2月には観光審議会の答申を受け、議会での御議論をいただきながら、外国人観光客はもとより、全ての観光客の皆様方に繰り返し訪れたいと思っただけの、国際的に質や満足度が高い観光地を目指してまいる考えであります。

次に、民泊条例に関して、執行体制についてであります。民泊法の施行に当たっては、観光客や住民の皆様方の安全、安心の確保を前提に、北海道にふさわしい適正な民泊の推進が図られるよう、法令を初め、道条例等の内容を周知徹底するとともに、衛生面、安全面の確保や、近隣住民とのトラブルの防止、さらには、旅館業法に基づく無届け民泊の規制を行うための指導監督体制の整備が重要と認識いたします。

道といたしましては、札幌市などの保健所設置市はもとより、消防や警察などの関係機関と連携した総合窓口を設置し、届け出を初め、事業に関するさまざまな相談に対応するとともに、定期的な立入検査の実施のほか、違法民泊等に係る住民の皆様方の苦情、通報に基づく現地調査や取り締まりなどに対応できる実効性の高い執行体制を、来年度に向けて整備してまいる考えであります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。道では、これまで、鉄道網の持続的な維持に向け、国への支援要請や、交通政策に関する新たな指針づくりとともに、交通体系のあり方について、関係市町村と検討を積み重ねてきておりますが、先日発表されたJ R北海道の通期業績予想は、さらなる悪化が見込まれているところであり、今後、こうした取り組みを一層加速していく必要があると考えるところであります。

道といたしましては、本定例会終了後、直ちに、J R北海道が徹底した自助努力と経営情報の開示を行うよう、市長会、町村会などと、国に、J R北海道への指導を求めるとともに、2030年ごろの北海道を見据え、鉄道を含む総合的な交通ネットワークの実現に向けた新たな指針の原案を年内に取りまとめるなど、指針の策定に向けた検討を急いでまいります。

また、地域での検討協議の場において、有識者も交えながら、地域が必要とするさまざまな情報の提供や、実情を踏まえた取り組みの提案を行うなど、道と沿線自治体が一体となって、最適な公共交通ネットワークのあり方に関する議論を加速させながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向けて、より一層積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、北海道航空振興基金の活用についてであります。本道経済を活性化していくためには、道外はもとより、海外との人流、物流を拡大させ、海外の成長力を取り込むことが必要であり、道では、道内7空港の運営の一括民間委託を通じて、空港や航空ネットワークの機能を強化し、観光振興、道産品輸出の一層の拡大を図ることが重要と認識いたします。

道といたしましては、当初の出資目的に鑑み、株式の売却収入を財源として新たな基金を設置

することとし、その活用方策については、策定中の航空ネットワークに関する新たなビジョンの内容を反映するとともに、運営権者や地域の関係者と連携しながら、空港機能の高度化、多機能化による利用者利便の向上、道内13空港の航空ネットワークの充実強化や、航空貨物機能の強化などといった事業の戦略的な展開を図り、道内全域の経済を活性化し、本道の持続的な発展につなげてまいる考えであります。

次に、バックアップ機能などについてであります。本道は、200%を超える食料自給率を維持しており、全国に対して、食料供給基地としての役割を担うとともに、非常時などにあっては、高いバックアップ機能を発揮できるものと認識するものであります。

こうした強みを生かし、今後とも、我が国の食料の安定供給を確保するため、農地、農業水利施設、漁港施設等の食料生産基盤の整備や、美唄市などで取り組まれている、雪氷冷熱を活用した農産物の長期貯蔵の普及を図ってまいる考えであります。

また、拠点としての機能強化に向けて、首都圏等の本社機能の移転や、データセンターの立地促進などに取り組み、産業振興、地域雇用の創出、地域間交流の拡大などを通じて、持続可能で強靱な社会経済システムの構築を進めてまいる考えであります。

次に、建築物の耐震化に向けた取り組みについてであります。不特定多数の方々を利用する、公共施設を含む大規模建築物などの耐震化は、道民の皆様方の安全で安心な生活を確保することはもとより、災害時の拠点施設としての機能の確保の観点からも、何よりも重要と認識するものであります。

今回の診断結果で、耐震性が不足している建築物が176件あり、耐震化に向けた対応が未定の施設もありますことから、早急に耐震化を進める必要があると受けとめているところであります。

建築物の耐震改修については、学校や病院、市町村の総合庁舎などに対する国の支援制度のほか、道においても、民間の大規模建築物に対する補助制度などを設けているところであり、道といたしましては、こうした制度の活用を促すとともに、国に対して、補助率の引き上げなど、施設の所有者にとって利用しやすい制度となるよう要望するなどして、早期の建築物の耐震化に向けた取り組みを積極的に進めてまいる考えであります。

次に、アイヌ政策の推進についてであります。我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定は、アイヌの人たちにとって長年の悲願であり、道といたしましても、これまで、アイヌ協会と連携し、その制定に向け、国に強く要望を行ってきているところであり、そうした中、国においては、現在、アイヌ政策の再構築に向け、立法措置を含めた総合的な検討を進めていると認識いたします。

道といたしましては、引き続き、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌの人たちの意向が新たな施策に十分に反映されるよう、国に強く働きかけるとともに、道の各施策についても必要な見直しを行い、アイヌ文化の振興及び理解の促進、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう努めてまいります。

次に、犯罪被害者等への支援についてであります。犯罪被害者やその御家族は、犯罪等による直接的な被害だけではなく、その後も偏見や好奇の目にさらされるなど、2次的被害に苦しめられることが少なくないことから、早期に平穏な生活を取り戻していただくことができるよう、犯罪被害者等への十分な配慮と、被害の状況に応じた適切な支援を行うことが重要と認識いたします。

道といたしましては、条例の制定を契機に、犯罪被害者等への支援の必要性についての道民や事業者の理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成を図るとともに、相談対応や情報の提供、日常生活への支援、2次的被害の防止などに向けて、国や市町村、民間支援団体等との連携協力のもと、効率的な取り組みを展開してまいります。

次に、国保制度の移行に向けた取り組みについてであります。このたびお示しをした国保事業費納付金の概算額等の算定に当たっては、負担の公平化の観点から、保険料の平準化を目指しつつ、市町村と十分に協議しながら、激変緩和措置等にも充分配慮を行ったところであります。

今後、市町村では、住民の方々への説明を行いながら、保険料を決定するほか、道や国保連との間の会計手続の整備、事務の標準化などを進める必要があります。道では、こうした準備のため、引き続き、わかりやすい情報提供や助言に努めていくこととしているところであります。

また、道といたしましても、所要の規定や組織体制の整備などを行うこととしており、こうした取り組みを着実に進め、円滑な制度移行と安定的な運営に向け、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、障がいのある方の意思疎通の支援などについてであります。道民の皆様方に、障がい特性に応じた多様な意思疎通手段があることや、手話が言語であることの認識が広がり、理解を深めていただくことは、大変重要なこととあります。

このため、道では、各種会議やイベントなどへの手話通訳者の配置、印刷物の点字版作成など、これまでにも、多様な意思疎通手段を用いて情報発信に努めてきているところであります。

私といたしましては、意思疎通支援部会の御提言をいただき、意思疎通に関する条例と手話言語条例を取りまとめ、来年の第1回定例道議会に提案をさせていただきたいと考えているところであります。今後、これを契機として、私自身も手話などで挨拶を行うことを含め、全庁を挙げて、さまざまなコミュニケーション手段による情報発信により一層取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。

次に、生乳取引と酪農経営の安定に向けた取り組みについてであります。国では、今般、新たな加工原料乳生産者補給金制度について、補給金の対象事業者に求める安定的な年間販売計画の基準や、集送乳調整金の交付対象となる指定事業者の要件等を示したところであります。道がこれまで国に要請してきた、対象事業者の節度ある取り組みを求めることなどの内容は、おおむね反映されたものと理解いたしております。

道といたしましては、本制度の来年4月の施行に向け、国とも連携し、道内の関係者に対する制度の周知徹底を図るとともに、補給金の対象事業者の指定など、新たな制度に円滑に対応する

ための、関係団体や乳業メーカーなどと連携した全道的な体制を整備し、数量認定や乳業工場等に対する立入検査を適切に実施するなど、生乳の安定取引の確保と酪農経営の安定に努めてまいりる考えであります。

次に、アキサケの資源回復などについてであります。近年、稚魚の飼育環境の悪化や海洋環境の変化などにより、本道のアキサケ資源は大きく減少しており、増殖用の親魚の不足や漁業経営への影響が生じているところであります。

このため、道では、健康な稚魚を育てるため、増殖団体が行う老朽化した施設の整備や、疾病の抑制に効果がある天然ハーブの成分を含む餌の導入に対して、引き続き支援するとともに、沿岸環境に合わせた放流を指導してまいりる考えであります。

また、夏から秋にかけて海水温が高く推移する傾向にあるため、これまでの、9月に漁獲が集中する資源構造を見直し、10月以降の来遊を含めたバランスのよい資源づくりを急ぐほか、平成31年の定置漁業権の切りかえにおいて、親魚の確保、経営合理化の観点から検討を進め、アキサケ資源の早期回復や定置漁業の経営安定が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、森林づくりを担う人材の育成機関についてであります。道では、林業や木材産業の即戦力となり、将来、企業などの中核を担う人材を新たに育成するため、地域との連携のもと、拠点となる施設を道が設置し、専門的な知識や技術、マネジメント力の習得に向けて、2年間の実践的な教育を展開することなどを柱とした基本的な考え方を取りまとめたところであります。

道といたしましては、有識者の御意見、道議会での御議論などを踏まえ、運営体制や施設の概要などを明らかにした基本構想を本年度末までに策定し、カリキュラムの作成、施設整備や実習場所の確保、さらには、産学官とのネットワークづくりなどを進め、平成32年度をめどに、全国一の森林資源を有する本道にふさわしい人材育成機関の設立に取り組んでまいりる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）野原議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関し、まず、教員の資質、能力の向上についてでございますが、道教委では、新たな時代に対応した質の高い教員の確保等を図るため、教員育成指標や、その前提となる教員像について、検討を進めてきたところでございまして、このたび、保護者や地域住民の期待に応え、学びの充実はもとより、信頼される学校づくりを推進するために、求める教員像を、強い使命感や倫理観とともに、教育的愛情を常に持ち続ける教員、実践的指導力や専門性の向上に主体的に取り組む教員、地域などとも連携協働しながら、課題解決に取り組む教員とした育成指標をお示ししたところでございます。

道教委といたしましては、教員一人一人がこうした教員像を実現するためには、体系的、効果的な研修により、教員の学びや成長を支えていく必要がありますことから、初任段階や中堅段階などのキャリアステージに応じた資質、能力を重点的に育成するための新たな教員研修計画を年

度内に策定することといたしており、教員が、ともに学び合い、高め合うことができる質の高い研修となるよう、市町村教育委員会や大学等とも十分に連携し、研修内容の充実を図りながら、教員の資質、能力の向上に積極的に取り組んでまいる考えでございます。

次に、学力向上の取り組みについてでございますが、今年度の全国学力・学習状況調査では、全国の平均正答率との差が縮まるなど、改善の傾向が見られるものの、記述式問題で全国よりも無回答率が高いことや、授業の目標、振り返りが子どもたちに十分に意識されていないこと、また、望ましい生活習慣が十分身につけていないことなどの課題が見られるところでございます。

道教委といたしましては、こうした課題を解決し、子どもたちの確かな学力を育むためには、教育関係者はもとより、保護者、地域の方々が、子どもたちの日々の学習における望ましい姿や、その実現に向けた方策をこれまで以上に共有していく必要があると考えておりまして、現在、策定を進めている新しい教育計画の中に、課題意識を持って学習に粘り強く取り組む姿勢や、家庭学習の時間などを目標として示すとともに、具体的な施策として、子どもが主体的に学ぶための授業改善について、各学校への指導助言を徹底するほか、保護者が子どもとのかかわり方について学ぶ研修会を開催するなど、より一層、学校、家庭、地域、行政が一体となって、学力向上の取り組みを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 野原薫君。

○43番野原薫君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事及び教育長から、それぞれ御答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきます。

初めに、北海道創生総合戦略の推進についてであります。

知事は、人口減少問題に対応する各般の施策によって、徐々に成果があらわれてきている市町村もあるとの認識を示されましたが、全国と比べた本道の出生率や人口の社会減の状況などを全道的な視点から見ると、十分な成果が上がっているとは言えず、この問題は、短期間で解消することが困難な課題であることがうかがえます。

こうした課題の解決には、住民の生活に密接に関連するさまざまな行政サービスの担い手であり、まちづくりの主体でもある市町村と十分に連携し、特に、若い住民の方々の声に丁寧に耳を傾け、彼らの立場に寄り添った対策に一つ一つ着実に取り組み、人口減少問題の解決に向けた北海道創生総合戦略の推進に、腰を据えて取り組むべきことを指摘しておきます。

次に、エビデンスに基づく施策展開等についてであります。

道は、これまでも、当面する道政上の諸課題に対処するため、行政運営のあり方などをその都度見直してきておりますが、ややもすれば、縦割りの組織のもとでの対症療法的な対応が積み重ねられてきたとの印象を拭えません。

最近の情報通信技術の進歩は、産業界はもとより、さまざまな社会システムにも大きな影響を与えており、グローバル化の進展とも相まって、新しい産業革命の時代に入ったとも言われております。

そうした大きな社会環境の変化を踏まえ、道の限られた人的、財政的な資源を最も効率的に活用し、道民の負託に添えていくためには、客観的データや情報など、いわゆるエビデンスに基づく施策展開、政策の評価、見直しが欠かせません。

そのためには、業務や組織運営の抜本的な見直しはもとより、ICTの利活用、職員の意識改革、資質の向上などを全庁的な課題として捉え、長期にわたり、庁内横断的に取り組む必要があります。

こうした取り組みを真に実効あるものとするためには、組織のトップである知事が強いリーダーシップを発揮して取り組むべきことを指摘しておきます。

次に、道産食品の輸出目標についてであります。

ただいまの答弁では、道産食品全体としては1000億円を超える輸出が既の実現しているとの認識が示され、新たな輸出目標の検討について表明されましたが、今後、道産食品の輸出を一層拡大していくためには、輸出される品目ごとの市場ニーズを踏まえた、きめ細やかな取り組みが求められます。

道は、こうした状況を踏まえ、新たな目標の設定に当たっては、これまでの趨勢を品目別に分析でき、民間企業の輸出戦略にも活用が可能となるように、きめ細かな目標設定に留意しつつ、できる限り早期に設定を行うべきことを指摘しておきます。

次に、観光振興についてであります。

答弁では、Wi-Fiを含む通信環境などの整備を求める意見が観光審議会の場合でもあったとのことですが、日本語にふなれな外国からの観光客の方々に、安全、快適に道内観光を楽しんでいただくためにも、また、道内各地に分散している魅力的な観光スポットやイベントなどに足を運んでいただくためにも、北海道の広域性を踏まえた情報通信環境の整備充実が欠かせません。

今後、インバウンド需要の一層の拡大を見据えた新たな財源の検討を進めるに当たっては、財源の使途に関する踏み込んだ検討が求められますが、その際には、情報通信環境の整備の重要性を踏まえ、外国人利用者の声にも十分耳を傾け、外国人観光客の方々のニーズに添えられるよう、財源を重点的に投入すべきことを指摘しておきます。

最後に、バックアップ機能の発揮についてであります。

最近、南海トラフを震源とする巨大地震等の発生の可能性や、より具体的な被害想定が公表され、首都圏、近畿圏に集中している経済社会機能を各地に分散させ、バックアップ拠点として機能させることの重要性が改めて注目されています。

道では、これまで、持続可能で強靱な社会経済システムの構築とバックアップ機能の強化に向けて、さまざまな取り組みを進めていますが、その中でも、食料備蓄機能は、農業、水産業などが本道の基幹産業となっていることや、積雪寒冷な気候条件など、本道の強みを最も効果的に発揮できる分野であります。

食料のバックアップ拠点としての機能強化を図ることによって、我が国の大規模災害時における国民の食の安心の確保に大きく貢献できるばかりでなく、平常時においても、農産物などを低

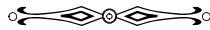
コストで長期保存することによって、農産物の高付加価値化や加工食品の生産拡大などを通じ、地域経済の活性化にも寄与できることから、モデル地域の指定を検討するなど、本道のバックアップ拠点機能の一層の強化に、今後とも積極的に取り組むべきであることを指摘しておきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 野原薫君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後1時2分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

橋本豊行君。

○67番橋本豊行君（登壇・拍手）（発言する者あり）民進党・道民連合議員会を代表して質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてです。

知事は、5選出馬をめぐって、先日、現時点での御自身の考え方を明らかにされました。

北海道で生涯を過ごす思いを強く持っていると言われたようですが、これは、道産子ではない高橋知事に対する道民の視線を意識した言葉なのだと推察します。

北海道に対する道民の思い、これまでの発展と未来など、こうした北海道への知事の思い、姿勢が問われる場面は幾度もありました。我が会派も、そうした観点から、これまで何度も高橋知事の政治姿勢をただし続けてきたわけです。

また、知事は、今後、北海道をさらに高める役割を果たしたいとも述べたとされています。

道産子ではない知事が、これまで、いかに苦勞されてきたのか、我々には察することができませんけれども、これまでの4期16年間——現時点では14年の経過において、北海道の価値はどのように高まってきたとお考えなのか、知事が道外出身であることをどのように生かしてきたのかということも含めて、具体的に認識を伺います。

知事の任期中、残念ながら、北海道は低空飛行を続けてきました。高橋知事によるこれといった成果はなく、政権のかけ声とは裏腹に、人口減少対策も、一億総活躍も、道内経済の活性化も進んでいません。北海道の展望は全く見えてこないのが現状です。

知事は、4期にわたって培ってきたノウハウが道民生活の向上や道経済の活性化に必要となると述べたそうですが、TPPを初めとして、政権の意向に従順な姿勢を示すだけで、その場しのぎの対応を繰り返してきただけではありませんか。

北海道に立脚した政策づくり、国に対して毅然と物を言う姿勢、こういったものが全く欠如してきた、そう言わざるを得ないのです。

今、北海道は、JR北海道問題や空港民営化、人口減少対策の取り組みなど、非常に大きな課題に直面する一方で、知事のその場しのぎの行財政運営により、道庁の政策力や発信力は低下の一途をたどっており、知事の主体性のなさも相まって、今後の対応について、市町村を初め、道内各界から懸念されている状況です。

そのような厳しい状況の中で、知事がおっしゃるノウハウというのはどういったものであるのか、そして、そのようなノウハウをどのように活用していきたいと考えるのか、所見を伺います。

次に、北海道創生総合戦略について伺います。

道では、人口ビジョンを作成し、2040年を見据えた人口の将来展望を示した上で、5年間の目標や施策の方向性をまとめた北海道創生総合戦略を策定し、重点戦略プロジェクトを中心に、各種対策が講じられています。

多額な予算が投じられているのですが、費用対効果や各種施策が与えた効果は検証されておらず、さらに、その成果も具体になっていません。

例えば、安心のまち・暮らし「住みいる北海道」プロジェクトには約50億円、そのうち、安心子育て環境づくりには約10億円もの予算が投じられていますが、これらが目標やKPIにどれだけ効果を与えたのかは検証できていません。

各種施策から得られる効果を明確にし、より有効で戦略的な実効性ある施策を展開しなければならないのです。

これまでの事業の効果をどう検証し、それぞれの課題をどう受けとめ、次年度に向けて対策を講じていこうとするのか、認識を伺います。

次に、危機管理に関して伺います。

先月29日、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、日本海沿岸の排他的経済水域内に落下しました。日本国民、道民の平和と安全を脅かすたび重なる行為に対し、これまで、道として国に対し要請行動を行い、道議会としても、再三、抗議の決議を行ってきたところです。

外交問題は国の専権事項であります。以前には、奥尻沖に落下したり、北海道の上空を通過するなど、道としても決して他人ごとではられません。

道民の安全、安心を守る立場の知事としても、北朝鮮に対して強い抗議の意思を示すべきと考えますが、所見を伺います。

ミサイル発射に関し、漁業関係者からは、沖合に出れば逃げることができないため、落下後の情報提供では遅く、事前の情報によっては操業を見合わせることもできるとの声があることから、知事みずから、漁業関係者とともに、国に対し、速やかな情報提供を求めてきました。

今回の発射に関し、国は早くからその情報を得ていたようですが、道は、国からの情報をいつの時点で受けたのか、伺います。

また、その後、漁業者や関係機関への情報提供、情報共有をどのように行ったのか、あわせて伺います。

次に、J R北海道について伺います。

現在、J R北海道が単独では維持困難とされた線区について協議が進められていますが、1年以上がたつのに、これまで、道としての考え方が示されないままです。

沿線自治体の協議では、単に、地元の負担を含めて、支援が可能かとか、地元の利用促進策だけの議論にならざるを得ないわけで、北海道全体を見通しての対象路線の重要性まで議論されることはなく、バス転換を表明されている線区については、経費の問題や利用状況などの問題から、バス転換を余儀なくされる可能性が大きいわけです。

オール北海道として、将来の鉄道網についても議論を加速し、次のステップを具体的に示していくことが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

現在、線区ごとの支援について協議が進められていますが、いつまで、どの程度の支援を行っていくのかは議論されていません。

北海道の交通網に関する指針は、2030年の北海道新幹線の札幌開業時までを想定して策定していますが、J R北海道への支援についても、自治体による協議とあわせて、トンネルなどの老朽化対応や耐震工事など、今後起こり得るJ R北海道の負担も考慮して、国との協議及び支援の具体的な対応を求めていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、空港運営の民間委託について伺います。

さきの決算特別委員会では、情報公開に消極的な道の姿勢が明らかとなりました。道の管理空港の運営を民間の手に委ねるといふ、極めて重要な判断をしようとしているにもかかわらず、そのプロセスは不明で、十分に判断ができる状況ではありません。

道は、今後の議論やプロセスを適正に進めるためにも、可能な限り事前の情報公開に努めるとともに、事業者選定後には事後的に全ての情報の公開を検討すべきです。

また、こういった情報公開の必要性を国に対しても求めていくべきと考えますが、所見を伺います。

北海道空港株式会社の株の売却に伴う24億円を原資として、北海道航空振興基金を創設し、民間委託を予定する7空港を含め、道内13空港の新規路線の就航誘致や空港の利用促進、設備更新、航空貨物の取り扱い強化などの新規事業に活用するとの基金条例が今定例会に提案されています。

そもそも、7空港の運営の民間委託では、民間委託とされない6空港を含めた道内13空港の利用促進策について提案を求めているときに、北海道航空振興基金を創設することは、S P C側の提案に水を差しかねない行為であり、財政が厳しい道や道民にとってもマイナスとなりかねない行為と考えますが、知事の所見を伺います。

また、北海道空港条例の改正も提案されています。

改正の趣旨は、7空港の運営の一括民間委託を進めるために、道管理空港における運営権者の選定手続などを定めるものと承知しますが、運営権者が変更となる場合、つまり運営権の移転については、知事の許可により可能という内容となっているわけです。

一方、空港運営の民間委託の根拠法であるPFI法では、原則として、議会の議決が必要とされており。

運営権の設定自体は、法律上、議会の権限とされているにもかかわらず、その移転、つまり運営権の売却などは知事限りでできることとする今回の条例案の考え方は、どのような理由によるものでしょうか。

国が示しているガイドラインでは、「譲受人となる事業者の要件及び移転に際して議会の議決が不要である旨が規定されているなど特別の定めがあれば、議決は不要」とされていることへの認識も含めて、所見を伺います。

次に、行財政運営について伺います。

平成28年3月に策定された道の行財政運営方針が、計画前半期の2年をほぼ終え、後半期として、32年までの3年間の方向性が先ごろ公表されました。基本的な考え方は、これまで行ってきた歳出削減について、緩和はするものの、今後も引き続き継続するというものです。

私どもの会派として、幾度となく、削減策は限界点に達しており、職員のやる気と道政の活気を失わせるだけと指摘してきましたが、削減一辺倒の手法は、もはや、今後の道の財政運営の有効な手法とはなり得ないのです。

むしろ、施策の大胆な見直しや優先順位の明確化など、予算編成の原点に立ち戻って、道の財政構造を転換していくことが重要です。

出口の見えない従来型の歳出削減から脱却し、新たな考え方に基づいた財政運営をすべきと考えますが、行財政運営方針についての知事の所見を伺います。

先日の決算特別委員会の総括質疑で、知事は、「将来世代の負担軽減の観点から、財務体質の改善にも留意しながら、道財政の健全化に向けて着実に取り組んでいく必要がある」と答弁しました。

今回示された、行財政運営方針の後半期の方向性でも、財務体質の改善については明記されています。

しかし、そこには何らの具体策も掲げられていません。とりわけ、実質公債費比率が平成27年度の水準を上回らないとした目標の達成は、知事も認めているとおり、来年度は厳しい見込みです。

知事は、みずから目標として掲げた実質公債費比率が目標を達成できない見込みであることをどう認識しているのか、伺います。

また、その認識を踏まえて、今後、何をどのように改善することで、財務体質の改善を図っていこうと考えているのか、所見を伺います。

次に、地方消費税の清算基準について伺います。

国は、来年度の税制改正で、清算基準の見直しを、人口による配分を重視し、都市部から地方へ配分を増加させる方向で検討しているとされており。

今回の見直しの方向性について、知事の所見を伺うとともに、道財政、道内の市町村の財政へ

の影響をどう捉えているのか、あわせて伺います。

次に、債権管理について伺います。

債権管理条例が来年の第1回定例会に提案される見込みです。

この条例の制定によって、これまで法的に不安定な処理であった不納欠損の整理が適正に行われることとなり、効率的な債権管理が進むと期待しますが、条例ができることで、平成28年度決算の時点で税外収入に累積された約131億円の収入未済額がどう縮減されると見込んでいるのか、条例制定による具体的な効果について伺います。

条例が安易な不納欠損整理に使われては本末転倒です。これまでの場当たりの事務処理から、適正、公正に債権管理を行って、収入未済の未然防止と回収につなげるための徴収手続の徹底が求められるわけですが、その対応についての所見を伺います。

次に、国際交渉への対応について伺います。

道は、先ごろ、日本とEU間のEPAの大枠合意を受けて、7月に続いて2度目となる国への要請を行いました。

生産性強化対策を初め、経営安定対策、また、チーズ等の乳製品や製材等に関する競争力の強化など、生産から輸出強化の対策まで、幅広い要望が盛り込まれているわけですが、こうした項目については、我が会派がかねてから指摘しているように、国際交渉のいかにかわからず、必要不可欠な施策、予算なのです。決して、合意内容を受け入れるための取引材料ではないのです。

豊富な資源を有する北海道の農林水産業をいかに活性化させていくかは、北海道のこれからの重要なポイントですが、これは、今の政権や道庁が進める、全面的で無防備な市場開放では、実現が不可能です。

担い手を確保し、農地、漁場、山林の荒廃を防ぎ、豊かな自然や景観を維持し、安全、安心な食の提供への国内外からの期待に応えるには、適切な国境措置、担い手への抜本的な所得保障などが総合的に展開されねばならないのです。

道がまず取り組むべきは、TPPや、EUとのEPA、そして、日米で説明が食い違う米国とのFTAなどの情報を入手し、それをもとにして影響を算定し、道民に明らかにして、対応を決めることです。

TPP及びEUとのEPAの本道への影響に係る調査実施についての所見を改めて伺います。

また、日米首脳会議での言及についての説明が日米で食い違っていますが、交渉入りした場合、本道への影響が極めて深刻になる日米FTAへの所見をあわせて伺います。

次に、稲作振興について伺います。

平成25年に決定された、国の、農林水産業・地域の活力創造プランに基づいて、生産数量目標の配分が29年産で廃止され、10アール当たり7500円の直接支払い交付金も、時限措置だとして廃止されます。

現場の農家は、来年以降の営農に大きな不安を抱いています。本道の稲作農家の所得を維持

し、稲作農家の将来不安を払拭するには、今後も、需給の均衡による米価の安定に的確に対応すべきと考えるものですが、米政策の見直しに伴う稲作農家の経営への影響に対する知事の認識と、今後の稲作農家の経営安定、本道稲作の発展にどう取り組むのか、所見を伺います。

次に、酪農振興について伺います。

本道の生乳生産量は全国の5割を超えていますが、生産量のうち、飲用向けは2割にとどまり、脱脂粉乳やチーズなどの加工向けのほとんどを北海道が担っているのです。

国際貿易交渉の影響は、とりわけ本道酪農には深刻であり、生産現場では、生乳需給への影響など、不安の聲が広がっていることは御承知のとおりです。

そうした中にもかかわらず、国は、約50年間続いてきた加工原料乳生産者補給金制度を、平成30年度から新たな制度につくりかえるとしています。

この制度は、生乳需給や酪農経営の安定にとって極めて大事な仕組みであり、これまでと同様に、十分な機能発揮が必要です。

加工向けの割合が圧倒的に高い本道の酪農家が将来に希望を持って経営に取り組めるよう、新たな制度が適切に機能し、本道の多様な経営体を発展、育成させていくことが何より重要と考えますが、道として、新たな制度の適切な運用と経営体ごとの発展にどう取り組むのか、伺います。

次に、漁業について伺います。

海水温等の海洋環境の変化や、近年多発する台風等による漁業被害に加え、公海において外国船によりサンマ等が大量に漁獲されるなど、本道の漁業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

また、私の地元である道東の海域では、不漁のサンマにかわり、マイワシの水揚げが急増していますが、マイワシの大半はミール向けであり、海洋環境の変化等で増加する魚種について、消費拡大の推進などで付加価値を向上させることが急務です。

道は、先ごろ示した、第4期水産業・漁村振興推進計画の素案の基本方針の1番目で、海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化を掲げており、海洋環境の変化などに対応する生産体制づくりを一刻も早く進めることが、近年の深刻な不漁への対策にもなる最も重要な課題と考えますが、今後、どう取り組むのか、伺います。

次に、林業について伺います。

本道の地域経済の基盤でもある林業・木材産業を担う人材の育成確保は大きな課題であり、地域や林業事業体からは、即戦力となり、将来、現場を管理できる人材を育成する林業大学校などの設立を求める声が多く寄せられています。

道議会でも議論が重ねられてきており、さきの第3回定例会の我が会派の代表質問に、知事は、年内を目途に、林業大学校など人材育成機関の設立に関し、基本的な考え方を取りまとめると答弁し、さきに、基本的な考え方が公表されたと承知しています。

この基本的な考え方に基づいて、林業大学校などの人材育成機関において、必要とされる人材

をどのように育成していくのか、知事の所見を伺います。

昨年11月にパリ協定が発効し、日本を含む批准国は、2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内対策の着実な実施が求められています。

国が2018年度の税制改正で結論を得るとしてきた仮称・森林環境税については、国税として徴収した上で、地方に配分し、市町村が主体となって実施する間伐などに充当する方向で議論が進められ、2024年度の制度創設の方針が固まったとの報道があったと承知します。森林環境税の創設は、森林整備の推進に貢献するものと考えます。

しかし、より効果的なものとするために、市町村の裁量により税を活用できる仕組みとするなど、地域がより主体となった森林づくりの推進への税制度となるよう、道は取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、新エネルギー導入加速化基金事業について伺います。

道は、省エネ・新エネ促進条例に基づく行動計画において、新エネルギーの数値目標を定めており、その達成に向けて、新エネルギー導入の取り組みを加速するため、道営電気事業の収益金を活用して新エネルギー導入加速化基金を創設し、当面は5年間で60億円、また、将来にわたり100億円規模の取り組みを行っていくと承知しています。

このうち、今年度から実施されているエネルギー地産地消事業化モデル支援事業は、公募方式で、最長5年の複数年、各年に1億円を上限に支援するものとして、4事業が認定されましたが、認定に当たり、全体でどれぐらいの応募があったのか、伺います。

また、選定の基準や方針を伺うとともに、このたび認定された4事業が、それぞれ、他の応募事業と何が違い、どうすぐれていたのか、これが道の行動計画の目標へどれぐらいの効果となるのか、数値等で具体的にお示してください。

9月末に、JXTGエネルギーの社長から、JXTGエネルギー室蘭製造所は赤字であり、内需の減退は今後も続くことから、損益改善を見込めず、2019年3月末に物流拠点に転換したいとの方針が公表され、撤退や事業転換が懸念されております。

地域経済や雇用に与える影響を初め、道企業局の室蘭工水の収益の7億円のうち、JTXGエネルギー室蘭製造所が27%も占めており、工水事業全体に大きな影響が生じることが懸念されています。

道は、室蘭市と連携しながら、JXTGエネルギーにどのように対応し、撤退や事業転換に関してどのような話し合いが持たれているのか、伺います。

次に、いわゆる働き方改革について伺います。

本道で働く女性や若者を含む多くの労働者は、全国に比べ、年間総労働時間が長く、非正規労働者の割合が高いなど、厳しい就労環境に置かれており、本道の社会経済の持続可能性を高めるために、働き方改革はもはや待ったなし状況です。

先般、北海道働き方改革推進方策が示されましたが、全ての職場で働きやすい環境を整備し、経営者と労働者の双方の意識改革を進めていくことが何より重要です。道としてどのように進め

ていく考えなのか、知事の見解を伺います。

政府が決定した働き方改革実行計画のうち、大きな項目として、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善があります。

しかし、同一労働同一賃金への取り組みは、道内においては、全くと言っていいほど進んでいないのではありませんか。

同一労働同一賃金に向けて、企業では、賃金表の改定等、さまざまな作業が必要になるわけで、特に、中小企業においては、マンパワーやノウハウの不足などによって、対応したくてもできないといった事態も想定されます。

対応に苦慮する中小企業に対して、相談機能の強化や支援策の拡充など、道として万全の体制整備が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

道を初め、各市町村では、臨時職員、非常勤職員の処遇が大きな課題になってきました。

5月に、地方公務員法及び地方自治法の改正案が成立しています。会計年度任用職員について期末手当の支給が可能になるなど、一定の改善は評価できますが、円滑な実施や、さらなる制度改善の必要性、円滑な実施のための課題がなおも残るわけです。

施行期日は2020年4月で、今後、詳細な実施方法などが示され、各自治体でも議論が始まっていくことになります。

道議会では、これまでも、臨時・非常勤職員の処遇について議論されてきたわけですが、企業に同一労働同一賃金や働き方改革を呼びかけていく自治体こそが率先して取り組まねばならない課題です。

今回の改正を道としてどう受けとめ、今後、どのように対応していくのか、見解を伺います。

厚生労働省の2016年分の毎月勤労統計調査結果によれば、本道では、道民の月間現金給与総額が、全国より6万円以上も低い29万5020円にとどまっています。これでは、道内からの労働力のさらなる流出を防げないと、道議会でも再三議論されてきました。

こうした状況を食いとめ、本道全体の稼ぐ力を高めるために、道内企業の99%以上を占める中小企業の成長は大変重要であり、道として、さまざまな方策で、全力で支援を講じるようお願いしたい。

国においては、下請中小企業の人件費の上昇分を発注価格に適切に反映させるなど、取引条件の改善を図るため、昨年12月に、下請中小企業の振興基準を改正し、周知徹底を図っていると承知していますが、知事は、中小企業の現状をどのように認識し、賃上げにつながる中小企業の適正な利益の確保にどう取り組むのか、見解を伺います。

次に、観光に関し、法定外目的税等について伺います。

道は、ことしの第1回定例会で、観光振興に係る新たな財源を検討するとの考えを示して以来、北海道観光審議会にその議論を丸投げし、審議会に置かれた検討部会が、先ごろ、中間取りまとめを報告されたと承知します。

この報告では、新たな施策課題として、人材確保・育成、地域の取り組みへの支援、観光イン

フラの整備が挙げられているわけですが、これらのことは、これまでも議論され、取り組まれてきた課題です。

新たな財源の確保の根幹となるべき施策課題がこうしたものであつては、ただ単に観光予算額の増大だけが目的と受けとめられ、真に必要な観光予算について議論されたのか、甚だ疑問です。

既存の観光施策をどう評価し、法定外目的税の導入等の必要性を議論しているのか、知事の所見を伺います。

道は、これまで、北海道観光審議会からの答申を受けて、道としての方向性を示すと答弁してきましたが、道としての方向性を示す前の、さらに審議会の答申の前の検討部会での中間取りまとめの段階において、パブリックコメントを実施するとしているわけです。

過去、こうした例は聞いたことがありませんが、なぜ、事前のパブリックコメントを実施するのか、各段階でその都度パブリックコメントを行うということなのか、今後の導入検討の進め方について伺います。

次に、民泊について伺います。

道は、来年6月の法施行を見通して、民泊条例の策定作業を進め、このたび素案が示されました。

素案では、小中学校周辺、住居専用地域のほか、別荘地や道路事情等に配慮された制限が行われたことで、道民の不安は、一定程度、解消されたものとは考えますが、家主居住型が制限の対象外とされていることなどについては、都市部を中心に懸念が残るわけです。また、法施行後に明らかとなる課題も当然出てくるでしょう。

導入後は、無許可営業への対応、住民からの相談に係る窓口体制、防犯対策等、昼夜を分かたぬ対応が予想されます。

道としても、執行体制の構築が課題とされてきたわけですが、法施行に向けての体制を、市町村との連携も含めて、どのように構築し、条例の制定目的である、道民の生活環境の保全及び適切な民泊事業の推進を図ろうとするのか、伺います。

次に、国民健康保険について伺います。

来年度から都道府県が担う国保の運営に向けて、今定例会に道の国保条例案が提案されるなど、準備は大詰めです。

道は、今後、国保運営の責任主体として、保険者機能を発揮する役割も担うこととなるわけで、市町村における事務業務の効率的な実施や、医療を初めとする保健、福祉の全般に配慮した施策に必要な支援を行うことが、さきに策定された北海道国民健康保険運営方針でも示されたところです。

道は、他府県に比べて高い医療費水準の引き下げや医療費の適正化に向けて、どのように取り組んでいくのでしょうか。本道の状況を踏まえての具体的な取り組みに係る所見を伺います。

次に、意思疎通条例及び手話の普及等に関する条例の制定について伺います。

道障がい者施策推進審議会の意思疎通支援部会で9回にわたって議論された意思疎通条例及び手話の普及等に関する条例の案が、パブリックコメントの実施までこぎつけました。

障がいを持たれる全ての方々を対象とした意思疎通支援を手話言語と分けて、2本立てにしたことで、知事の当初の公約から一段と進んだ考え方になったわけですが、公約として打ち出した知事は、この条例制定の考え方、対応をどう受けとめているのか、所見を伺います。

実効性のある条例にしていくためには、条例制定後の運用が重要であることは言うまでもありません。

道民への周知を初め、手話通訳者の養成、さまざまな場面での手話対応など、条例を生かしていくための明確なビジョンと、それに基づく施策展開が求められることになるわけですが、知事は、どのようなイメージを持って運用されようとするのか、伺います。

次に、男女平等参画について伺います。

北海道男女平等参画推進条例が制定されてから、15年以上が経過していますが、市町村の状況を見ると、条例制定は19市町村、基本計画策定は56市町村にとどまっているのです。

この15年は、知事の道政執行の期間と全く重なるわけです。この間、社会に根強かった意識や社会慣習の上での性別による役割固定的な考え方等、さまざまな課題を社会全体の問題として捉え、共生、協働という考え方が広く理解され、あるいは、性的マイノリティーの人権や価値観の尊重なども重要な視点として捉えられるようになってきました。

知事は、道政執行の中で、どのような平等社会、共生社会を目指してきたのか、伺うとともに、市町村の取り組みの状況への所見を伺います。

道は、第3次男女平等参画基本計画を策定するに当たり、第2次基本計画に盛り込まれていない、防災や災害復興における男女平等参画の促進、貧困など生活上の困難に直面している人々への支援などの項目を盛り込むこととしています。その理由は、国の計画で強調されているからとされていますが、この認識には違和感を覚えます。

今回の計画改定では、北海道の地域性や北海道が抱える課題等をどう考慮しているのか、その基本認識を伺うとともに、国が強調する2点を盛り込む意義、必要性について説明願います。

次に、北方領土問題について伺います。

10月26日から10月31日までの6日間、長谷川総理補佐官を団長とする調査団が、北方四島における共同経済活動の現地調査を行いました。

国後島、択捉島、色丹島で、それぞれプロジェクト候補地を視察されていますが、政府は、この調査を通じて、各分野での可能性調査のイメージができたとしているようです。

しかし、当事者でもある道に対して、どのようなイメージなのか、何ら具体的なことは示されていないと承知します。

また、サハリン州との間で、プロジェクトに関するタスクフォースを設置することで合意しており、政府は、五つのプロジェクト候補について確実な前進が図られたとしているわけですが、一体、何がどのように前進したのか、知事はきちんと把握されているのか、具体的な内容について

て示すとともに、道や北方領土隣接地域がどうかかわっていくのか、所見を伺います。

次に、北方基金について伺います。

道は、北方領土隣接地域の振興等を図るために、北方基金として100億円を積み立て、その運用益を活用し、地域の事業を支援してきましたが、近年の低金利により、ピーク時には5億円あった運用益は、1億円にも満たなくなり、基金原資の活用を検討していると承知しています。

基金原資の活用については、今後、必要な事業規模は、過去の運用益のピークの約5億円が一つの目安となることや、当面活用できる基金原資は約34億円だということが示されていますが、当面活用できる基金原資は限られており、基金原資の活用は、一括交付金制度の創設など、新たな枠組みの提案と両輪で検討すべきです。

将来の安定的な財源の確保のための新たな枠組みを示し、その上で、基金原資の活用策を議論すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、アイヌの人たちの生活実態調査について伺います。

道では、北海道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的な施策のあり方を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的に、11月から12月の期間で、道内に居住するアイヌの人たちの生活実態やニーズなどの調査を実施していると承知します。

調査では、アイヌの方々が居住している市町村を通じて、生活全般にかかわる基礎的なデータを把握するほか、施策に対するアイヌの人たちの御意見を伺うとのことでした。

道は、調査の結果は、現在、国において行われている、立法措置を含めたアイヌ政策の再構築のための検討にも活用され、大変重要な調査であるとしているわけではありますが、本当にアイヌの人たちに資するものとなるのでしょうか。立法化されるのか、国の対応は不透明です。

知事としても、国に対して強く立法化を求めるべきと考えますが、所見を伺います。

また、生活や教育に係る施策に、生活実態調査をどう生かそうと考えているのか、あわせて伺います。

次に、札幌オリンピック・パラリンピックについて伺います。

先月9日、2026年冬季五輪の国内候補都市の募集が締め切られ、札幌市のみが誘致プロセスへの参加意向を示しました。これにより、日本の候補地はほぼ札幌市となる見通しとなったわけで、1972年以来、2度目の開催に向けて一歩前進したことについて、競技団体を初めとした関係者や道民の期待は大きいものがあります。

開催都市である札幌市が主体的な役割を担うとはいえ、スポーツ立国を目指す道としても他人ごとではいられないが、現時点での状況に対する知事の認識を伺うとともに、今後の札幌市との協議を含めて、どのように関与していくのか、伺います。

屋外リンクや、フィギュアスケート会場として想定される屋内リンクがある真駒内公園については、札幌市が、日本ハムファイターズのボールパークの設置候補予定地として提案することを検討していると承知します。

年度内にも候補地を絞り込むとのことですが、屋内外リンクの改修や建てかえ等がま

だ決定していない中で、もし仮に移転するようなことになれば、ボールパーク構想にも影響が出てくるのが予想されます。

真駒内公園でのボールパーク構想に対する道の認識を伺います。

また、スケジュール的なことも含めて、どちらの協議が優先されるのか、あわせて伺います。

次に、大規模建築物の耐震化について伺います。

10月に、道内の大規模建築物のうち、耐震診断が義務化されている建築物の診断結果が公表されました。

それによると、震度6強から7程度の地震で、倒壊、崩壊の危険性が高いとされた施設が、ホテルや旅館では62施設中36施設、役所などの庁舎では37施設中17施設、小中学校では471施設中21施設となっており、この中には、耐震改修が未定なものも多く含まれています。

耐震化が進まない理由として、特に、民間施設では、事業の先行きが見通せないことや、資金繰り、耐震改修費の調達などとなっているようです。

風評被害や公的機関の業務への影響も懸念される問題であり、道として、耐震改修が一日も早く実施できるよう、財政的支援を含め、どう取り組むのか、知事の見解を伺います。

次に、サンルダムについて伺います。

サンルダム建設事業について、知事から、総事業費を32億円増の約591億円とする計画変更への同意が提案されております。

サンルダムは、天塩川水系の治水と利水を目的に、国が平成5年度から建設事業を開始し、26年度にはダム本体工事に着手しておりますが、この間に2度、総事業費が見直され、総事業費の増額は、今回分を含めると61億円になります。

知事の意見の案では、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」「徹底したコスト縮減を行い、総事業費の圧縮を図ること。」としています。

その上で、総事業費の増額に同意したいとする理由を伺うとともに、コスト縮減による総事業費の圧縮は果たされていると考えるのか、知事の所見を伺います。

次に、教育課題について伺います。

平成29年度の学力・学習状況調査にかかわって、道教委は、本道の子ども一人一人が、社会で自立するために必要な学力を確実に身につけることに向けた各種事業を行ってきました。

まず、社会で自立するために必要な学力を具体的にどう捉えているのか、教育長に伺います。

結果分析をもとにした授業改善だけでは、子どもたちにとって生きて働く力を身につけられるとは考えられません。

これまでの学力向上推進施策のみならず、教職員が自発的に研修に取り組める環境を整備すべきと考えますが、所見を伺います。

また、研修は、時間外や休憩時間に行われている実態があります。研修のあり方について、今後、どう改善するのか、あわせて伺います。

次に、いじめ問題について伺います。

いじめ問題にかかわり、いじめの認知件数が大幅に増加しました。

道教委として、いじめの原因がどこにあると考えているのか、まず伺います。

また、学校における解消率が97%を超えていることは、教員が、子どもたちの関係改善に向けて努力した結果と受けとめるべきであります。

本来であれば、子どもたちが自身で関係性を築いていける学校環境をつくらなければならないのです。

対症療法ではない取り組みの必要性について、教育長の所見を伺います。

来年度から、道徳の特別な教科化が始まります。いじめ問題に端を発した教科化ですが、価値観の押しつけとなってはなりません。

一つの価値観に収れんするような授業とならないよう配慮すべきですが、教育長の見解を伺います。

最後に、教職員の長時間勤務の解消について伺います。

道教委は、解消に向けてアクションプランを策定するとして、四つのアクションなどの骨子案をさきの文教委員会で報告しましたが、教職員は、この骨子案を見て、長時間労働に歯どめがかかると受けとめてくれると思うのか、教育長の所見を伺います。

また、解消は、今すぐにでも取り組むべき課題です。

アクションプランの策定とあわせ、すぐにでも並行して解消に取り組むべきと考えますが、あわせて見解を伺い、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）橋本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、北海道価値の向上などについてであります。私は、以前より、北海道に大きな可能性を感じてきたところであり、知事に就任後も、その気持ちを胸に、住んでいることが誇りに思える夢のある北海道をつくり上げたいとの思いのもと、豊かな食資源や雄大な自然、アイヌ文化といった、他の地域にはない本道の強みを最大限に生かし、北海道ブランドの向上に向けた取り組みなどを重点的に進めてまいったところであります。

この間、多くの皆様方との努力が実を結び、航空路線の拡大などによって、外国人観光客の増や食品輸出の伸び、さらには投資の活性化など、国内外において本道のブランド力は着実に高まってきていると受けとめているところであります。若年層の地域への定着や出生率の向上などの課題もあり、今後とも、北海道価値の一層の磨き上げや魅力の発信を強化し、北海道の発展につなげていく努力を続けてまいる考えであります。

次に、今後の道政運営などについてであります。私は、就任以来、可能な限り、地域に赴き、多くの方々のお声を直接お聞きしながら、これからの北海道にとって何が必要かという視点に立ち、地域産業の振興や、安全、安心な社会づくりなど、各般の政策を進めてまいったところであります。

現在、我が国は、かつて経験したことのない人口減少の危機に直面しており、道においても、

地域創生の取り組みを初め、働き方改革や人手不足への対応、地域交通の確保などの喫緊の課題に対し、国、市町村、地域の皆様方と総力を挙げて取り組むことが何より重要と考えるところであり、私といたしましては、これまで築いてまいった官民の連携体制や道内外とのネットワークなどをより一層効果的に活用し、こうした課題の解決に向け、全力で道政を進めてまいります。

次に、創生総合戦略についてであります。創生総合戦略に基づく取り組みについては、KPIなどの指標の進捗状況に加え、各種データや外部要因の分析など、総合的な視点から検証し、政策評価とも連動させながら、的確な施策効果の把握に努めているところであります。

こうした中、道外への転出者の多くを若年層が占めており、若者の呼び込みと定着を図るとともに、子どもを産み育てたいという方々の希望をかなえる取り組みの充実により、出生率を全国平均まで向上させることなどが必要と考えているところであります。

このため、今後は、結婚から子育てまでの一貫したサポートに加え、産学官等の連携により、働き方改革の推進、道内外の若者たちが地域や地元企業に関心と愛着を持つ仕組みづくりなど、実効性ある施策の一層の推進を図ってまいる考えであります。

次に、北朝鮮によるミサイル発射についてであります。北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国連安保理決議に明白に違反する暴挙であり、断じて容認することはできません。

このため、道といたしましては、全国知事会等と連携し、我が国及び国際社会の平和と安全を脅かす挑発行為を即刻中止するよう、北朝鮮に対して抗議文を送付したところであります。

私といたしましては、道民の皆様方の安全、安心を確保していくことが何より重要と考えており、今後とも、ミサイル発射の自制を求める毅然とした外交交渉の推進などについて、国に働きかけを行うとともに、国や市町村などと連携し、道民の皆様に対する、万が一、ミサイルが飛来した場合の避難行動の周知や、情報伝達体制の強化に努めてまいります。

次に、交通政策に関し、まず、地域における検討協議についてであります。道では、これまで、本年2月に取りまとめられた鉄道ネットワークワーキングチームの報告を踏まえ、鉄道網の持続的な維持に向け、国への支援要請や、交通政策に関する新たな指針づくりとともに、最適な公共交通ネットワークについて、関係市町村の皆様とともに議論を進めてきているところであります。

道といたしましては、地域の検討協議の状況も踏まえながら、2030年ごろの北海道を見据え、鉄道を含む総合的な交通ネットワークの実現に向けた新たな指針の原案を年内に取りまとめるなど、指針の策定に向けた検討を急ぐとともに、地域での検討協議が着実に進むよう、有識者も交え、さまざまな情報の提供や、地域交通の確保に向け、実情を踏まえた取り組みの提案を行うなど、道と沿線自治体が一体となって議論を加速させながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向けて、オール北海道で取り組んでまいる考えであります。

次に、北海道航空振興基金の設置についてであります。本道経済を活性化していくためには、道外はもとより、海外との人流、物流を拡大させ、海外の成長力を取り込むことが必要であり、道といたしましては、観光振興や道産品輸出の飛躍的な拡大のため、空港や航空ネットワー

ク機能の一層の強化を図ることといたしているところであります。

その考えのもと、選定した意欲ある事業者が、民間のノウハウや活力を生かした7空港の一体的な運営を行うとともに、道は、本基金を活用し、地元や運営権者との連携のもと、民間委託を選択しない6空港の機能や道内航空ネットワークの充実、航空貨物機能の強化といった、道としての戦略的な政策展開を図っていくことといたしております。

次に、行財政運営方針についてであります。道では、これまで、歳入歳出の全般にわたる行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善をしてきているところであります。

しかしながら、道財政は、後半期の3年間においても、縮小傾向にはあるものの、一定の収支不足が見込まれるため、削減率などを緩和した上で、必要最小限の歳出削減等に取り組むこととしたところであります。

今後の財政運営に当たっては、道政の最重要課題である人口減少・危機突破に向け、優先度の高い施策に限りある行財政資源を効果的、効率的に配分するとともに、方針の後半期の方向性に沿って、道内経済の状況や雇用情勢等に配慮しながら、行財政改革の取り組みを着実に進め、収支均衡の財政運営が行われるよう取り組んでまいります。

次に、財政健全化の目標についてであります。道では、財政の健全化を着実に進め、財務体質の改善を図るため、収支均衡の財政運営と実質公債費比率の改善を目標としているところであります。

このような中、実質公債費比率の推計では、昨年災害関連の道債が増加したことなどから、今後も高い水準で推移する見通しにあり、引き続き、比率の改善に取り組む必要があると認識をいたします。

このため、今後の財政運営に当たっては、方針の後半期の方向性に沿って、行財政改革の取り組みを着実に進めるとともに、国庫補助金の活用などによる新規道債の発行抑制や徹底した経費節減など、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還を行うなど、比率の改善も含め、最大限の取り組みを継続してまいる考えであります。

次に、1次産業の振興策に関し、まず、国際貿易交渉への対応についてであります。EUとのEPAや、11カ国によるTPPの合意を踏まえ、国においては、政策大綱を見直し、影響や経済効果の分析を含め、必要な対策を講ずることとしているところであり、道といたしましては、酪農、畜産や畑作などの1次産業への影響が懸念されることから、これまで、万全の対策を講ずるよう要請してきているところであり、今後、国からの合意内容等の説明など、動向を注視しながら、農林水産業の生産性の向上、競争力の強化に向けて、生産を支える基盤づくりや輸出の促進などの施策を積極的に展開してまいる考えであります。

また、今後のさまざまな貿易交渉においても、我が国の食料等の安定供給を担う本道の農林水産業が、いかなる国際環境下にあっても、再生産が可能となり、持続的に発展できるよう、必要な国境措置を確保するなど、毅然とした交渉を行うことについて、国に対して求めてまいります。

次に、本道稲作の発展に向けた取り組みについてであります。国の米政策の見直しに伴う米の直接支払い交付金の廃止や、全国的に生産が過剰となった場合の米価の下落などにより、特に、本道のような大規模で専門的な稲作経営への影響が懸念されるところであります。

このため、道といたしましては、米の価格や稲作経営の安定に向け、国に対し、引き続き、全国的な需給調整の仕組みの構築や、水田活用の直接支払い交付金の充実などを求めるとともに、農業再生協議会を通じて、今月中に生産の目安を設定するなど、オール北海道で、需要に応じた米生産を推進することといたしております。

加えて、低コストで省力的な生産技術の導入や水田の大区画化などを着実に進め、本道の稲作農業の持続的な発展と経営の安定に努めてまいる考えであります。

次に、酪農振興に関し、新たな補給金制度への対応についてであります。国は、本年6月、加工原料乳生産者補給金制度を、畜産経営の安定に関する法律に恒久的な制度として位置づけ、10月末には、補給金や、新たに創設される集送乳調整金の交付対象要件等を示した政省令を公布したところであります。

道といたしましては、来年4月に施行される新たな制度が円滑に運用され、現行の指定生乳生産者団体が担う、飲用向けと乳製品向けの需給調整や、条件不利地域の集乳などの機能が引き続き発揮されるよう、国とも連携し、説明会の開催などを通じて、生産者団体や乳業者に対して制度の周知徹底を図るとともに、補給金の対象事業者の指定や数量認定などを適切に進め、生乳の安定取引をしっかりと確保することにより、経営の形態や地理的条件にかかわらず、本道の酪農経営の安定と発展に努めてまいる考えであります。

次に、変化に対応した漁業生産体制づくりについてであります。近年、海洋環境の変化やたび重なる自然災害などにより、本道の漁業生産が大きく減少する中、漁業者の減少、高齢化、漁船の老朽化が進むなど、生産体制の脆弱化や地域の活力の低下が懸念されていると認識をいたします。

このため、道では、新たな水産業・漁村振興推進計画に、生産の早期回復と経営体の収益性の向上などを重点に位置づけ、アキサケふ化放流技術の改良や、波浪に強いホタテの漁場づくりに加え、サンマ、イカの国際的な漁獲管理の強化を国に働きかけるとともに、新規就業者の育成確保や、リース漁船の計画的な導入、さらには、増加するイワシの付加価値向上対策など、情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、本道の水産業、漁村が将来にわたり発展できるよう取り組んでまいります。

次に、林業大学校についてであります。道では、有識者会議における検討などを踏まえ、専門的な知識と、現場で実践できる技術を就業前に習得し、企業などの中核を担う人材を育成するための基本的な考え方を先般取りまとめたところであります。

道といたしましては、この考え方に基づき、平成32年度をめぐりに、林業大学校など、新たな人材育成機関を設立するため、地域の特色ある森林を活用することや、機械化の進展などに対応したカリキュラムの作成、さらには、実習に必要な施設などを明らかにした基本構想を今年度末ま

でに策定するなど、将来にわたり、本道の豊かな森林づくりを担う人材の育成に取り組んでいく考えであります。

次に、森林環境税についてであります。道では、豊かな森林を守り育て、地球温暖化防止に貢献していくため、公共予算などを活用し、植林や間伐などを進めているところであり、今後、森林所有者に最も身近な市町村を核とした森林づくりの一層の推進に向け、地域が活用しやすい仕組みとなる新たな森林環境税が早期に創設されることが必要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、国において税額などの検討が進められる中で、所有者による実施が困難な間伐に加え、担い手の育成や木材の利用促進なども税の活用対象とするよう、市町村、関係団体と一体となって、国に強く働きかけを行うなど、地域の実情に即した税制度の一刻も早い創設に向けて取り組んでまいりたい考えであります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、エネルギー地産地消のモデル事業についてであります。この事業は、地域の特性を生かしたエネルギー地産地消のモデルづくりを支援するもので、全道から18件の応募があり、エネルギーの専門家などの有識者の方々から、地域の雇用、産業振興への効果や、道内への波及効果などの観点からの御意見をいただき、地産地消の重要な要素となる電気や熱の効率的利用が可能であり、かつ、実現性が高く、他地域にも展開が可能な4地域の取り組みを選定いたしましたところあります。

道といたしましては、モデル事業に関し、各地域の新エネルギーの導入状況などを具体的に把握しながら、その成果を全道に情報発信するとともに、調査や設計、設備の導入など、取り組みの段階に応じた、きめ細やかな支援を行うなどして、他の地域における取り組みを促し、地域や企業の方々と連携しながら、全国でトップクラスのポテンシャルを有する新エネルギーの導入拡大を図り、行動計画に定める目標の早期達成に向けて取り組んでまいりたい考えであります。

次に、JXTGエネルギーへの対応などについてであります。JXTGエネルギーの事業再編計画が実行された場合、さまざまな面で地域経済への大きな影響が懸念されることから、道では、10月に、室蘭市とともに、JXTGエネルギーを訪問し、要請を行ったところあります。

また、室蘭市や胆振管内の商工会議所等とも連携しながら、影響調査を進めているほか、地元市、ハローワーク、経済産業局や産業支援機関と情報を交換、共有する場を設置することといたしているところあります。

これまで、私自身も、JXTGホールディングス会長に直接要請を行ったところであり、今後とも、道として、会社に対し、丁寧な説明の要求とあわせ、影響の大きさや地元の思いを真摯に受けとめ、今後の事業展開の検討を行うよう、求めてまいりたい考えであります。

次に、働き方改革についてであります。道では、昨年12月に、働き方改革に関する企業からの相談のワンストップ窓口であるほっかいどう働き方改革支援センターを開設し、電話、面談による相談対応や、全道6カ所での出張相談、アドバイザーの派遣などを行ってきたところあります。

また、働き方改革支援センターの助言を受けて取り組んだ事例を公表するとともに、本年度作

成する業種別の改革プランについて、業界団体等と連携し、普及啓発に努めるほか、働き方改革の進め方について解説する労働セミナーを全道各地で開催するなどにより、企業経営者と働く方々の双方に、働き方改革についての理解を深めていただき、道内企業等における取り組みを促進してまいりたいと考えています。

次に、観光施策に関し、まず、新たな財源の確保に向けた検討についてであります。道では、これまで、事業効果などを検証しながら、観光施策に取り組んできたところでありますが、外国人観光客の急増などに伴い、受け入れ体制の整備、国際的に質や満足度の高い観光地づくりに向けて、新たな行政ニーズが生じていることから、それらの対応に必要な財源の確保策やその使途などについて、観光審議会の部会で御議論をいただいているところであります。

部会の中間取りまとめでは、観光人材の育成確保を初め、地域の取り組みへの支援、観光インフラの整備といった、全道的な課題に対する取り組みをさらに充実強化し、加速化していく必要があるとされたところであり、今後、安定的に財源を確保するための仕組みなどについて、最適な制度となるよう、議論を深めていただくこととしているところであります。

道といたしましては、引き続き、観光振興に関し、重点的な施策と必要な財源の確保について検討を深めてまいりたいと考えています。

次に、民泊に係る執行体制についてであります。民泊法の施行に当たっては、法令を初め、道条例等の内容について広く周知を図るとともに、衛生面、安全面の確保や、近隣住民とのトラブルの防止、旅館業法に基づく無届け民泊の規制など、家主居住型を含め、事業者に対する指導監督の徹底が重要と認識するものであります。

道といたしましては、札幌市など保健所設置市はもとより、消防、警察などの関係機関と連携した総合窓口を設置し、届け出を初め、事業に関するさまざまな相談に対応するとともに、定期的な立入検査の実施のほか、違法民泊等に係る住民の苦情や通報に基づく現地調査、取り締まりなどに的確に対応できる実効性ある執行体制を来年度に向けて整備し、住民や観光客の安全、安心の確保を基本として、適正な民泊の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、国民健康保険に関し、医療費適正化に係る取り組みなどについてであります。本道の国保は、1人当たり医療費が全国と比べて1割程度高く、将来にわたって持続的に運営していくためには、健康づくりなどの取り組みを進めることが重要と認識いたします。

このため、特定健康診査の受診率向上のほか、生活習慣病の予防対策、後発医薬品の使用促進などについて、庁内の関係部局の連携のもと、市町村や協会けんぽなど、他の医療保険者とも共同で実施することとしているところであります。

また、保険者努力支援制度交付金に関して、国から市町村への交付分にあわせ、道への交付分について、健康づくりの取り組み等を考慮した市町村への配分を検討するなど、市町村の医療費適正化の取り組みを促すことにより、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えています。

次に、意思疎通支援に関し、条例制定の考え方などについてであります。道では、意思疎通

支援部会において条例について検討いただいていたところであり、このたび、有識者や障がい当事者の委員の皆様方の総意のもとで、提言が取りまとめられたところでもあります。

私といたしましては、この提言の内容を踏まえ、障がい特性に応じた多様な意思疎通手段があることや、手話が言語であることについて、道民の皆様方に認識が広がり、理解を深めていただくための条例を来年の第1回定例道議会に御提案申し上げたいと考えているところであり、これを契機として、全庁を挙げて、さまざまなコミュニケーション手段による情報発信になお一層努めるなど、障がいのある方もない方も、ともに支え合い、安心して暮らせる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、施策の展開などについてであります。道では、障がいのある方々に対する意思疎通支援について、各種会議、イベントなどへの手話通訳者の配置や印刷物の点字版作成などのほか、市町村と連携した、手話通訳者や要約筆記者などの養成確保など、さまざまな意思疎通手段の確保に努めてきているところであります。

道といたしましては、条例の制定を契機として、さまざまな意思疎通手段を活用した情報発信により、広く道民の皆様方の理解の促進を図るとともに、市町村や関係団体と連携を図り、医師疎通支援者の養成確保、言語としての手話の理解の促進などに、より一層取り組むことで、障がいのある方々の社会的障壁の解消などに努めてまいります。

次に、男女平等参画社会についてであります。道では、男女が平等に、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において、ともに人権を尊重しつつ、多様な価値観を認め、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、意識啓発など、さまざまな取り組みを進めてきているところであります。

こうした中、資源を活用した起業、子育てや、高齢者、障がい者への支援活動など、女性の感性を生かした特色ある取り組みがふえてきており、男女平等や女性活躍に向けた意識が各地域で高まってきていると受けとめておりますが、男女平等参画の達成には、市町村でも計画を策定し、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが重要でありますことから、今後、道における新たな基本計画の策定を契機とし、計画の必要性や意義についての理解を深め、早期に計画が策定されるよう、一層の働きかけを行ってまいります。

次に、北方四島における共同経済活動についてであります。10月末に国が実施した現地調査は、5件のプロジェクト候補を具体的に進めるために行われたものであり、北方領土隣接地域を初め、道職員を含む23名の道内関係者が参加の上、プロジェクト関連施設の視察のほか、共同増養殖に関する魚種や、ごみの減容方法などについて、ロシア側と意見交換を行ったところであります。

国は、プロジェクトの具体的な内容は両国で協議中であり、現在のところ明らかにできないところではありますが、今月中旬に開催される見込みの両国局長級作業部会などを通じ、具体的に検討されていくものと受けとめております。

こうした中、先週末に行われた日ロ外相会談の前には、私自身が河野外務大臣に対し、隣接地

域など道内企業等がプロジェクトに参加できることが重要であることを直接要望したところであり、今後とも、政府間協議の進捗状況を注視しながら、隣接地域等の意見を踏まえ、国に対し、必要な働きかけを行ってまいります。

次に、北方基金についてであります。北方領土隣接地域の振興等に対応するための貴重な財源である北方基金については、金利低下の影響により、運用益が大幅に減少しており、その運用益を活用した地域振興策が限界に近づいていることから、基金原資を取り崩して事業に充てるなどの新たな枠組みが必要と考えるところであります。

北方基金は、100億円という大きな規模の基金であります。私といたしましては、基金原資に限りがあることを懸念しており、国に対して、取り崩しを可能とする法改正とともに、北方領土が返還されるまでの間は、隣接地域の振興等に必要な財源を確保していくことについても、あわせて法に明記するよう強く求めてまいります。

次に、アイヌの人たちの生活実態調査についてであります。道では、これまで、アイヌ協会とともに、総合的なアイヌ政策を推進するための法律の制定について、国に強く要望してきているところであり、そうした中、国においては、現在、アイヌ政策を再構築する観点から、現行施策の検証や立法措置を含めた、さまざまな検討を進めていると認識いたします。

道といたしましては、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌの人たちの意向が新たな施策に十分に反映されるよう、引き続き国に働きかけるとともに、アイヌ生活実態調査を1年前倒しで実施し、道の生活向上推進方策に掲げる各施策についても必要な見直しを行うなど、国との緊密な連携のもと、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう努めてまいります。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に関する道のかかわりなどについてであります。先日、JOCが、札幌市を2026年オリンピック冬季競技大会の開催都市の候補として、IOCとの対話ステージに参加することを決定したところあります。

対話ステージでは、JOCと札幌市が、大会コンセプトや開催都市の負担軽減などについて、しっかりとIOCと協議していただくことが重要と考えるものであり、これまでも、札幌市とプロジェクトチームを設置し、開催計画などについての検討を行ってきており、引き続き、道として、広域的な調整など、積極的に役割を果たしていく考えであります。

私といたしましては、冬季オリンピック・パラリンピックが、北海道の魅力を世界にアピールするとともに、子どもたちや障がいのある方々も含め、全ての道民がスポーツに親しみ、可能性を伸ばせる環境づくりを進める絶好の機会となるよう、札幌市、関係自治体、競技団体、経済界などとの連携を強め、今後とも、オール北海道で開催の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、ボールパーク構想との関連などについてであります。日本ハムファイターズでは、新球場を核としたボールパーク構想の検討を進めており、札幌市との協議の中で、真駒内公園の活用についても話題に上ったとお聞きをいたしております。

真駒内公園については、都市計画においてさまざまな規制がありますほか、冬季オリンピッ

ク・パラリンピックの競技会場の候補となっているところであり、まずは、札幌市において、冬季オリパラ招致に係る計画との関連や、都市計画上の位置づけなどを整備していただくことが必要と考えるところであります。

私といたしましては、今後とも、ファイターズが北海道を拠点に活動していただくことを心から強く望んでいるところであり、札幌市から御要請があれば、他の候補地と同様に、必要な協力を行ってまいります。

次に、大規模建築物の耐震化の取り組みについてであります。今回の耐震診断では、176件について耐震性が不足する結果となり、耐震化に向けた対応が未定のものもありますことから、こうした建築物において早急に耐震化を進めることは、道民の皆様方の安全、安心な生活を確保する上で大変重要と認識いたします。

建築物の耐震改修については、市町村の総合庁舎や学校などに対する国の支援制度のほか、道においても、民間の大規模建築物に対する補助制度などを設けており、道といたしましては、こうした制度の活用を促すとともに、施設の所有者にとって利用しやすい制度となるよう、補助率の引き上げを国に要望するなどして、早期に耐震化が図られるよう取り組んでまいる考えであります。

最後に、サンルダムについてであります。サンルダムは、天塩川流域の治水対策や水道用水の供給、発電などを目的として、国が建設している多目的ダムであり、地域住民の方々が安全で安心して生活するために重要な役割を担うとともに、地元からは早期完成を強く要望されているところであります。

このたびの総事業費の増額については、工事实施に伴って明らかとなった透水性が高い地質への対応や、平年を上回る降雨の影響による地下水の上昇への対策など、やむを得ないものと考えるところであり、コスト縮減については、国が設置した、外部の有識者による工程コスト検討委員会の場で審議され、管理用通路の延長を短縮するなどの縮減が図られており、ダムの必要性も変わっていないことから、道として、今回の基本計画の変更に同意しようとするものであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）危機管理に関し、国からの情報提供などについてでございますが、北朝鮮がミサイルを発射した先月29日の前日に、国から道に対し、ミサイル発射の兆候を伝える情報の提供がありましたほか、Jアラート関連機器の点検や情報伝達体制の再確認の徹底などの要請があったところでございます。

これを受けまして、道では、庁内の関係部局はもとより、道内の市町村を初め、陸上自衛隊や道警察、海上保安本部など関係機関との間で速やかに情報を共有し、危機事案に備えたところであります。

また、国に対して、全国知事会と連携し、ミサイル発射の兆候や発射情報について、漁船などに迅速かつ直接に伝達される仕組みの構築を要請してきているところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇） J R北海道に関し、鉄道施設の老朽化への対応などについてでございますが、 J R北海道におきましては、完成後100年を超える橋梁やトンネルが全体の約1割に及ぶなど、今後、施設の更新や維持補修のほか、高架駅の耐震対策などに多額の資金を要するものと見込まれております。

道といたしましては、これまでも、道民の皆様の暮らしや地域の産業経済を支える観点から、国に対し、 J R北海道が安全確保のために講ずる措置が迅速かつ確実に実行されるよう、鉄道施設の中長期的な維持改良や安全対策の強化に向けた支援措置の充実強化などを求めてきているところでありますが、引き続き、国からの実効ある支援が講じられるよう、政策的な対応を求めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部空港戦略推進監藪紀洋君。

○総合政策部空港戦略推進監藪紀洋君（登壇） 空港運営の民間委託に関しまして、最初に、情報公開についてでございますが、道内の空港の運営の民間委託に向けましては、今年度中に予定している実施方針等の公表に向けて、その策定作業を進めているところでありまして、守秘義務を課して行ったマーケットサウンディングの内容などは開示が許されていないところでございます。

各地で開催したシンポジウム等の開催概要や、女満別空港の収支見通しを委員会で報告するなど、可能な範囲で情報の提供と説明を行っているところであり、今後とも、道議会において御議論いただけるよう、引き続き、適時適切な議会報告に努めてまいります。

また、民間委託の先行例となる仙台空港や高松空港では、優先交渉権者の決定後において、選定に係る客観的評価結果、優先交渉権者の提案概要、審査の講評が公開されているところであり、道内の空港の運営の民間委託につきましても、優先交渉権者の決定後には、同様の内容を公表してまいる考えでございます。

次に、民間委託に係る諸手続についてでございますが、運営権者の選定等に関しては、原則、議会に諮り決定する事項でございますが、運営権の移転の特例に係る条文は、運営権に設定された担保権の実行など、不測の事態に即応できるよう、民間委託を先行して進める神戸空港や富士山静岡空港と同様に、特例として定めるものでございます。

なお、これらの諸手続が必要となった場合には、議会に適時適切に説明してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇） 行財政運営に関し、まず、地方消費税の清算基準の見直しについて

てであります。地方消費税の清算基準は、税収の帰属地と最終消費地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、可能な限り、統計という客観的な指標を用いて、最終消費の実態を反映させた上で、統計により把握できないものについては、人口などの代替指標を用いることが望ましいものでございまして、総務省の検討会における報告書の内容は、そうした考え方に沿ったものと認識しているところでございます。

その報告書におきましては、新たに設定することとされている統計データのカバー率など、具体的な内容が決定されておらず、都道府県分の2分の1が配分される市町村分も含めまして、現時点では、その影響額についてお示しすることは難しいわけではございますが、本道におきましては、統計の利用方法や代替手法の見直しは増収要素となり、一方で、統計データのカバー率の見直しは減収要素となることが想定されるところでございます。

次に、債権管理に関する条例についてであります。現在検討している条例におきましては、債務者情報の関係部署間での利用とか、客観的に徴収が見込めない債権の整理を可能とすることで、限られた人的資源を、滞納の未然防止や徴収可能な債権に集中させることなどによりまして、適正かつ効率的な債権管理の実現を目指しているところでございます。

道といたしましては、条例の制定を契機に、徴収手続において関係法令を遵守することはもとより、債権管理マニュアルの見直しを行うなど、全庁を挙げて、滞納の未然防止や適正な回収事務を徹底し、収入未済額のより一層の縮減を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、債権管理における徴収手続についてであります。地方自治体の債権は、公平かつ公正な管理が求められているところでございまして、道といたしましては、徴収不能な状態となることで、結果として道民の貴重な財産を失うことがないように、法令等に従い、適切な徴収努力を尽くしていく必要があると認識しております。

このため、条例におきましては、道が債権者として行うべき徴収手続を明確にし、返済資力や財産がありながら督促に応じない場合は、強制執行等の法的措置を活用するなど、徴収事務の強化に取り組む一方で、無資力など、やむを得ない事情があると認められる債務者に対しましては、徴収停止や履行期限の延長、分割納付といった、いわゆる徴収緩和措置を講じるなど、引き続き、適切な債権管理を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）初めに、同一労働同一賃金についてであります。道では、ほっかいどう働き方改革支援センターにおいて、道内企業のニーズに対応し、同一労働同一賃金ガイドライン案等について情報提供を行うとともに、相談対応やアドバイザーの派遣などの取り組みを行っているところでございます。

また、先般策定をいたしました北海道働き方改革推進方策においても、同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の確保の促進に取り組むこととしているところであり、今後、国の動向も注視しながら、国や関係機関と連携をいたしまして、同一労働同一賃金

に関する周知や相談に対応できるよう努めてまいる考えでございます。

次に、中小企業の下請取引についてであります。中小企業の事業活動は、親事業者との取引条件に大きな影響を受けることから、適正な取引によって利益を得て、経営の安定を図ることが必要と考えているところでございます。

このため、道では、国や関係機関を構成員とする下請取引担当官会議での情報公開や、取引問題に関する総合窓口である下請かけこみ寺と連携した相談対応、さらには、ホームページによる情報提供に努めてきているところであり、今後とも、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、親事業者との適正な取引が行われるよう、国や関係機関と連携をいたしまして、関係法令や支援施策の周知などに取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）道の臨時・非常勤職員等についてであります。国においては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、本年5月に、地方公務員法及び地方自治法を改正し、特別職非常勤職員や臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うとともに、一般職の非常勤職員の任用等についての明確化を図り、会計年度任用職員制度を創設することとし、平成32年4月からの施行としたところであります。

道といたしましては、法改正の趣旨を踏まえ、今後、臨時・非常勤職員の必要な勤務実態の把握や、会計年度任用職員制度の導入に向けた規定等の整備など、必要な検討を進め、適切に対応していくとともに、道内の各市町村に対しましても、改正の趣旨を周知しながら、助言等を行ってまいる考えであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）観光に関し、パブリックコメントなどについてでございます。観光審議会の部会では、新たな財源の確保に係る検討に当たり、地方税による手法を導入することについての意見も出されており、広く道民の皆様にも、議論の経過を明らかにするとともに、御意見を伺う必要があると判断いたしましたことから、新たな財源の確保に対する基本的な考え方を初め、今後の観光施策や財源確保に向けた手法について、パブリックコメントを行うこととしたところでございます。

今後、観光審議会におきましては、パブリックコメントの結果などを踏まえて、来年2月に答申を行う予定としており、その後、道としての方向性をお示しする考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）男女平等参画に関し、計画策定の視点についてでございます。本道は、広域分散型で、都市部に人口が集中するとともに、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行する中で、労働力不足等が顕在化し、女性の就業者数や就業率も依然として全

国を下回るなど、労働環境が厳しい状況にあります。

道の第3次男女平等参画基本計画の策定に当たりましては、国の計画を参考としながら、こうした本道における社会経済状況を踏まえ、生活上、困難な状況に置かれている方々に対するきめ細やかな支援に向けた環境整備の視点を盛り込んだところであります。

また、東日本大震災等を踏まえ、女性の視点に立った対応が十分でなかったことなど、さまざまな課題が明らかになりましたことから、こうした震災時の経験、教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女平等参画の視点を新たに加えることとしたところであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）橋本議員の御質問にお答えをいたします。

教育課題に関し、まず、子どもの学力についてでございますが、道教委では、本道の子ども一人一人に、基礎的、基本的な知識、技能はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に取り組む態度など、社会で自立するために必要な学力を育むことが重要であると考えております。

とりわけ、これまでの調査結果等を踏まえ、相手にわかりやすく説明する力や、難しいことでも挑戦する意欲、最後まで粘り強く取り組む態度のほか、子どもたちが主体的に学ぶ力や、みずから進んで望ましい生活習慣を身につける態度などをさらに育成する必要がありますことから、今後も引き続き、学校、家庭、地域、行政が一体となって、学力向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、教員研修についてでございますが、子どもたちに、社会で自立するために必要な学力を身につけさせるためには、直接指導に携わる教員の実践的な指導力や総合的な人間力などの向上が不可欠であり、教員が絶えず研究と修養に努め、みずからの資質、能力を高めることが重要であると考えております。

こうしたことから、道教委では、これまで、経験年数や教科の専門性などに応じた研修を初め、教員が自律的、主体的に研修に取り組むことができるよう、みずから研究課題等を設定して取り組むフリープラン研修を実施するなど、研修の機会の充実に努めてきたところでございます。

道教委といたしましては、今後、学校における働き方改革などを通じて、教員が子どもと向き合う時間や、みずからの資質、能力を高めるための研修の時間の確保に努めるとともに、各学校において、勤務時間内に効果的、効率的な研修を行うことができる研修資料等を作成、配付して、校内研修を支援するなど、教員の学びや成長を支える環境の充実に取り組み、教員の資質、能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめの問題への取り組みについてでございますが、いじめを発生させる原因としては、その背景にあるいじめる側の心理において、心理的ストレスの解消や、集団内の異質な者への嫌悪感情、遊び感覚やふざけ意識、さらには、いじめの被害者となることへの回避感情などが

あるものと考えているところでございます。

また、近年では、初期段階のものも含めて、積極的に認知するよう努めた結果、いじめの認知件数が増加してきているところでありますが、認知したいじめについては、学校において迅速かつ組織的に対応してきたことなどにより、解消率が97%を超えているところでございます。

道教委では、いじめの未然防止のためには、自己存在感や自己有用感を高めるとともに、児童生徒同士による悩み相談や仲間づくりなどの取り組みを推進することが重要であると考えており、現在、見直しを進めている北海道いじめ防止基本方針に、学級会や児童会、生徒会活動等において、児童生徒同士が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論する自主的な活動を推進することなどを位置づけ、本道におけるいじめ防止等対策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、道徳科における指導についてでございますが、これまで、小中学校における道徳の授業の中には、読み物の登場人物の心情の読み取りだけに偏った指導や、一方的に道徳的価値について教え込んでいる指導などが見られましたことから、特別の教科である道徳科におきましては、こうした指導を改め、善悪の判断や思いやりなどの道徳的価値について、自分自身の問題として受けとめて考える学習活動や、自分とは異なる意見と向かい合い、議論する中で、人間としての生き方について考えを深める学習活動を取り入れるなど、考え議論する道徳の授業を実現する必要があると考えております。

道教委では、こうした授業が着実に実施されるよう、これまで、各学校に対し、効果的な指導方法に関する指導助言や、指導資料の作成、配付を行うほか、研修会等を通じて、教員の理解を図ってきており、今後も引き続き、こうした取り組みを進め、道徳教育の一層の充実に向けてまいりたいと考えております。

最後に、働き方改革アクションプランについてでございますが、このたびお示しをした骨子案は、平成28年度に行った実態調査の結果をもとに、市町村教育委員会や教員、PTAなど外部有識者から成る時間外勤務等縮減推進会議の御意見を伺いながら、まとめたものでございまして、道教委としては、今後、年内に取りまとめられる国の緊急対策を踏まえるとともに、多くの現職教員等の意見を聞きながら、実効性のあるプランとなるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、アクションプランの作成に先立って、直ちにに取り組むことといたしました調査業務の見直しについては、これまで実施してきた調査の統合や隔年実施の可否など、具体的な検討を進めているところでございます。

また、部活動休養日の完全実施については、各学校における部活動休養日の実施状況を踏まえ、市町村教育委員会のもとより、関係団体、保護者、地域の方々などと、その徹底に向けて協議を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、道教委といたしましては、アクションプランの取り組みを通じて、各学校における働き方改革を着実に進めていくことができるよう、学校、家庭、地域と一丸とな

って取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 橋本豊行君。

○67番橋本豊行君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

知事の5選出馬をめぐり、現時点での御自身の考え方を明らかにする中で、今後、北海道をさらに高める役割を果たしたいと述べたとされたことから、それでは、北海道の価値はどのように高まってきたのかを伺いましたが、多くの方々の努力をまるでみずからの成果と語るとも受けとめられるような答弁でございました。

しかし、知事が言う努力が実を結ぶ一方では、人口減少はとまらず、地域は疲弊し、道民生活には閉塞感が漂い、知事の4期にわたる道政執行による硬直化で、暗い影が大きくなっていることは紛れもない事実です。

北海道をさらに高める役割とは、知事として、5度、役割を果たすということなのか、認識を伺います。

また、知事がおっしゃった、培ったノウハウとは、道職員や民間企業・団体を初めとする道民の協力によるところが大きいことは十分に自覚すべきです。

ノウハウがあったならば、なぜ、全国より人口減少が進み、人手不足の解消や地域交通の確保ができなかったのか、みずから顧みるべきだと指摘をしておきます。

知事は、一般論として5選は長いというのは認識しているとも発言されていますが、何をもって長いとお考えなのかは明らかではありません。

第3回定例会における我が会派の代表質問で、知事の高選について伺いましたが、知事からは、地方自治法の制度を紹介するような答弁があっただけであり、知事自身の価値判断は全く示されませんでした。

5期20年という期間が物理的に長いのは言うに及ばないのですが、今回示された、5選は長いという知事の発言は、どのような認識に基づいているのか、所見を伺います。

北海道創生総合戦略について、それぞれの課題をどう受けとめ、次年度に向けてどう対策を講じていこうとするのか、認識を伺いましたが、結婚から子育てまでの一貫したサポート、道内外の若者たちが地域や地元企業に愛着を持つ仕組みづくりなど、施策の推進を図るとの答弁でした。

しかし、待ったなしの対策であるにもかかわらず、具体性に欠け、スピード感に欠けるものです。

道庁という役所の時間軸に縛られることなく、これから子どもを産み育てたいという方々、来春には卒業し就職する若者にしっかり向き合い、一人も取りこぼすことがないように、施策をより具体的、速やかに示していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

J R北海道への道の対応について、オール北海道で、将来の鉄道網に対する考え方を示すべき

ではないかと伺ったのですが、JR北海道の提案に対応した地域での検討協議の内容の域を出ない答弁でした。

地域が鉄道を支えていくための議論も重要ですが、交通政策に関する新たな指針づくりを行っている道が、道内の鉄道網の今後をどう考えていくのかについて、財政的な部分も含めた具体的な支援策とともに、しっかりと示しながら、地域での協議を加速させ、議論を前に進めることが重要と考えるものですが、知事の所見を伺います。

JR北海道に対する国の支援に関して、今後発生する経費を含め、中長期的な支援の必要性について伺いましたが、国からの実効ある支援が講じられるよう、政策的な対応を求めるとの答弁では、JR北海道に対する支援の具体像、全体像が浮かんできません。

地域との協議を通じて、道が議論をステップアップさせるなら、国の支援も同時に進めなければなりません。

対象線区に対する地域の支援、経営安定基金の運用益の低下に対する対応、鉄道施設の中長期的な維持改良や安全対策など、将来にわたって道内の鉄道網を維持していくための国の支援についてどう考え、対応していくのか、伺います。

北海道航空振興基金についての先ほどの答弁では、設置の必要性が伝わってきません。

基金を活用して、地元や運営権者との連携のもと、民間委託をしない6空港の機能や道内航空ネットワークの充実、航空貨物機能の強化に向け、戦略的な政策展開を図ると言いますが、民営化の先行きが不透明な中での基金の設置です。

地元はもとより、道民にとってわかりやすく、実効ある取り組みを計画するように指摘いたします。

道空港条例の改正に伴う運営権の移転の特例について伺いましたが、議会の議決を得ることなく、知事が許可できるようにする理由について、運営権に設定された担保権の実行など、不測の事態に即応できるようにするとの答弁でした。

民間委託後も、空港運営に支障が生じてはならないのはもちろんですが、民間委託を行う以上、さまざまなリスクが生じることは当然に想定されるわけです。

許可に当たって、新たな事業者が適切な事業者であるか否か、新たな事業者の適格性を知事はどのように判断しようと考えているのか、伺います。

また、答弁にあった、適時的確な説明は、許可の前にあらかじめ道民や議会に説明すると受けとめていいのか、あわせて伺います。

行財政運営方針の見直しについて伺いましたが、削減率などを緩和した上で、必要最小限の歳出削減等に取り組むとの答弁でした。

道の財政は、これまでの削減一辺倒で、既に限界に達しており、従来型の財政運営から転換を図るべきであると我が会派は主張してきました。

削減率の緩和によって歳出削減の規模は減少しているのであり、もはや、人件費の削減を行うような大義名分は存在しません。

また、財政健全化の目標については、何らの具体策も示されませんでした。

行政サービスの切り下げや職員への負担を強いる従来型の対策を継続しようとする知事が、みずから掲げた目標の達成について明確にしないのは無責任です。

歳出削減を継続するのであれば、実質公債費比率の目標などを、責任を持って達成すべきと考えますが、目標への認識と今後の対応について、再度、知事の所見を伺います。

地方消費税の清算基準の見直しについては、国の検討会が示した見直しの内容を評価するような答弁をしつつ、道への影響額はわからないという不明確なものでした。見直しに対する危機感のなさ、厳しい道の財政への認識の不足が感じられるような対応です。

行財政運営方針の見直しの方向性は、従来と同様に、道税、交付税が今後も増加することを前提としていますが、基本となる税制が道に不利になるような改正が行われれば、方針も絵に描いた餅となってしまいます。

そうした状況にもかかわらず、財源の確保、とりわけ、道の貴重な自主財源である道税の確保に向けた道の姿勢に積極性が見られないのです。

今後、見直し案が具体化していくと考えられますが、道や道内の市町村の財源の確保に向けて、知事としてどう対応するのか、再度伺います。

債権管理条例の制定の具体的な効果について伺いましたが、収入未済額のより一層の縮減を図るとの答弁にとどまり、具体的には示されませんでした。

答弁では、適正かつ効率的な債権管理を目指し、全庁を挙げて、滞納の未然防止や適正な徴収事務を徹底し、収入未済額の縮減を図っているのですから、徴収率や収入未済の額、発生率などの具体的な目標を定めて取り組むべきではありませんか。

先進の自治体での導入状況の検証などによって設定は可能と考えますが、具体的な目標の設定を行う考えはないのか、伺います。

また、全庁を挙げて取り組むとのことですが、庁内での体制をどう強化するのか、あわせて伺います。

国際交渉への対応については、毅然とした交渉を国に求めてまいるとの答弁でした。

しかし、TPPの大筋合意以降の道の対応は、道内の1次産業、地域を守る姿勢を全く放棄したものとなっていました。

およそ実効性がないと指摘される、自動車などの輸出条件の追加的な緩和のために、本道を初めとする地域での1次産業が犠牲になり、その対策は、基盤整備や輸出促進への対応だというのは、知事や道がやっていることは政権の伝令役でしかありません。

農業者や地域の深刻な危機感を受けとめた対応となっていない。国から情報がとれないから対応できないという答弁では不誠実です。

政権が合意にこぎつけたと主張しているTPPや、EUとのEPAの本道への影響調査の実施についての所見を改めて伺います。

また、日米FTAへの所見も明らかにしてください。

稲作振興に関して、知事は、先ほど、国の米対策の見直しについて、本道のような大規模で専門的な稲作経営への影響が懸念されると答弁しました。

しかし、生産現場では、来年度の営農に向けて、7500円の直接支払い交付金の廃止による経営への不安、生産数量目標の配分の廃止による需給調整への不安、本当に夢を持って経営が続けられるのかという将来への不安が渦巻いているのです。そうした産地の悲鳴に対して、知事の答弁からは真剣な姿勢が感じられません。

道独自の生産の目安による需給調整を行っても、米価は全国の動向に左右されるのです。知事が先頭に立って、大規模で専門的な稲作経営が中心の地域で連携した取り組みを実施するなど、しっかりと取り組むことが重要と考えます。

改めて、本道の稲作農家の経営安定と稲作農業の発展に向けた対応について、知事の決意を含めて伺います。

同一労働同一賃金への対応について、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の確保の促進に取り組むこととしているとの答弁がありました。

しかし、同一労働同一賃金というと、賃金制度の見直しは当然ですが、企業の中には、それだけで終わってしまうところもあるのではないかと懸念があります。

賃金だけではなく、キャリア形成や能力開発なども含めての同一労働同一賃金の取り組みを全道で進めることが、道内企業での労働力の確保や生産性の向上に寄与し、北海道全体にとって大きなメリットがあると考えますが、知事の所見を伺います。

観光に関する法定外目的税等についてです。

その導入の検討について、道は観光審議会に丸投げし、審議会では、答申の前の検討部会の中間取りまとめの段階でパブリックコメントを行うとしています。

審議会でも、導入の是非を道民に委ねるというのでは、道も審議会も責任を押しつけ合い、その結果、まさに道民に責任を転嫁するものとなります。いつものことながら、知事みずからが判断しない、他人任せの政治姿勢が如実にあらわれたと言うべき対応です。

知事として、観光に関する法定外目的税等が必要と考えているのかどうかを明確にするとともに、一定の方向性を示した上で、審議会及び道民の意見を聞くべきと考えますが、所見を伺います。

男女平等参画についてですが、約7割もの道内の市町村で男女平等参画基本計画が未策定である状況なのに、意識が高まっているとの答弁は、まさに認識不足と指摘せざるを得ません。

15年間の道の対応は、国からおろされた方針を自治体に伝えるだけだったにすぎません。

男女平等参画の推進は、単に女性の活躍としてのみ捉えるべきではなく、社会のあらゆる分野の根幹をなすものでありまして、女性と男性、また、障がいのある人や性的マイノリティー、民族など、多様な生き方を認め合うという、人権の尊重を旨として行わなければならないのです。

第3次計画の策定については、単に時期が来たからということではなく、男女平等参画がなぜ必要なのかをいま一度考え、全庁で共有する必要があると考えます。

第3次計画を策定する意義を改めて伺うとともに、知事は、残る任期で男女平等参画の推進施策をどう展開するのか、伺います。

次に、北方基金についてです。

北方基金の取り扱いについて、100億円という大きな規模であっても、基金原資に限りがあることは知事も認識しているようですが、それだけに、将来の安定的な財源の確保に万全を期さなければならないのです。

例えば、基金の取り崩しは可能としましたが、北方領土隣接地域の振興等に必要な財源が確保できないようでは、隣接地域の振興等の財源は、五、六年で立ち行かなくなってしまう。

国による必要な財源の確保が確実に図られるよう、地元の意向として国に強く求めるとともに、将来の安定的な財源の確保をしっかりと図られるよう、強く指摘しておきます。

最後に、教育課題についてでございます。

いじめ問題にかかわって、道徳の教科化についての見解を伺ったのに対して、教育長から、考え議論する道徳の授業を実現したいとの答弁がありました。

しかし、評価のあり方が一つの価値観に基づいたものになっては、授業において、本当の意味で、考え議論することはできないと考えます。

道徳の教科化に際しての評価についてどのようにすべきか、教育長の所見を伺い、再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）橋本議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、北海道価値の向上などについてであります。私は、就任以来、多くの皆様方と手を携えながら、各般の取り組みを進めてきているところであり、インバウンドや投資、食品輸出の拡大を初め、道産米のブランド化、体験移住の増加など、さまざまな分野で北海道価値の高まりを実感いたしているところであります。

人口減少という大きな課題に直面する中で、北海道が、将来にわたり安心して暮らしていける地域社会を築いていくため、経済、暮らし、交通など、喫緊の課題の解決に向け、なお一層の取り組みが必要と考えるところであり、私は、知事として、道民の皆様方とともに、本道の価値をさらに高めていけるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、知事の任期についてであります。自治体の長の任期に関しては、さまざまな御意見があるところであり、それぞれの政治家が、そうした意見を踏まえ、真摯に考えていくべきものと受けとめておりますが、最終的には有権者が判断すべきものと認識をいたします。

次に、創生総合戦略に関し、今後の取り組みについてであります。若者を中心とした道外への人口流出を抑制し、子どもを産み育てたいと願う方々の希望をかなえるためには、産学官等の連携や市町村との連携を一層密にし、多様な施策を組み合わせながら、取り組む必要があると考えます。

道といたしましては、幼児教育、保育に携わる人材の確保や、子育てなどへの一貫したサポー

ト、就業環境の改善、企業の生産性の向上などの働き方改革の推進、さらには、若者の定着に向けた地場企業の魅力の発信や、キャリア教育の強化などに取り組み、本道の未来を担う若者が希望を持って暮らし続けることができる地域社会の構築に向けて、スピード感を持って、全力で取り組んでまいります。

次に、J R北海道に関し、まず、地域における検討協議についてであります。J R北海道の経営再生と鉄道網の持続的な維持に向けては、J R北海道の徹底した自助努力を前提として、国の抜本的な支援と、地域の実情に応じた方策が一体的に講じられることが重要であります。

道では、引き続き、J R北海道に対しては徹底的な自助努力を、国に対しては実効ある支援を求めてまいるとともに、地域が必要とするさまざまな情報を提供するなど、道と沿線自治体が一体となって、最適な公共交通ネットワークのあり方に関する議論を加速してまいります。

次に、国の支援についてであります。道では、J R北海道の持続的な経営構造の確立に向け、鉄道ネットワークワーキングチームでの報告も踏まえ、本道固有のコストや老朽化施設の更新に係る負担の軽減などについて、国に重ねて求めてきているところであります。

道といたしましては、J R北海道の経営再生に欠かすことのできない国の支援について、引き続き、関係機関と連携しながら、実効性のある方策が着実に講じられるよう、強く求めてまいり考えであります。

次に、空港条例の改正についてであります。運営権の移転に関する今般の規定は、継続的に空港を運営するため、運営権に設定された担保権の実行など、不測の事態に即応できるよう定めるものであります。

新たに業務を引き受ける者には、従前の契約内容の履行を求めることから、欠格事由に該当しないことに加え、契約遂行能力などを確認し、4管理者で協議の上、判断することとなっております。

実際にこのような事態が生じた場合には、空港機能をとめることがないよう、迅速に対応するとともに、議会を初め、道民の皆様方に説明を行ってまいります。

次に、行財政運営方針についてであります。道財政は、引き続き、一定の収支不足が見込まれ、実質公債費比率も高い水準で推移する見通しにありますことから、今後とも、収支の均衡や比率の改善に鋭意取り組んでいく必要があるものと認識をいたします。

このため、優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的、効率的に配分するとともに、歳入確保はもとより、新規道債の発行抑制や徹底した経費節減に取り組み、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還に努めるなど、最大限の取り組みを継続してまいります。

私といたしましては、方針の後半期の方向性に沿って、引き続き、行財政改革に全力で取り組み、道財政の健全化を着実に進めてまいります。

次に、地方消費税の清算基準についてであります。先日公表された、総務省の検討会の報告の内容は、本道にとって、増収と減収の両面の要素が含まれており、現時点で詳細が示されていないことから、具体の影響をお示しすることは難しいところであります。仮に一定の減収が見

込まれる場合においては、その相当程度が地方交付税の算定を通じて補填されるものと認識いたします。

私といたしましては、今回の見直しが、制度設計によっては道及び市町村の財政に影響を及ぼす可能性もありますことから、先般、総務大臣に直接お会いし、財政運営に支障が生ずることがないように、強く要請を行ったところであり、今後とも、税制調査会での議論を注視しながら、適切に対応を続けてまいります。

次に、債権の管理についてであります。道においては、これまで、各部局ごとに収入未済の縮減目標を立て、徴収強化期間の設定や回収業務の民間委託など、その達成に向けて取り組みを進めてきた結果、近年、収入未済額は縮減してきているところであります。依然として、多額の収入未済額を抱えている状況にありますことから、今後、他の都府県の状況も検証しながら、さらなる縮減に取り組む必要があると認識をいたします。

また、現在検討している条例においては、債権管理に必要な体制の整備について規定することとしており、滞納の未然防止を初め、収入未済の縮減に向けた情報共有や検討などを行うための全庁的な組織を設置し、なお一層、適正かつ効率的な債権管理に取り組んでまいる考えであります。

次に、1次産業の振興策に関し、まず、国際交渉への対応についてであります。本道の基幹産業である農林水産業は、我が国の食料を安定的に供給する大切な役割を担っており、いかなる国際環境下にあっても、その持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくことが何よりも重要と考えるものであります。

このたびのEUとのEPA交渉などの合意を踏まえ、国においては、政策大綱を見直し、影響や経済効果の分析も含め、必要な対策を講ずることとしていることから、情報収集に努め、適切に対応していくとともに、私といたしましては、本道の農林水産業を守るという強い思いで、今後のさまざまな貿易交渉においても、必要な国境措置の確保を含め、毅然とした交渉を進めるよう、国に求めてまいります。

次に、本道稲作の振興に向けた取り組みについてであります。道といたしましては、このたびの米政策の見直しに対応し、全国段階において適切な需給調整が図られるよう、今後、設置が予定されている全国組織への積極的な支援や、水田活用の直接支払い交付金の充実などを国に強く求めるとともに、道と関係機関・団体が一体となって、オール北海道で、本道独自の生産の目安の実効性を確保し、需要に応じた米生産を着実に推進することを通じ、本道の稲作農業の持続的な発展と経営の安定に向けて、力を尽くしてまいります。

次に、同一労働同一賃金についてであります。国の同一労働同一賃金ガイドライン案においては、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に向けて、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、能力開発などを含めた取り組みが必要であるとされているところであります。

道といたしましても、今後、国のガイドライン案の考え方を十分に踏まえながら、国や関係機

関と連携し、同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、新たな財源の確保に向けた検討についてであります。道では、外国人観光客の急増などに伴う受け入れ体制の整備など、新たな行政ニーズが生じておりますことから、それらに対応するための財源の確保などについて検討する必要があると考え、現在、観光審議会に設けた部会で御議論をいただいているところであります。

部会では、地方税による手法が望ましいなどの意見も出されているところであります。外国人観光客はもとより、道内客などの負担も必要になりますことから、財源確保のためのさまざまな手法を含めて、幅広く御意見を伺うこととしたものであります。

なお、道といたしましては、来年2月に予定されている観光審議会からの答申を受け、方向性をお示しする考えであります。

最後に、男女平等参画社会についてであります。男女が平等に、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において、互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、総合計画に掲げる「輝きつづける北海道」の目標達成には重要な課題であり、基本計画は、本道の特性を踏まえ、さまざまな施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものであります。

私といたしましては、新たな基本計画の策定を契機として、男女平等意識の一層の醸成と女性活躍の支援を一体的に進め、男女がともに、生き生きと暮らし、働くことのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）橋本議員の再質問にお答えをいたします。

道徳科における指導についてでございますが、道徳科の評価については、学習指導要領において、数値などによる評価は行わず、子どもの学習状況や道徳性に係る成長を継続的に把握することとされておりまして、道教委といたしましては、他の子どもとの比較ではなく、一人一人がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ますようにすることなどに配慮して、評価を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 橋本豊行君。

○67番橋本豊行君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問と指摘をいたします。

まず、知事の役割、発言について伺います。

政治姿勢について再度伺いましたが、知事は、北海道の価値について、高まりを実感しているとした上で、本道の価値をさらに高めていけるよう全力を尽くすと答弁されました。

任期中に全力を尽くすという意味なのか、さらに引き続いてということなのか、何とも判然としない答弁であり、道政の課題に向き合う知事の姿勢として非常に不誠実だと言わざるを得ない

ものです。

また、任期についても、最終的には有権者が判断すべきものと答弁をいたしました。ここで、知事自身の考え方は示されておりません。

これでは、報道されているような発言の真意は全くわからず、一体、何を目的に知事が発言されたのか、極めて疑問でございます。

そのような発言が道民や職員を振り回すことになるという影響について、危機感が欠如していると言わざるを得ません。

北海道に山積する課題は待ったなしである状況に鑑みれば、知事が答弁された、全力を尽くすということは、いたずらに課題を先延ばしすることなく、残りの任期で完結するとの意図と受けとめるものですが、知事の所見を伺います。

また、知事の多選については、それぞれの政治家が真摯に考えていくべきと答弁されましたが、それでは、政治家・高橋はるみとしては、どのように真摯に考えているのか、あわせて伺います。

次に、J R北海道について伺います。

J R北海道が、単独では維持することが困難な線区を公表してから1年が経過しましたが、知事の答弁からは、解決への道筋が全く見えてこないのです。

J R北海道の徹底した自助努力を前提として、国の抜本的支援と、地域の実情に応じた方策が一体的に講じられることが重要との答弁が繰り返されるばかりで、具体的な取り組み、対応については、いまだに、J R北海道任せ、地域任せとする姿勢でしかありません。

1年が経過したにもかかわらず、解決への道筋が全く見えていない現状について、知事としてどのように受けとめているのか、何うとともに、膠着した現状を招いている知事の責任についての認識をあわせて伺います。

また、年間で180億円と見込まれるJ R北海道の赤字について、グループ企業からの補填を含め、J R北海道の自助努力でどこまで圧縮すべきか、国からの支援をどの程度まで求めるのか、その上で、道や地域はどんな支援を行うのかなどの課題について、J R北海道や地域任せにするのではなく、道が中心となって、支援スキームの全体像、基本的な考え方を作成すべきと考えますが、知事の認識を伺います。

次に、行財政運営方針の見直しについて伺います。

行財政運営方針について改めて答弁をいただきましたが、ほとんど、先ほどの答弁と変わらないものでした。

道が示した方向性の中には、行政改革の一環として、管理職マネジメントなど、仕事の進め方の見直しに取り組むことが掲げられているのです。

予算を削減し、職員数も大幅に削減し、そして、給料まで削減し続けてきた道のこれまでの削減一辺倒を今後も継続しようとする一方で、給料の削減の対象となり続ける管理職にはさらにマネジメントを求めていくという矛盾は、従来型の財政運営がもたらす弊害そのものです。

働き方改革を目指す知事が、みずからの足元にこのような矛盾した状況をつくろうとしながら、御自身が掲げた財政運営の目標の達成について明言しないのは、道政の最高責任者として極めて無責任ではありませんか。

目標を達成するつもりがあるのかないのか、そして、財政運営における知事の責任をどう果たそうと考えるのかについて、明確な答弁を求めます。

債権管理について指摘します。

債権管理条例の制定による具体的な効果を再度伺いましたが、収入未済額のさらなる縮減に取り組む必要があると認識しているとの答弁でした。

本来ならば、債権放棄は議会の議決事項なのですが、この条例制定により、知事の裁量によって債権放棄が容易となることから、債権放棄までに至る、より一層適切な対応がこれまで以上に求められることとなります。

知事は、さらなる縮減に取り組む必要があると認識されているとのことなので、条例制定による効果を反映した目標を立てられるように、強く指摘しておきます。

次に、国際交渉への対応についてです。

国際交渉については、農業者、地域の不安や切迫感とはかけ離れた答弁が繰り返されました。

貿易交渉を何が何でも進めようとする政府・与党の説明をじっと待ち、対策をそのまま受け入れ、影響が危惧される日米F T Aについては、毅然とした交渉を国に求めるとして、早くも白旗を上げるような姿勢です。

日豪E P A、T P P、E UとのE P Aと、日本の食の基盤を支えてきた農業を初めとする本道の1次産業への打撃が積み上げられてきたのです。

特に、影響が大きい酪農、畜産、畑作の分野は、稲作だけに頼れない北海道で、先人たちが苦労に苦労を重ねて、やっと築き上げたものです。その努力が一举に吹き飛びかねないT P P、E UとのE P Aは、今からでも撤回を要求すべきものだと考えますが、所見を伺います。

また、日米F T Aについても同様なのですが、現時点での所見をお示してください。

次に、観光に関する法定外目的税等について伺います。

新たな負担を求めることに対し、広く意見を聞くことは、丁寧な対応とも言えますが、観光審議会に丸投げし、その審議会自体も何も決められない中で、パブリックコメントにかけるということは、まさに責任放棄としか言えない対応です。

知事自身が、これからの北海道観光をどうしていくのか、そのために何が必要なのか、しっかり示すことが何より重要なのです。

それがない限り、法定外目的税の導入については、到底、理解が深まらず、議論が進まないと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

最後に、男女平等参画について伺います。

男女平等参画の推進は、単に、女性に光を当て、女性を持ち上げ、表面的に女性の活躍と書いていけばよいものではないのです。

何度も言わせていただきますが、男女平等の根本は、人権にかかわることなのです。答弁で言う女性の活躍とは、2年前に成立した女性活躍推進法のことを言っているのであれば、それは全く別の次元の問題なのです。そうした捉え方であるから、男女平等に対する認識がゆがめられてしまうのです。

知事自身は、男女平等と女性活躍を一体のものとして捉えるという、このような認識であるのか、再度、知事の基本認識を伺い、質問を終わります。（拍手）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）橋本議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、今後の道政運営についてであります。私といたしましては、さまざまな環境変化の中で、直面する政策課題の解決が何よりも重要と考えるところであり、現下の道政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、JR北海道問題への対応についてであります。道といたしましては、指針の策定に向けた検討を急ぐとともに、JR北海道には、経常赤字の縮減に向けた徹底した自助努力を、国に対しては、本道固有のコスト負担の軽減などを引き続き求めてまいります。

また、駅の魅力や利便性の向上、観光施策と連携した鉄道利用の促進といった、地域の実情を踏まえた取り組みなど、鉄道ネットワークワーキングチームの報告で示した提案を行いながら、沿線自治体の皆様方と、地域における最適な交通体系のあり方について、検討を加速してまいります。

次に、財政運営についてであります。道財政は、今後も、一定の収支不足が見込まれ、実質公債費比率も高い水準で推移する見通しにある中、北海道の将来を見据え、持続可能な財政基盤を確立するためには、引き続き、その改善に取り組む必要があります。

このため、運営方針に沿って、行財政改革に全力で取り組んでいくことが私の責務であると考えているところであります。

次に、国際交渉への対応についてであります。私といたしましては、いかなる国際環境下にあっても、本道の農林水産業が持続的に発展していくことが何よりも重要と考えるところであり、このたびのEUとのEPA交渉などの合意を踏まえ、国の動向などの情報収集に努め、適切に対応していくとともに、今後のいかなる国とのさまざまな貿易交渉においても、必要な国境措置の確保など、毅然とした交渉について、国に対して求めてまいります。

こうしたことなどを通じ、我が国にとって最もかけがえのない本道の農林水産業を守り、発展させることができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、観光に係る新たな財源の確保に向けた検討についてであります。道では、外国人観光客の急増などにより、受け入れ体制の整備などの新たな行政ニーズが生じており、それらに対応するための財源の確保策などについて検討する必要があると考え、現在、観光審議会の部会で御議論いただいているところであります。

私といたしましては、観光審議会の答申を受け、方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

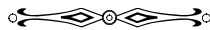
最後に、男女平等参画と女性活躍の推進についてであります。多様な選択ができる男女平等参画社会を実現していくためには、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男女が、それぞれの個性や能力を存分に発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしと環境を築いていくことが重要であると認識するところであり、女性活躍の支援も含め、男女平等参画社会の実現に向けた諸施策に、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があると考えるものであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 橋本豊行君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩



午後3時50分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

新沼透君。

○25番新沼透君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、道政執行に関する知事の基本的な姿勢と当面する道政上の諸課題について、順次質問してまいります。

初めに、知事の基本姿勢について伺います。

まず、北海道創生についてであります。

本年度は、北海道創生総合戦略の中間年に当たります。

知事は、今年の道政執行方針で、地方創生をさらにステップアップさせ、進化させていくと宣言され、我が会派からの代表質問には、今後、地域のプロジェクトに対するサポート機能について充実を図り、本道の創生に向けた取り組みをより確かにしていくとお答えになっております。

北海道創生総合戦略の推進管理については、毎年度、政策評価制度と連携して点検評価するとともに、北海道創生協議会において戦略の実施状況を検証するとしておりますが、中間年を過ぎようとする今、これまでの取り組みや成果をどのように総括し、来年度以降、戦略策定の趣旨である人口減少の克服に向けた対策につなげていくおつもりなのか、伺います。

次に、北海道創生SDGsについてであります。

2015年に国連が採択した持続可能な開発目標——SDGsの達成に向けた道の取り組みについて、我が会派では、これまでも、見える形での推進を求めてまいりましたが、SDGsの見える化については、必ずしも積極的とは受けとめられない姿勢に終始しています。

内閣府では、SDGsの大目標の中でも、特に、11番目の、住み続けることができるまちづくりは、地方創生と考え方が近いとして、まち・ひと・しごと創生基本方針2017に、自治体の政策立案や日常業務の現場へのSDGsの浸透を盛り込んでいますし、2018年度には、自治体の取り組みを後押しするためのモデル事業を実施するとしています。

知事は、こうした国の動向をどう認識し、北海道創生を推進するに当たり、SDGsの見える化を含め、どう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、道内経済の向上についてであります。

2012年12月に始まった景気回復局面が、高度成長期のイザナギ景気を超えて、戦後2番目の長さとなり、道内経済も、日銀の道内企業短期経済観測調査によると、企業の景況感を示す業況判断指数——DIはプラス14と、3期連続で改善しています。

安倍首相が誕生してから5年、企業収益や雇用情勢は大きく改善し、株価も上昇していますが、一方で、2%という物価安定目標には届かず、雇用情勢が好転しても賃金の伸びは鈍く、82%の国民が景気回復を実感していないとの世論調査の結果も出ています。

道民の多くも、その調査結果と同様、景気回復を実感していないと考えますが、知事は、景気指標の割に恩恵を感じられない要因をどう分析しているのか、また、この先、実感を伴った道内経済の向上にどのように取り組まれようとするのか、伺います。

次に、財政健全化と来年度予算編成についてであります。

平成28年3月に策定された行財政運営方針については、2カ年の対策期間が終わることから、先日、来年度以降の取り組みの方向性について、議会に報告されました。

これによりますと、平成30年度以降も、縮小傾向にあるものの、依然として収支不足額が生じる見通しにあるとして、後半期の平成32年度まで、引き続き、人件費や投資的経費などの歳出削減を進めるとともに、道税、交付税などの歳入の確保に努めるとしています。

先日、一部報道で、道財政の再建に一定のめどが立ったとの知事の認識が示されておりましたが、今回の、行財政運営方針の後半期の方向性では、管理職員の給与の独自削減については、削減率が縮小しているものの、課長職以上の職員は、給料で4%、管理職手当で8%も削られていますし、投資的経費についても、引き続き削減することとされています。

また、財政健全化に向けた目標である実質公債費比率については、改善に取り組むとしながらも、平成32年度までは上昇し続ける見通しですし、将来負担比率も高率で推移していきます。

知事は、このような状況で、道財政の再建のめどは立ったと考えておられるのか、見解を伺います。

次に、施策の優先順位についてであります。

来年度の予算は、平成30年度政策検討の基本方針に基づく優先度が高い施策に、限りある行財政資源を効果的、効率的に配分するとともに、行財政運営方針の後半期の方向性に沿って編成することを基本とするとされておりましたが、安倍首相は、先月の特別国会における所信表明演説で、生産性革命、人づくり革命を断行する、12月中には新しい経済政策パッケージを策定し、速やかに実行に移すと述べられております。

ますますふえ続ける財政需要の中、知事は、どのような基準で施策に優先順位をつけ、予算編成に当たるおつもりなのか、見解を伺います。

次に、道内の交通網の整備についてであります。

まず、J R北海道の事業範囲の見直しについてですが、J R北海道は、2019年度中に厳しい経営状況に陥り、毎年、300億円の赤字が続き、資金不足となった場合、安全のために必要な修繕などができなくなり、全道で列車の運行が不可能になるとしていることから、迅速かつ適切な対応が求められております。

知事は、道が中心となって取りまとめるという強い覚悟を持ち、沿線自治体や国との議論を深めていくと決意を述べるとともに、議論を加速し、できる限り早く検討するというスタンスが重要としておりますが、これまでと同様の取り組みを続けるだけでは、いたずらに時間ばかりが経過することを懸念するところであります。

これまでの議会議論からは、北海道交通政策に関する指針の策定、国へ求める支援、道の支援策のいずれに関しても、取り組みを進めるためのキーワードは、地域での議論、協議の状況ということであります。

一方で、依然として、地域や経済界など各方面からは、知事のリーダーシップ、道の主体性を求める声が大きいわけであります。J R北海道の事業範囲の見直しについて、知事が言う議論を加速させるために、具体的にどのように取り組み、持続可能な交通ネットワークをどう実現しようとするのか、所見を伺います。

次に、国へ求める支援策についてであります。

J R北海道の島田社長は、先日開催された道新フォーラムにおいて、J R貨物から支払われる路線使用料が低く抑えられている現行の軽減措置、いわゆるアボイダブルコストルールに関して、J R貨物の費用負担を増額させる交渉を進める方針を示したと承知しております。

この点は、鉄道ネットワークワーキングチームで取りまとめた報告書においても、国へ求める抜本的な支援の方策の一つと位置づけております。

知事は、このようなJ R北海道の動向をどう受けとめ、対応していくのか、所見を伺います。

次に、北海道交通政策に関する指針の策定についてであります。

先般、骨子案が示された北海道交通政策に関する指針は、本道の交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の活性化と北海道の発展を支える総合的な交通ネットワークの形成に向けた基本方針を示すものであり、2030年ころを見据えた総合的な交通ネットワークの実現に向けた羅針盤ともなる重要な計画と言っても過言ではありません。

しかしながら、骨子の段階といえども、将来的な本道の交通体系を示すに当たり、柱とも言える交通ネットワークの形成の方向性が調整中であること、さらには、計画の実効性を高めるために重要な施策の推進管理のあり方が判然としないことなどから、今後、骨子に肉づけをし、血を通わせ、生きた計画へと仕上げることができるか否かは、まさに知事のリーダーシップが問われるものと考えます。

年内に原案を、そして、年度内に成案を策定することとしておりますが、指針の取りまとめに当たり、どのように取り組まれるのか、知事の所見を伺います。

次に、指針における、J R北海道の事業範囲の見直し問題への対応についてであります。

指針の策定に当たり、最も注視される点の一つは、JR北海道の事業範囲の見直し問題への対応と考えます。

この点について、指針の策定に当たる総合交通検討会議においても、JR線区の見直しへの道筋を盛り込むことが必要など、公共交通の再構築に関してはより明確にすべきとの議論があったと承知しております。

骨子では、JR北海道の事業範囲の見直し問題に関する記述は、ごく簡単な表現にとどまっておりますが、今後、どのように対応していくのか、伺います。

また、この指針が、地域での協議の加速など、問題の解決に当たり、どのような役割を果たすとお考えか、知事の所見を伺います。

次に、北極海航路についてであります。

新たな物流ルートとして注目される北極海航路について、道では、北極海航路の利活用に向けた方針に基づき、本道の港湾が、我が国、さらには東アジアの拠点となることを目指すための取り組みを進めていると承知しています。

本年6月に、ロシアの貨物船が、道内では初めて苫小牧港へ寄港したほか、9月には、北極海航路を経由した一般貨物船が、全国で初めて苫小牧港と釧路港で荷揚げを行うなど、実際に北極海航路を航行する船舶の動きが活発化しているとともに、経済界や北海道大学を中心に、北極海航路に関する各種のセミナー等が開催されるなど、道内では、北極海航路の実現に向けた機運が高まってきています。

一方、北極海航路の本格的な利用に向けては、海氷状況の予測精度の向上など、まだ課題も多いものと理解していますが、国では、我が国の北極政策に基づく、北極域における環境観測、研究のため、調査研究船の建造に向けた検討が進められていると聞いております。

氷海、海洋について観測、研究するオホーツクプログラムを進めてきた私の地元・紋別市においても、研究拠点の誘致に向けた動きがあります。

このような機運の高まりなどの機会を逃さず、本道の港湾の北極海航路の拠点化に向けて、一層取り組みを推進していくことが必要と考えますが、所見をお伺いします。

次に、観光人材の育成についてですが、国では、これまでの観光産業における人材育成システムは、日本が観光先進国となるには極めて脆弱であったとの認識のもと、人材育成の対象を、トップレベルの経営を担う人材、地域の観光産業の中核を担う人材、即戦力となる実務人材の3層に分け、それぞれ、質と量の両面から育成の取り組みを支援することとしております。

先日、議会に、平成32年度までの北海道観光のくにづくり行動計画の素案が示されました。

ここでは、観光振興に関する道の施策として、観光を支える人材の育成確保がうたわれておりますが、道の平成29年度の観光関連予算の20億5000万円のうち、人材育成のための予算は8000万円程度しかなく、それも、宿泊業と貸し切りバス業における人材の育成確保に対する支援で、言ってみれば、対象は、3層のうち、即戦力となる実務人材だけであります。

北海道観光振興機構でも、地域の観光産業を担う人材の育成には取り組んでいますが、行動計

画で目標とする観光産業のリーディング産業化を実現するためには、ビジネスとして観光を支える観光経営人材が不可欠であり、道の施策からは、この視点が抜け落ちているのではないのでしょうか。

知事は、これまでの道の観光人材の育成策についてどのような見解を持ち、今後、トップレベルの経営を担う人材の育成にどう取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、I Rについてであります。

I R実施法案の審議がおこなわれていますが、道では、I Rに関する道民セミナーを、10月に、札幌市、釧路市など、全道6カ所で開催されました。

セミナーの参加者は6会場で246名と報告されておりますが、今回のセミナーで、道民の理解や道民の意識の把握ができたと考えておられるのか、今後もセミナーを開催するお考えがあるのか、あわせて伺います。

また、第3回定例会で、知事は、I Rの導入を判断できる状況にないとお答えになりましたが、既にI Rの運営経験や道内を視察した実績がある、米国や欧州、アジアなど、計14の国、地域の約30事業者を対象に、道内でのI Rへの投資意欲や、誘致に手を挙げている苫小牧市、釧路市、留寿都市の3自治体への関心の度合いを探る調査に着手しているとも承知しています。

先日、アメリカのカジノ大手のシーザーズ・エンターテインメントが、苫小牧市の事業提案の募集に正式に応じて、施設の構成やデザイン案などを示したとの報道がありましたが、誘致に向けた3自治体の取り組みをどの程度掌握し、候補地の絞り込みに役立てようとするのか、伺います。

次に、経済産業の活性化についてであります。

まず、地域経済牽引事業についてですが、ことし7月に施行された地域未来投資促進法に基づき、全国では70件、道内では、道と市町村が共同で作成した9件の基本計画が、経済産業省によって同意されました。

また、道では、10月に、千歳市のお菓子製造会社と旭川市の家具製造販売会社の2社から提案された事業計画を、基本計画に適合する地域経済牽引事業として、初めて承認しております。

国は、承認を受けた事業に対して、予算、税制、金融など、政策資源を集中して支援することとしており、この取り組みが軌道に乗れば、北海道経済の活性化にも大きく寄与するものになると考えますが、道として、事業者に対する独自の支援策は考えられないのか、見解を伺います。

次に、イノベーションの促進についてであります。

国の第5期科学技術基本計画には、我が国を世界で最もイノベーションに適した国となるよう導くとして、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、イノベーションの創出に向けた、人材、知、資金の好循環システムの構築などを政策の柱として盛り込んでいます。

しかし、我が国におけるイノベーションの実現の状況は、国際的に見て低い水準に置かれており、実現の割合を国際比較してみると、例えば、ドイツが全産業で37%なのに対し、日本ではその半分以下の15%になっています。

イノベーションの実現を進めていくためには、研究開発などの設備投資を活発に行うことや、能力のある専門人材を確保していくことが重要と指摘されております。

道では、現在、3期目の北海道科学技術振興計画を策定中ですが、第2期計画を終えるに当たり、地域イノベーションの創出に向けた取り組みは、これまで、どの程度成果を上げたのか、また、今後、設備投資の活発化や専門人材の育成確保にどう取り組んでいくのか、伺います。

次に、環境・交通安全対策についてであります。

まず、気候変動の影響への適応計画についてですが、気候変動によるさまざまな影響への適応策について、国では、平成27年11月に適応計画を閣議決定しています。

適応計画では、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合、日本の今世紀末の平均気温が20世紀末と比べて最大で5.4度上昇し、災害の発生や農作物への悪影響を引き起こす可能性があるとして指摘し、その上で、被害を減らすために考えられる施策が盛り込まれております。

自治体レベルでの温暖化対策については、地球温暖化対策推進法で、中核市以上の団体に、地方公共団体実行計画の策定が課せられておりますが、対応策の記載は義務づけられておらず、ことし6月の時点で、対応策に関する計画や方針などを策定済みの都道府県、政令市は48都府県・市にとどまっており、環境省では、地域での適応の推進を実行計画などに位置づけることなどを奨励していると承知しております。

道では、気候変動の影響への適応計画については、検討中であるものの、策定期間すら決まっていないと聞いておりますが、なぜ策定がおくれているのか、その理由を伺います。

また、少なくとも策定のめどぐらいはここでははっきりさせるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、スマートフォン対策についてであります。

本年5月に本道と友好提携を結んだハワイ州のホノルル市では、10月25日、道路横断中にスマートフォンなどの画面を見る、いわゆる歩きスマホを禁止する条例が施行されました。

条例では、道路を横断する際の歩きスマホを禁止し、初めて違反した人には、日本円で最大で約4000円の罰金が科せられ、違反を繰り返した場合は罰金が約1万円としております。

先週、我が会派の同僚議員が同市を訪問した際も、同行した現地ガイドから厳しく指導されたと聞いております。

歩きスマホを禁じる条例を制定したのは、アメリカの主要な都市ではホノルル市が初めてで、条例の効果が注目される中、その他の州においても、同様の趣旨の法案等が検討され始めております。

また、国内においても、京都府では、京都府交通安全基本条例において、歩行者の責務として、歩きスマホなど、道路交通に危険が生じる可能性のある行為を行わないように、努力義務を定めております。

いずれにしても、背景にあるのは、世界に共通して年々増加し続ける歩きスマホに起因する交通事故や、歩行者同士の接触を初めとするトラブルであり、最近では、歩きスマホをしたりイヤ

ホンで音楽を聞きながら歩いている女性が性犯罪の被害に遭うケースも報告されております。

一般社団法人電気通信事業者協会が本年3月に取りまとめた、歩きスマホの実態及び意識に関する調査結果によると、歩きスマホを危ないと思う方が9割に上る一方で、歩きスマホをすることがある方が5割程度存在することが明らかになり、これまでの対策の効果に限界を感じるころであります。

道では、これまで、道教委並びに道警察と連携して、啓発活動を中心に、対策を講じてきたと承知しておりますが、一層深刻化する歩きスマホをめぐる現状をどのように認識されているのか、知事、教育長及び警察本部長にそれぞれ所見を伺います。

また、これまで講じてきた対策の効果をどのように評価し、課題をどう認識されているのか、知事、教育長にあわせて伺います。

次に、医療・福祉対策についてであります。

まず、医師確保についてですが、都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、全国に地域医療支援センターが設置され、道では、現在、1名の専任医師と7名の専従事務職員を配置しております。

地域医療支援センターは、医師の地域偏在の解消に取り組む専任の実動部隊として位置づけられておりますが、医師確保については、医療法の規定に基づき、知事を会長とする北海道医療対策協議会も設置されています。

そこで伺います。

医師の地域偏在の解消に向けた取り組みに関し、医療対策協議会との関係はどのようになっているのでしょうか。

また、大学の医局など医療関係機関との連携協力をどのように図り、その成果をどう評価しているのか、伺います。

次に、医療計画についてであります。

道では、地域医療支援センターなどを活用しながら、地域の医療提供体制の確保に努力されてはおりますが、多くの地域で、産科、小児科などを中心に、医師や看護師などの医療従事者が不足し、医療提供体制に深刻な影響が出ております。

私の地元・オホーツク圏域においても、医師不足は深刻の度を深めています。

地域センター病院である遠軽厚生病院では、遠紋地域の産科医の不足により、ハイリスクなどを抱える妊産婦の多くが北見赤十字病院に流れ、医師の疲弊を招いています。医師不足が過重労働を生み、それがまた医師の退職を誘発し、地域医療の崩壊さえ危惧されます。

現在、周産期医療体制整備計画と、へき地保健医療計画も包含した次期北海道医療計画を策定中です。

厚生労働省では、医療計画に、医師不足の診療科、地域等について、医師をどの程度確保するかという目標と対策を記載することを検討していると承知しておりますが、医療圏における格差の是正に向け、医療計画の扱いも含め、実効性のある目標と対策をどう組み立てていくのか、伺

います。

次に、福祉・介護人材の確保についてであります。

本道においては、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に、65歳以上の人口が全国よりも早くピークに達し、このまま推移すると、介護人材の需給ギャップは1万2000人を超えると推計されています。

道では、平成30年度からの北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の策定作業を進めておりますが、この計画は、平成12年3月に第1期を策定してから、20年近くが経過しております。

現在の第6期計画から、新たに、計画推進の基本方針の一つに、人材の確保及び資質の向上を位置づけ、福祉、介護への理解の促進、多様な人材の参入の促進、資質の向上、労働環境、処遇の改善などの観点から、各般の施策を講じてきたものと考えますが、施策の効果をどう検証されているのか、需給ギャップは縮小に向かっているのか、伺います。

また、現計画では、外国人介護人材の活用については何も触れられておりませんが、現在の道内における就業状況はどうなっているのか、そもそも、知事は、外国人人材の活用についてどのような見解をお持ちなのか、次期計画ではどのように位置づけられるのか、伺います。

次に、農業、農村の振興についてであります。

道では、現在、第5期北海道農業・農村振興推進計画により、農業、農村の振興に関する各般の施策を推進していると承知しております。

この計画は、平成9年に制定された北海道農業・農村振興条例の目的を達成するため、農業経営体と、地域農業、農村の目指すべき方向性を示すとともに、道農政の中期的指針としての役割を果たすものと性格づけられており、計画の達成に向けた取り組みの進捗状況をはかる目安として、施策の推進方針の区分ごとに、15の指標が設定されております。

農業をめぐるのは、日EU・EPAの大枠合意やTPPの大筋合意など、ますます厳しさを増す国際競争の波が本道を襲ってきておりますが、これまでの取り組みは、農業経営体と、地域の農業、農村の目指すべき方向性に向かって着実に前進していると考えておられるのか、また、来年度の予算編成ではどのような点に力点を置いて、施策を進めようとするのか、お伺いいたします。

次に、国などへの政策提案等についてであります。

この推進計画は、道農政の中期的指針であるとともに、国などに対して、本道の実情に即した、農業、農村の振興に関する政策提案や制度の改善要望を行う施策の基本方向を示したものとされておりますが、これまで、何を目的に、どのような政策提案や改善要望を行い、どの程度実現されたのか、また、そのことにより、本道農業にどのような変化をもたらされたのか、伺います。

次に、林業大学校についてであります。

戦後、大量に植林した針葉樹林が、今、一斉に伐期を迎え、現場では多くの人手を必要として

おりますが、思うような人材の確保がなされておられません。

道では、目下、林業大学校の設置に向けた検討が進められており、先日の水産林務委員会では、即戦力とともに、企業経営などの中核を担える人材の育成を目指して、平成32年に開校するとした基本的な考え方が示されたところであります。

今日、我が国並びに本道の林業が直面する課題は、複雑、困難で、かつ多岐にわたります。

収益性の確保、進展と、環境面、安全面との調和をどう図っていくのか、また、生物多様性の保全や回復、森林が持つ公益的機能の適切な発揮などを考慮し、広葉樹種の育成、その活用、そして流通にどう道をつけていくのか、これらを踏まえた新たな道を切り開くことができる人材が求められていると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ダム再生ビジョンについてであります。

近年、気候変動の影響により、水害が頻発するとともに、激甚化しており、国土交通省では、厳しい財政状況のもとで、トータルコストを抑制しつつ、既設ダムの有効活用を加速化するための方策として、ダム再生ビジョンを策定しています。

ビジョンでは、堤体を約2割かさ上げすることで、貯水容量が約6割アップした事例や、ダム湖の水中で、堤体に穴をあけて水路を新設し、放流能力を向上させる工事を短期間で経済的に完成させ、早期に効果を発揮している事例を紹介しています。

道内には、道が所管するダムだけでも68基あり、老朽化した施設もあります。

国土交通省では、地方自治体が、ビジョンで取り上げている方策を実施する上での調査方法などを示した手引を作成する意向があると承知しており、道では、現在、新・北海道社会資本整備の重点化方針、北海道インフラ長寿命化計画により、既存ストックの有効活用や老朽化対策に取り組んでいますが、ダム再生ビジョンをどのように評価し、今後、道所管ダムでどのように活用していこうとするのか、伺います。

次に、フリースクールについてであります。

不登校の子どもの学校外での学びを支援することを明記した教育機会確保法が昨年12月に成立してから1年、文部科学省では、本年3月31日に、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を策定しています。

全国的に、不登校児童生徒数は増加しており、先日公表された問題行動・不登校調査の結果では、昨年度、道内の小・中・高校でのいじめは、前年度より約35%ふえて7500件を超え、不登校は約5000人で、長期化している実態が明らかになりました。

国の基本方針では、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを求める一方、不登校になっている児童生徒に対する、個々の状況に応じた支援や、教育委員会、学校と、フリースクールなど民間団体が連携協力して支援することなどを求めています。

教育長は、昨年の第1回定例会で、フリースクールについての我が会派の質問に対し、フリースクール等、民間の相談・指導施設とも懇談を行いながら、子ども一人一人の教育機会の確保や学びの充実に向けた支援のあり方などについて検討を行うとお答えになっております。

民間の相談・指導施設からはどのような意見が出たのか、検討結果はどのようなものか、伺います。

また、国の基本方針を受け、教育委員会や学校は、フリースクール等とどのような連携協力を図り、具体的にどのような支援を行うのか、伺います。

次に、夜間中学校についてであります。

教育機会確保法では、実質的に十分な教育を受けられなかった人や外国人を対象にした、夜間中学を含む就学機会の提供等を講ずることが、全ての地方公共団体に義務づけられました。

公立夜間中学校は、現在、8都府県の31校にとどまっており、文部科学省では、各都道府県に少なくとも1校の設置を目指し、道でも、現在、札幌市などと協議会を設け、準備を進めていると承知しておりますが、準備の状況、及び、設置時期はいつごろを目指しているのか、伺います。

次に、犯罪被害者等への支援についてであります。

犯罪被害者等への支援に関する条例を来年の第1回定例会に提案するため、素案を策定し、現在、パブリックコメントを実施中と承知しております。

犯罪被害者等への支援について、これまで、道では、北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定して、取り組みを進めているものの、市町村の取り組みが必ずしも進んでいないことや、全国被害者支援ネットワークからの、家事サポートなど生活支援に力を入れてほしいなどとの声を受け、我が会派では、昨年、第4回定例会で、実効性のある条例の制定を求めてきたことから、このたび、制定に向けて動き出したことに対しましては、敬意を表したいと思います。

条例素案には、被害の状況等に応じた適切な支援及び2次的被害が生じないような配慮、被害の回復または軽減のための途切れることのない支援など、4項目の基本理念が盛り込まれております。

そこで、知事及び警察本部長に伺います。

条例素案では、基本理念を実現するための、道、道民、事業者、民間支援団体それぞれの責務が規定されていますが、おのおのが責務を果たしながら、どのようにして条例の実効性を確保しようとするのか、知事の見解を伺います。

最後に、道警察の取り組みについて伺います。

犯罪被害者等への支援に関しては、道警察においても、精神的被害の回復への支援など、各般の支援活動を行っていることと承知していますが、条例の施行を機に、道、市町村、民間支援団体とも連携協力した支援活動のより一層の強化を図るべきと考えます。

これまでの活動実績と、今後、被害者などの視点に立った取り組みをどのように進めていくのか、本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）新沼議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私の基本姿勢に関し、まず、人口減少問題への対応についてであります。道では、これまで、創生総合戦略の着実な推進と、市町村の戦略への支援を両輪として、取り組んできているところであり、地域においては、人口流出の抑制や、人口が増加に転じた市町村もあるなど、徐々に成果があらわれてきている面がある一方、道外への転出者の多くを若年層が占める中、若者の呼び込みと定着の推進や、子どもを産み育てたいという方々の希望をかなえる、さらなる取り組みが必要と考えるところでもあります。

こうしたことから、今後は、結婚から子育てまでのライフステージに応じたサポートに加え、働き方改革の推進、若者たちが地域や地元企業に関心と愛着を持つ仕組みづくりなど、官民の連携や政策間の連携を一層密にしながら、地域の将来を担う若者たちが希望を持って暮らし続けることができるよう、創生総合戦略の展開に向けて、引き続き全力で取り組んでまいる考えであります。

次に、本道経済の動向についてであります。我が国の景気は、個人消費が持ち直し、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調にあります。本道においても、個人消費の回復の動きや、国内外からの観光客の増加、雇用関連指標の改善など、緩やかに持ち直しているところでもあります。

一方、道が実施している企業経営者意識調査においては、業種や地域ごとの業況感には温度差が見られるほか、企業の生産活動も一進一退の動きとなっているところでもあります。

道といたしましては、引き続き、食の輸出拡大といった海外需要の取り込みや、海外からの投資の促進、さらには、地域の経済と雇用を支える中小企業の賃金の支払い能力が高まるよう、商品開発や販路開拓、人材育成など、各般の施策を積極的に推進し、地域産業の底上げを図ってまいる考えであります。

次に、財政健全化についてであります。道では、これまで、歳入歳出の全般にわたる徹底した行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善してきたところでもあります。

しかしながら、道財政は、平成30年度以降も、縮小傾向にはあるものの、依然として収支不足が生ずる見通しにあり、実質公債費比率や将来負担比率についても、都道府県の中で高い水準にあるなど、引き続き厳しい状況にあるものと認識をいたします。

このため、私といたしましては、このたびお示しをした後半期の方向性に沿って、引き続き、行財政改革に取り組み、道財政の着実な健全化や財務体質の改善を図ってまいる考えであります。

次に、道政上の諸課題に関し、まず、JR北海道の事業範囲の見直しについてであります。道では、これまで、鉄道網の持続的な維持に向け、国への支援要請や、交通政策に関する新たな指針づくりとともに、交通体系のあり方について、関係市町村と検討を積み重ねてきているところでもあります。先日発表されたJR北海道の通期業績予想は、さらなる悪化が見込まれているところであり、今後、こうした取り組みを一層加速していく必要があると認識いたします。

道といたしましては、本定例会終了後、直ちに、JR北海道が徹底した自助努力と経営情報の

開示を行うよう、市長会、町村会などと、国に、J R北海道への指導を求めるとともに、交通政策に関する新たな指針の策定に向けた検討を急いでまいる考えであります。

また、地域での検討協議の場において、有識者も交えながら、新たな指針の検討の状況、J R北海道の経営状況など、さまざまな情報の提供や、実情を踏まえた取り組みの提案を行うなど、道と沿線自治体が一体となって議論を加速させ、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向けて、より一層積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、交通政策に関する指針についてであります。人口減少や高齢化の進展、J R北海道の事業範囲の見直しなど、本道の交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、北海道新幹線の開業や、道内7空港の運営の一括民間委託、インバウンドの急増といった好機を生かし、本道の確かな発展につなげていくためには、新幹線の札幌開業が予定される2030年ごろの北海道を見据え、時代の変化に的確に対応した総合的な交通ネットワークを戦略的に実現していくことが重要であります。

道といたしましては、地域における検討協議の場で、新たな指針の検討状況や考え方などの情報提供を行うことなどにより、検討協議を加速させるとともに、引き続き、交通事業者、関係機関などから意見を伺うほか、運輸交通審議会や道議会で御議論いただきながら、2030年を見据えた総合的な交通ネットワークの実現に向けた検討を進めてまいる考えであります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しへの対応についてであります。現在、道では、地域における検討協議の場に、有識者とともに参加し、線区に関する客観的なデータなど、さまざまな情報を提供しながら、将来を見据えた交通体系のあり方について、関係市町村の皆様と議論を積み重ねているところであります。

道といたしましては、こうした検討協議の状況も踏まえ、引き続き、運輸交通審議会や道議会で御議論いただきながら、鉄道を含む総合的な交通ネットワークの実現に向けた新たな指針の原案を年内に取りまとめまいります。今後さらに、地域での検討協議の場において、審議会での検討状況や指針の考え方などについて丁寧な説明を行い、地域における議論が一層深まるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、観光人材の育成についてであります。本道の観光産業が持続的に発展していくためには、観光を支える担い手の確保とともに、観光地域づくりのための中核人材などの育成が重要と認識をいたします。

道では、こうしたことから、人手不足が課題となっている宿泊業や観光貸し切りバス業における人材の確保に向けたインターンシップ、セミナー等を実施するほか、金融機関などと連携しながら、ブランディングやマーケティングなど、観光地経営の能力を備えた人材の育成のための研修会を開催してきたところであります。

今後、こうした取り組みに加え、国や道内の大学と連携した、観光分野での高度人材の育成を図る必要があると考えているところであり、道におきましても、観光審議会などを通じ、経営層を含めた観光人材の育成や活躍の場づくりなどについて議論を深め、稼ぐ観光の実現に向けて取

り組んでまいります。

次に、I Rについてであります。I Rは、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になる一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまな御意見があるものと認識をいたします。

このため、道では、道民の理解を深めるため、道内6地域で、日本型I Rに関する最新の動向や依存症対策をテーマとしたセミナーを開催したところであり、今後とも引き続き、道民の皆様方の意識の把握に努めてまいる考えであります。

また、誘致を表明している道内3地域においては、苫小牧市が、I R事業者に対する投資意向調査を実施しているほか、釧路市及び留寿都村では、民間が中心となって検討が進められているものと承知をいたします。

道といたしましては、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、国の動向を注視するとともに、地域における検討状況やI R事業者の考え方を踏まえ、国の動きに適切に対応できるよう、検討を深めてまいる考えであります。

次に、地域経済牽引事業への対応についてであります。食、環境・エネルギーといった地域の資源や優位性を生かし、地域経済を牽引する事業の促進を目指す地域未来投資促進法の活用を図ることは、本道経済の振興にとって有効なものとして認識をいたします。

このため、道では、市町村と共同し、基本計画の策定を進めるとともに、計画の内容に沿って地域経済を牽引する事業が促進されるよう、国の支援措置を初め、制度のPRに努めているところであります。

また、道といたしましても、牽引事業の担い手となる企業を支援できるよう、不動産取得税等の課税免除を行うため、本定例会において、課税の特例に関する条例の改正を提案しておりますほか、産業振興条例に基づく立地補助制度においても、こうした事業に取り組む企業の立地や産業集積が可能となるよう、対応について検討してまいります。

次に、科学技術の振興についてであります。道では、これまで、国の支援プログラムなどを活用して、大学を核とした研究開発拠点の形成や、産学官による共同研究開発を進め、その成果を、道産素材を生かした機能性食品や、医薬品、化粧品の開発、再生医療技術の実用化など、食、健康、医療分野等の産業の振興に結びつけてきたところであります。

人口減少、高齢化やグローバル化、第4次産業革命の進展など、経済社会を取り巻く情勢が大きく変化する中、本道産業の活性化を図るためには、企業等による研究開発と事業化、実用化を進めていくことが重要であります。

今後、道総研、産業支援機関と連携し、企業ニーズと大学シーズのマッチングによる共同研究や事業化への支援に取り組み、企業の研究開発投資を促進するとともに、こうした大学等との連携を通じて、AI、IoT等の先端技術や経営ノウハウに精通する人材の育成確保に努め、本道の科学技術の振興を加速してまいる考えであります。

次に、気候変動への対応などについてであります。近年、本道においても、経験したことが

ない猛暑や頻発する記録的な大雨などにより、自然生態系、道民生活、農林水産業など、幅広い分野で気候変動の影響が顕在化している一方で、さまざまな地域特性を有する本道において適応策を進めていくには、異常気象と被害との関係について、十分な知見を得る必要があるものと考えているところであります。

道では、現在、関係部局により構成する地球温暖化対策推進本部で、暮らしや産業活動等、全般にわたり、気候変動の影響を把握するとともに、被害の回避、最小化に向け、地域の温暖化対策計画における適応策の検討を進めるなど、今後とも、温室効果ガスの排出削減につながる緩和策と適応策を両輪として、地球温暖化対策の着実な推進に努めてまいります。

次に、医師確保対策についてであります。道では、これまで、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣や、ドクターバンク事業など、医師確保対策に幅広く取り組み、地域枠医師については、現在、札医大や旭川医大を卒業した25名が地域で勤務しており、今後、増加が見込まれるところであります。

こうした中、現在、国においては、医師確保や地域偏在への対策として、医師の確保方針や、確保すべき医師数の目標などを都道府県の医療計画に盛り込むことなどについて、議論が進められているところであり、道といたしましては、こうした動向を十分注視しつつ、医療計画の検討を行うとともに、医療対策協議会において決定した具体的な施策に沿って、実効性が高い医師確保対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、人材確保策の検証などについてであります。第6期介護保険事業支援計画に掲げた各種施策については、事業ごとの目標の達成状況などについて、毎年度、市町村や介護事業所団体等で構成する地域医療介護総合確保基金（介護分）検討協議会等から御意見を伺い、評価や見直しを行うなど、着実な進行管理に努めてきているところであります。

また、介護職員の需給推計については、市町村のサービス見込み量などを踏まえて行うこととされているところであり、現在、その作業を進めているところであります。

道といたしましては、今後の介護需要の一層の拡大や地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備には、質の高い人材を安定的に確保することが重要な課題であると考えているものであり、離職防止の取り組みなど、実効性のある人材確保策を検討し、第7期計画に反映してまいります。

次に、農業、農村の振興についてであります。道では、本道の農業、農村の持続的な発展を図るため、第5期農業・農村振興推進計画に基づき、需要に応じた、安全、安心な食料の安定供給や、国内外の市場を取り込む高付加価値農業の推進、多様な担い手の育成確保などに取り組んでいるところであり、施策の柱ごとに設定をしている指標の進捗状況などからも、おおむね計画の達成に向かって進んでいるものと認識をいたします。

農業が新たな国際環境を迎える中、来年度に向けては、生産性の向上に向けた農地等の基盤整備、新規就農者の育成確保はもとより、酪農、畜産などの生産供給体制の整備や6次産業化の推進、農畜産物等の輸出の促進、さらには豊かな農村づくりなどに力点を置いて、本計画の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業振興のための国への政策提案についてであります。道では、これまで、農業・農村振興推進計画を踏まえ、生産基盤の強化や経営安定対策の充実を初め、新規就農者の育成確保、輸出の拡大、付加価値の向上などに向け、必要な政策提案を行ってきているところであります。

こうした中、国において、農業農村整備事業を初め、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策などの拡充や予算の確保が図られたところであります。これらの効果的な活用により、生産を支える基盤づくりなどを通じた農業の体質強化や高付加価値農業の推進、経営の安定などに結びついているものと考えているところであり、引き続き、本道農業の競争力の強化や豊かな農村づくりに向け、積極的に提案をしております。

次に、林業大学校についてであります。本道では、林業労働者が増加する中で、植林などの担い手の確保とともに、林業・木材産業に関する幅広い知識や技術を習得し、適切に森林づくりを進める人材の育成が必要であります。

このため、道といたしましては、林業大学校など人材育成機関の設立に向け、生産性の向上はもとより、労働災害の未然防止、環境に配慮した伐採手法、さらには、今後の活用が期待される広葉樹の育成といった専門的な知識と、現場で実践できる技術を身につける教育課程や、地域との連携方策などについて検討を進め、将来にわたり、本道の森林づくりを担う人材の育成に取り組む考えであります。

次に、ダム再生ビジョンについてであります。道では、インフラ長寿命化計画などに基づき、長寿命化による既存ストックの有効活用や老朽化対策を進めてきており、このたび国が策定したダム再生ビジョンは、流域の特性、課題に応じ、ダムの長寿命化や、治水・利水・環境機能の向上など、ハード、ソフトの対策の両面から既設ダムを有効に活用しようとするものであり、トータルコストを抑制しながら、早期に治水機能などの向上が期待できる効果的な取り組みと認識をするものであります。

道といたしましては、近年、頻発、激甚化する洪水被害から、道民の皆様方の安全、安心な暮らしが守られるよう、ダム再生ビジョンの趣旨を踏まえ、国や関係機関などと連携し、既設ダムの有効活用について、具体的に検討してまいります。

最後に、犯罪被害者等への支援についてであります。道では、これまでも、犯罪被害者の方々などに対し、相談室の設置や啓発イベントの実施など、さまざまな支援に努めてきたところであります。犯罪被害に遭われた方々が、さまざまな面で早期に被害から回復し、安心して暮らしや仕事を営むことができるようにしていくためには、全ての道民が、犯罪被害者が置かれている状況への理解を深め、社会全体で支える環境づくりを進めていくことが重要であります。

条例案においては、犯罪被害者等への支援にかかわる道や道民、事業者等の責務を明記するとともに、相談対応、情報の提供、日常生活への支援など、犯罪被害者等支援の基本的施策を盛り込んでいるところであり、その着実な推進に向け、当事者の方々を初め、広く道民の皆様方から

御意見を伺いながら、国や市町村、民間支援団体等との連携を一層強め、条例の実効性を高められるよう努めてまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）北海道創生とSDGsについてであります。国においては、自治体におけるSDGsの推進は地方創生の実現に資するものであるとし、モデルとなる先行的な取り組みに対する支援を行い、成功事例の普及展開等を図ることを検討していると承知しております。

SDGsは、経済社会、環境をめぐる広範な課題に取り組むため、国連で採択された、国際社会全体の持続可能な開発目標であり、将来にわたり安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指す道の創生総合戦略と方向性が合致するものと考えております。

SDGsを推進していく上では、これまでの環境未来都市構想における推進の取り組み手法や実績を活用することとされていることもあり、本道では、下川町が環境未来都市に、帯広市とニセコ町が環境モデル都市に選定されていることから、今後、こうした市町村とも連携を図りながら、広く普及を図るなど、持続可能な地域社会の形成に向けて、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）来年度の予算編成についてであります。道財政は、引き続き、収支不足額の発生が見込まれる厳しい状況でございますことから、当初予算編成におきましては、このたびお示しした、行財政運営方針の後半期の方向性に沿いまして、道税を初めとした歳入の確保や国費の有効活用、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底などによりまして、道政上のさまざまな課題に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

こうした中、来年度の施策の推進に当たりましては、道政の最重要課題である人口減少・危機突破に向け、地域創生の成果を確かなものといたしますとともに、北海道150年の節目に、本道の価値と未来への展望を改めて道民の皆様と共有し、将来を担う人づくりや、世界に挑戦する環境づくりを進めるという観点から、関係部局間あるいは施策間の連携を一層強化するものとか、地域の意向やニーズを踏まえ、振興局が地域と一体となって行う取り組みなどにつきまして、重点的に進めてまいりる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）最初に、JR北海道の事業範囲の見直しに関し、国の支援についてでございます。このたびのJR北海道の社長の発言につきましては、JR北海道が危機的な経営状況にある中、現行のアボイダブルコストルールのもとでの線路使用料は、線路等、鉄道施設の整備に必要なコストを十分反映していないとの問題提起を行ったものと考えて

ございます。

道といたしましては、これまでも、鉄道網の持続的な維持に向け、鉄道ネットワークワーキングチームの報告を踏まえ、貨物列車の走行に伴う負担の軽減措置などを国に重ねて求めてきているところでございますが、引き続き、国に対し、JR貨物の経営の安定確保や荷主への影響に十分配慮しつつ、実効ある支援を行うよう求めてまいる考えでございます。

次に、北極海航路の活用に向けた取り組みについてでございますが、北極海航路の活用は、地理的な条件において優位性のある本道にとりまして、経済の活性化などにつながるものと期待をされております。

道では、これまで、道内の港湾が寄港地として活用されますよう、物流ルートの中継拠点としてのインフラ整備や、燃料供給などの航行支援に必要な設備の検討のほか、貨物の確保に向けて、本道と欧州・ロシア間の双方向での貨物ニーズの把握や、航路の利用に係る課題を整理し、荷主等へ情報提供を行うなどの取り組みを進めてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、国や港湾管理者、学識経験者、民間企業など一層の連携を図り、航路の活用に際しての本道の可能性を発信するとともに、北極域研究船の検討が促進されるよう、国に働きかけるなど、本道の港湾が、北極海航路における物流や研究、観測の拠点として活用されるよう、取り組みを着実に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）スマートフォン等の安全利用についてであります。歩行中や自転車の運転中に、スマートフォン、イヤホンを使用しますと、周囲の状況に注意が及びにくくなり、交通事故や、ひったくりなどの犯罪に巻き込まれるおそれもありますことから、道では、これまで、ホームページ、メールマガジンなどを活用し、スマートフォン等の安全利用につきまして、注意喚起を行ってきたところでございます。

本道におきましても、スマートフォン操作中の事故が少なからず発生しておりますことから、今後、道教委や道警察等と連携し、道民や旅行者の方々に対して、より一層の注意喚起に努めるとともに、他都府県の対策事例も参考としながら、効果的な対策の検討を行うなど、事故等の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、医師確保に関し、地域医療支援センターなどについてでございますが、道では、地域医療の確保に向けた具体的な取り組みを推進するため、道や3医育大学、道医師会、市町村などで構成いたします医療対策協議会を設置し、地域の医師確保に関する必要な施策について、検討を行っております。

また、この協議会で決定した施策に沿って、道が設置している地域医師連携支援センターが、医育大学や医師会などとも連携しつつ、地域の医師不足医療機関への支援、地域枠制度の運営、

さらには、医師のキャリア形成への支援、地域の状況の調査分析など、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

今後とも、本道における医師の地域偏在の解消に向け、医療対策協議会で十分な協議を行いながら、医育大学や医師会などの関係機関等と一体となって、支援センターのより効果的な事業を進めていくことが重要と考えております。

次に、福祉・介護人材の確保に関し、外国人介護人材についてでございますが、外国人が国内で就労するためには、経済連携協定——EPAに基づくものや、日本の介護福祉士資格を取得した留学生のためのもののほか、国外への介護技術の移転を目的とする技能実習制度がございますが、現在、道内では、EPAで受け入れた方の13名が就業しております、そのうち、2名が介護福祉士として、11名が介護福祉士を目指す候補者として、就業しているものと承知いたしております。

いずれの制度も、人材不足を外国人労働者で補うことを目的としているものではないことから、道といたしましては、第7期介護保険事業支援計画においては、介護人材の確保方策として位置づけることとはいたしておりませんが、これらの制度が、その目的に沿って適正に実施されることが重要と考えておりまして、今後とも、必要な支援を行いますとともに、介護事業所団体等の御意見もお伺いしながら、望ましい外国人人材の活用方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）新沼議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道政上の諸課題に関し、スマートフォン対策についてでございますが、児童生徒のスマートフォンの使用については、交通事故の防止や防犯の観点からも、適切に使用できるようにすることが重要であると考えており、これまで、道教委では、歩きスマホの危険性等を啓発するポスターや指導資料等を作成、配付するほか、道教委のホームページにも掲載するなどして、市町村教育委員会、学校に働きかけてきており、学校においては、ケータイ安全教室などで取り上げるなどの取り組みが行われているところでございます。

しかしながら、電気通信事業者の調査では、約半数の人が、歩きスマホをすることがあると答えていることから、児童生徒に対する指導の一層の充実を図る必要があると考えており、知事部局や道警察、電気通信事業者等と連携しながら、各管内で開催する学校安全推進会議等の機会を活用し、市町村教育委員会や学校はもとより、家庭にも働きかけるなどして、スマートフォンの安全で適切な使用が徹底されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育行政に関し、まず、フリースクールなどについてでございますが、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、必要な支援を行い、社会的自立を支えていく上で、フリースクールなどの民間施設は重要な役割を果たしており、道教委では、これまでも、施設への訪問や懇談会などを通じて、連携、支援に努めてきたところであり、これまでの懇談会では、例えば、フリー

スクールにおける活動を、指導要録上、出席の扱いにできることについて、学校の理解が十分ではないなどの意見が出されたことから、道教委では、こうした実情を把握して、学校と施設の適切な連携を促すための資料を作成し、市町村教育委員会や学校に周知してきたところでございます。

今後は、国の基本指針なども踏まえ、市町村教育委員会、学校と一層の連携を図りながら、定期的、継続的な訪問や懇談会などを通じて、フリースクールなどの民間施設の状況、子どもたちの実情をきめ細やかに把握するとともに、学校と施設が効果的に連携している事例を取りまとめ、普及啓発を図るなど、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた、多様で適切な教育機会の確保に努めてまいる考えでございます。

最後に、夜間中学についてでございますが、学齢期に、さまざまな事情や病気などにより、義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに対して教育の機会を確保することは重要であり、夜間中学には、そうした機会を保障するなど、さまざまな役割が期待されているところでございます。

このため、道教委では、これまで、夜間中学に関する国の調査研究事業を実施するとともに、自主夜間中学の関係者を対象としたアンケート調査を行うなど、札幌市教育委員会と連携しながら、夜間中学の設置に当たっての課題や対応などについて検討を行ってきたところであり、今年度は、さまざまな立場の方から幅広く御意見を伺いながら、さらに検討を進めるため、道と札幌市の職員に加えて、学校職員や、自主夜間中学などの民間団体の関係者、学識経験者などにより構成される協議会を設置したところでございます。

今後は、協議会での議論を踏まえつつ、札幌市教育委員会とも連携しながら、本道における夜間中学の設置に向け、より具体的な検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長北村博文君。

○警察本部長北村博文君（登壇）新沼議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、スマートフォン対策についてであります。道内におきましても、本年、歩行中にスマートフォンを操作したりイヤホンで音楽を聞いたりする、いわゆる歩きスマホ中に、交通事故や強制わいせつなどの被害に遭う事件が発生しております。

歩きスマホは、周囲への注意力が散漫となり、事件や事故に遭う危険性が高まるものと認識しております。

道警察では、これまで、帰宅途中の女性が被害に遭わないよう、地下鉄の駅などで、道や札幌市とともにティッシュを配布したり、制服警察官がマイクで呼びかけをするなど、注意喚起のための活動を行っているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体等と連携した、歩きスマホの危険性に関する広報啓発活動等により、交通事故や犯罪被害の防止を呼びかけてまいります。

次に、犯罪被害者等への支援についてであります。道警察におきましては、平成8年の北海

道警察被害者対策要綱の策定を機に、被害者の視点に立った組織的な支援を開始し、各種専用電話による相談受理や、刑事手続についての必要な情報の提供、警察官による付き添いなどの支援活動を実施してまいりました。

平成16年の犯罪被害者等基本法の制定以降は、精神療法の費用の一部負担等、精神的被害の回復や経済的負担の軽減のための支援を充実させるとともに、遺族が、中学、高校で命の大切さを語りかける講演会を開催するなど、被害者を理解し支える機運を醸成するための活動も推進してきたところであります。

こうした中、被害者支援連絡協議会を警察本部や警察署に設置し、これに参画する道、市町村、民間被害者支援団体等が、それぞれに各分野の専門性を生かした支援活動を行うとともに、連携して広報啓発活動に取り組んでまいりました。

道警察といたしましては、今後さらに、被害者のニーズに応じた、途切れのない支援活動を行えるよう、被害者支援連絡協議会において、関係機関・団体に期待される支援メニューを提示、共有するなど、関係機関等との有機的な連携を一層強化してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 新沼透君。

○25番新沼透君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長、警察本部長から御答弁をいただきましたが、指摘を交えながら、再度、質問いたします。

初めに、北海道創生についてであります。

北海道創生に関し、人口減少の克服に向けた対策などについて伺いましたが、地域の将来を担う若者たちが希望を持って暮らし続けることができるよう、創生総合戦略の展開に向けて、引き続き、全力で取り組んでいくとのお答えでありました。

創生総合戦略の実質的な始動の年である平成28年度の予算では、北海道創生を加速化するとして約37億円、今年度は約38億円の事業予算を措置しておりますが、知事は、約3兆円の道予算のうち、この程度の金額で、果たして、地方創生の加速化や進化に資するものとなっていると考えておられるのか、来年度以降の当該事業の取り扱いを含め、お伺いいたします。

次に、北海道創生とSDGsについてであります。

SDGsの取り組みについて、見える化を含めて伺ったところ、環境未来都市や環境モデル都市に選定されている市町村とも連携を図りながら、広くその普及を図るなど、持続可能な地域社会の形成に向けて取り組みを進める旨、お答えになりましたが、まだまだ認知度が低いSDGsをどのように道民に理解してもらいながら、取り組みを進めていこうとするのか、判然といたしません。再度、答弁を求めます。

次に、道内経済の向上についてであります。

実感なき景気回復の要因については、お答えいただけませんでしたでしたが、要因の一つとして、私は、企業の収益が上がっている割には、賃金がそれほどふえていないことがあると考えています。

安倍首相は、経団連に対し、月例賃金を3%引き上げを求めていますし、知事は、ただいま、中小企業の賃金の支払い能力が高まるよう、各般の施策を積極的に推進するとお答えになりましたので、ぜひとも、道民が景気回復を実感できる経済対策に御尽力されることを指摘しておきます。

次に、財政健全化についてであります。

道財政について、収支不足は着実に改善しているが、引き続き厳しい状況にある、道財政の着実な健全化や財務体質の改善を図っていくとのことのお答えは、道財政の健全化は道半ばとの知事の認識を示したものと理解しておきます。

人件費の削減などを実施しなくても済む健全財政の確立に向け、より一層努力していただくことを求めています。

次に、J R 北海道の事業範囲の見直しについてであります。

J R 北海道の事業範囲の見直し問題について、知事が言う議論を加速させるための具体的な取り組み、また、新たな指針における当問題への対応について伺ったところ、いずれも、これまでの議会議論の域を超えることなく、本当に議論を加速できるのか、疑問であります。

知事は、実情を踏まえた取り組みの提案を行うと述べられましたが、仮に何らかの提案を行うにしても、その前提としての、国や道の支援策、さらにはJ R 北海道自体のさらなる自助努力が判然としない中で、道が実情を踏まえた取り組みを地域に提案することが可能なのか、伺います。

また、可能とするならば、具体的にどのような提案を行い、議論を加速させようとするのか、所見を伺います。

次ですが、新たな指針の策定に当たり、J R 北海道の事業範囲の見直し問題への対応については、今後さらに、地域での検討協議の場において、検討の状況や指針の考え方などを丁寧に説明する旨、述べられました。

私も、その方針に異論はありませんが、先ほど述べたように、指針自体が、現状の骨子で示されているような、J R 北海道の事業範囲の見直し問題に関して乏しい表現にとどまっている以上、議論が加速するとは思えないわけであります。

年内に原案を、年度内に成案を策定することとしておりますが、指針の策定、取りまとめに当たり、J R 北海道の事業範囲の見直しへの対応も含め、どのように取り組まれるのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、地域経済牽引事業についてであります。

道としても、牽引事業の担い手となる企業を支援できるよう、産業振興条例に基づく立地補助制度においても、事業に取り組む企業の立地や産業集積が可能となるよう、対応を検討することですが、今回、道が承認した事業計画は、国から同意を得た9件の基本計画のうち2件です。

残り7計画については、どのように具体的な事業展開に結びつけていくのか、伺います。

また、室蘭市と共同で作成した、成長性の高い航空機産業にかかわる基本計画もありますが、航空関連産業の現状と、道内企業の参入状況及び育成策について伺います。

次に、気候変動の影響への適応計画についてであります。

地球温暖化の進行により生じる被害の軽減策について、適応計画が未策定で、策定期間すら決まっていないのは、都道府県レベルでは、本道を含めて9道県しかありません。

確かに、広大な面積を有し、さまざまな地域特性を有する本道は、他府県にはない難しさがあると思いますが、札幌市では今年度中に策定する予定と聞いております。

このままでは、環境対策後進地域と見られるおそれもあります。速やかに、道内の英知を集め、適応計画の策定に向けて取り組むよう強く指摘しておきます。

次に、スマートフォン対策についてであります。

ただいま、警察本部長から、歩きスマホは、周囲への注意力が散漫となり、事件や事故に遭う危険性が高まるとの答弁をいただきましたが、歩きスマホは、人命にかかわる大変危険な行為であります。

アメリカでの報道によると、2016年の歩行中の事故で死亡した人は、全米で約6000人に上り、その原因として歩きスマホが指摘されており、このような情勢から、先述したように、ホノルル市を初め、世界では、本格的な歩きスマホ対策を講じようとする動きが広がっております。

ホノルル市の条例は、市議会からの議員提案によるもので、歩行者にも、自動車の運転と同様に、責任を持って行動してもらうことが狙いである旨、述べられております。

2020年の外国人観光客500万人を目指し、世界の中の北海道を掲げる知事としても、道民の安全、安心の確保はもとより、インバウンドを初めとする多くの来道者に、安全に楽しく北海道での滞在を満喫していただけるように、歩きスマホ対策における我が国のトップランナーとして、条例の制定により、実効性のある対策を早急に講ずるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、医師確保についてであります。

医師確保については、道としても、医育大学や医師会などとも連携し、地域枠制度なども活用しながら、各般の施策を講じていることは承知しておりますが、医師の地域偏在は一向に改善されません。

知事は、医療対策協議会の会長として、改善が進まない原因をどのように分析しているのか、伺います。

また、厚生労働省が検討している、地域や診療科における医師の偏在の解消に向けた目標と対策については、医療計画に盛り込むか否かは別として、必要と考えますが、地域医師連携支援センターの機能強化を含め、見解を伺います。

次に、農業、農村の振興についてであります。

農業、農村の振興については、おおむね推進計画の達成に向けて進んでおり、引き続き、本道農業の競争力の強化や豊かな農村づくりに取り組む旨のお答えをいただきましたが、関係機関とも連携協力して、経済的側面だけではない、心の豊かさを伴ったコミュニティーとしての農村づ

くりに努められるよう指摘しておきます。

最後に、夜間中学校についてであります。

道内における夜間中学校については、札幌市教育委員会と連携しながら、設置に向け、より具体的に検討を進めるとのお答えで、設置時期については、お示しいただけなかったのですが、今後、詰めなければならない検討事項はどのようなものがあるのか、また、設置者については、道、札幌市のどちらで協議されているのか、教育長に伺います。

以上、私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）新沼議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、北海道創生加速化事業などについてであります。道では、人口減少・危機突破を最重要課題として位置づけ、国の交付金なども最大限に活用しながら、創生総合戦略に基づき、関係部局が連携して取り組むプロジェクトなどに予算を重点的に配分し、実効性に留意しながら、各般の事業を展開してきているところであります。

この間、移住、定住の推進、働き方改革支援などの事業の推進の核となる拠点や基盤の整備を図ってきているところであり、地域創生の成果を確かなものとするため、人口の社会減の抑制などにつながるよう、来年度の重点政策についても、今後の予算編成の中で検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、SDGsの取り組みについてであります。国においては、平成30年度予算の概算要求において、自治体によるSDGs推進のためのモデル的な先進事例の創出と普及展開を図ることで、地方創生の進化につなげる事業を検討していると承知いたします。

また、SDGsの推進に当たっては、環境未来都市構想推進の取り組み手法や実績を活用するとされているところであり、道内では、森林を有効活用した取り組みによる下川町などの事例もあることから、道といたしましても、国の動きを注視しながら、こうした先行事例となる市町村の取り組みなどをもとに、理念の理解の促進や普及に努めてまいる考えであります。

次に、道内の交通網の整備に関し、まず、地域における検討協議についてであります。道では、これまで、私自身も含め、道幹部が地域に入り、道が有するさまざまな情報を提供しながら、交通体系のあり方について、関係市町村と検討を積み重ねてきております。

道といたしましては、今後、JR北海道の徹底した自助努力が進むよう、国に対し、指導を求めるとともに、駅の魅力や利便性の向上、観光施策と連携した鉄道利用の促進といった、地域の実情を踏まえた取り組みなどの提案を行いながら、地域における議論が一層深まるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、交通政策に関する新たな指針についてであります。道といたしましては、地域における検討協議の状況を踏まえつつ、引き続き、運輸交通審議会や道議会で御議論いただきながら、新たな指針の策定に向けた検討を急いでまいる考えであり、今後さらに、地域の皆様方に対し、こうした指針の検討状況や考え方について説明を行うなどして、道や沿線自治体が一体となっ

て、最適な公共交通ネットワークのあり方に関する議論を加速させながら、年度内に成案を得てまいります。

次に、地域経済牽引事業の展開などについてであります。道といたしましては、基本計画の対象地域となった市町村と連携しながら、地元企業の発掘と道外企業の誘致の取り組みを両輪で進めるなどして、計画を策定した地域で、地域経済を牽引する事業が展開されるよう努めているところであります。

また、道内の航空関連産業の現状などについてであります。道が行った調査では、航空関連産業に参入済み、または、参入意向や関心がある企業は50社近くとなっており、ものづくり産業を中心に、広がりを見せているところであります。

本年度は、8月に、理解の促進に向けてセミナーを開催したほか、今月には、道外企業の製造現場の見学会を実施することにしており、今後とも、国や関係市町村とも連携しながら、道内企業の参入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、スマートフォンの安全利用についてであります。現在、自動車や自転車等の運転中は、道路交通法により、携帯電話等の使用が禁止されているところでありますが、歩行中においても、スマートフォンやイヤホンを使用すると、周囲の状況に注意が及びにくくなり、さまざまな事故や事件の原因となるおそれがあると認識をいたします。

道では、関係機関と連携し、歩行中におけるスマホ等の安全利用について、注意喚起をしているところであり、今後、いわゆる歩きスマホなどの規制に関して、国や他都府県、企業等における取り組みについて情報収集を行い、一層効果的な対策を検討してまいります。

最後に、医師確保対策についてであります。平成16年度に導入された臨床研修制度の影響や、研修指導体制が充実している医療機関が都市部に集中していることなどにより、医師の地域偏在が続いているものと考えております。

道といたしましては、国の動向も踏まえつつ、地域における医師の状況を十分把握し、地域偏在の解消に向け、医療対策協議会で協議を行いながら、医師確保対策を進めることとしているところであり、地域枠制度の運用や、自治医大卒業医師の配置、地域医療支援センターからの医師派遣、ドクターバンク事業など、地域医師連携支援センターの事業のより効果的な実施に努めてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）新沼議員の再質問にお答えをいたします。

夜間中学についてでございますが、夜間中学には、学齢期に、さまざまな事情により、義務教育を受けることができなかった方々に対して教育の機会を提供することが期待されているところでございますが、就学を希望する方々が求める教育の内容はもとより、年齢や生活環境、さらには国籍なども異なることが予想されますことから、このたび設置した協議会では、夜間中学へのニーズについてのより詳細な把握に加えて、教育ニーズに対応した望ましい教育環境のあり方、

【平成29年12月1日（金曜日） 第2号】

さらには、公立夜間中学として求められる役割などについて協議が必要と考えており、こうした協議会での議論を踏まえつつ、札幌市教育委員会とも連携しながら、設置のあり方などを含めて、検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 新沼透君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月4日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時30分散会